

目 次

○1日目

会期決定・報告・上程・説明・委員会付託・決算審査報告・・・1ページ～41ページ

○2日目

一般質問（42ページ～）

①鈴木 均議員・・・・・・・・・・・・・・・・44ページ～58ページ

- 1、白馬村の将来像と開発について
- 2、インバウンドの経済効果について

②永井勝則議員・・・・・・・・・・・・・・・・58ページ～68ページ

1. 豪雨災害への備えについて
2. 大学の誘致について

③内川史朗議員・・・・・・・・・・・・・・・・68ページ～72ページ

白馬駅前開発について

④伊藤まゆみ議員・・・・・・・・・・・・・・・・72ページ～88ページ

- 1 箱モノ行政について
- 2 村外資本への不動産移転と住民の資産売却・離村、移住定住について

○3日目

一般質問（89ページ～）

①太田 学議員・・・・・・・・・・・・・・・・91ページ～97ページ

1. 森林整備について
2. 白馬駅前喫煙所設置について

②酒井 洋議員・・・・・・・・・・・・・・・・97ページ～108ページ

大糸線の利用促進と活性化について

③丸山宏充議員・・・・・・・・・・・・・・・・108ページ～118ページ

部活動の地域展開について

④太田伸子議員・・・・・・・・・・・・・・・・118ページ～132ページ

住み易く優しい村づくりについて

○4日目

委員長報告、追加日程等・・・・・・・・・・・・・・・・・・133ページ～162ページ

令和7年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和7年9月2日（火）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和7年 9月 2日

至 令和7年 9月18日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 決算特別委員会の設置について

日程第 6 報告第 4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 7 報告第 5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 8 報告第 6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 9 議案第46号 村道路線の廃止について

日程第10 議案第47号 村道路線の認定について

日程第11 議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第49号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）

日程第13 議案第50号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第51号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第52号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第53号 令和6年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて

日程第17 議案第54号 令和6年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて

日程第18 認定第 1号 令和6年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第 2号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第20 認定第 3号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第21 認定第 4号 令和6年度白馬村水道事業会計決算認定について

日程第22 認定第 5号 令和6年度白馬村下水道事業会計決算認定について

令和7年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和7年9月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
住 民 課 長	堤 則 昭	健康福祉課長	工藤弘美
教 育 課 長	下川浩毅	子育て支援課長	中村由加
会計管理者会計室長	松澤孝行	生涯学習スポーツ課長	鈴木広章
観 光 課 長	山岸大祐	農 政 課 長	田中洋介
参事兼建設課長	矢口俊樹	上下水道課長	廣瀬昭彦
代表監査委員	横澤哲朗		

6. 欠席した職員

税 務 課 長 太田雄介

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祉

8. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 決算特別委員会の設置について
- 6) 報告事項

報告第4号から報告第6号 報告、質疑

7) 議案審議

議案第46号から議案第54号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第5号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

9. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 報告第 5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
3. 報告第 6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
4. 議案第46号 村道路線の廃止について
5. 議案第47号 村道路線の認定について
6. 議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
7. 議案第49号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
8. 議案第50号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
9. 議案第51号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）
10. 議案第52号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）
11. 議案第53号 令和6年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
12. 議案第54号 令和6年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
13. 認定第 1号 令和6年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
14. 認定第 2号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
15. 認定第 3号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
16. 認定第 4号 令和6年度白馬村水道事業会計決算認定について
17. 認定第 5号 令和6年度白馬村下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和7年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

なお、太田税務課長が所用のため欠席しています。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和7年5月、6月、7月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、村長から、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会令和7年8月定例会が8月21日及び22日に行なわれました。また、白馬山麓事務組合議会令和7年第2回定例会が8月28日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、白馬村教育委員会から、令和6年度白馬村教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第7番 切久保達也議員、第8番 伊藤まゆみ議員、第9番 松本喜美人議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和7年第3回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から9月18日までの17日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。令和7年第3回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

この夏は、全国的に梅雨の時期から降雨が少なく連日大変な猛暑となり、6月から8月までの全国平均気温は気象庁の統計開始以降、最も高くなりました。本村では晴天の多かったことが観光面においては、来訪者の増加につながったとみられる一方で、7月までの降雨量が少ないことで農業への影響が大変懸念されました。

しかしながら、8月に入りまとまった降雨が数日あったこともあり、今年も無事米の収穫期を迎えられたことを大変ありがたく一安心しているところでございます。例年に比べまだ日中は暑い日が続いておりますので、農家の皆様におかれましては、収穫作業の際には熱中症等、十分ご留意をお願い申し上げます。

さて、平成27年に制定しました「美しい村と快適な生活環境を守る条例（通称：マナー条例）」は、制定から10年がたち、啓発ポスターの掲示やチラシの配布とともに、本条例を根拠とした警察によるパトロールや指導により、一定の効果はあったものの、交流人口の増加や国内外からの観光客の来訪が進むにつれて、条例に規定のない迷惑行為の発生や、抑止力アップのための罰則規定の追加を望む声など条例見直しの要望が度々ございました。

これにつきまして、第1回定例会の閉会の折に「現条例で規定している禁止行為等について、もう一步踏み込んだ見直しを図り強化していきたい」と申し上げましたとおり、現在、条例改正の作業に取り組んでいます。

改正に当たっては、現行条例を迷惑行為を防止するための「マナー条例」、生活環境を守るための「快適な環境づくり条例」、空家等対策特別措置法に基づく「空家適正管理条例」の3つに分けて整理し、マナー条例には顕在化する新たな迷惑行為を追加します。また、新たに罰則条項を規定することから、各条文には客観的な基準を設ける必要があります。

「マナー条例」と「快適な環境づくり条例」の素案は、それぞれ1か月間のパブリックコメント手続を終え、村民の皆様から多数のご意見を頂戴しましたので、現在、専門家の助言も踏まえてそれらの意見に対応するための調整を図っているところであります。なお、条例案につきましては、今後、地方検察庁との事前協議が整い次第、議会に提出させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、各課の事業執行状況についてご報告させていただきます。

最初に総務課関係ですが、第6次総合計画策定に向けて、計画審議会や村民ワークショップ等を

開催し、基本構想策定に向けて幅広く村民の皆様のご意見を伺っております。変化の激しい時代で10年後を見据えるのは難しい面がありますが、将来像や白馬村として大切にしたい考え方を描き、自治基本条例も含め村全体の共通認識としていきたいと考えます。

第2世代交付金を活用した各種事業につきまして、デジタル地域通貨「アルプスPay」は11月の運用開始を目指し、今月から事業者向けの説明会と加盟店募集を開始します。ご利用いただく村民の皆様への説明も丁寧に実施してまいりますので、多くの皆様のご協力をお願いします。

また、関係人口の施策として、先日、白馬ファンコミュニティの立ち上げサポーターを募集したところ、村内外から想定を上回る70名余りの方からご応募いただきました。年代も幅広く、様々な経験やスキルをお持ちの方も多数いらっしゃいますので、地域課題の解決につながるような活動を展開してまいります。

環境関連の取組では環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」について、8月22日に補助金の交付決定を受けたことから、対象施設であります保健福祉ふれあいセンターと白馬中学校で太陽光発電設備設置工事が始まりました。この事業により、行政が取り組む公共施設脱炭素化の推進と、災害時の防災拠点施設へのエネルギー供給を実現してまいります。施設を利用される皆様には工事期間中ご迷惑おかけしますが、ゼロカーボン実現のためにご理解をお願いします。

次に、観光課関係ですが、この夏の観光客入込状況について6月の山岳と平地観光の利用者数は、合わせて前年比111%、7月は132%と、いずれも前年を上回る利用者数となりました。これは、特に山岳観光において、梅雨入り当初からの猛暑と少雨傾向により天候に恵まれたことや、昨年は通行できなかった大雪渓ルートが今年は通行できたこと、そして五竜、八方、岩岳のいずれのエリアにおいても、アジア系インバウンドが増加傾向にあったことなどが要因と見ています。

DMOが戦略的に進める「繁忙期の平準化」を図るためのグリーンシーズンへの誘客プロモーション効果がある程度浸透してきているものかどうか、今後の動向を見守りつつ、通年型山岳リゾートの実現に期待しています。

8月の入込客数は集計中ですが、山の日を含む3連休とお盆休みが重なった連休中に、日本列島に停滞した前線の影響により全国的に大雨となり、特に九州、北陸地方ではこれまでに経験したことのない豪雨に見舞われ、甚大な災害が発生しました。この影響が本村の入込客数にも少なからず影響を及ぼしているものと思います。

今回の豪雨災害により被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く日常生活を取り戻せることをお祈り申し上げます。

次に、観光課事業関係ですが、令和8年度から向こう10年間の「観光地づくり戦略」の指針となる「観光地経営ビジョン」の策定に向け、6月から観光地経営会議での議論を開始しました。この新たなビジョンは、これからの観光地づくり戦略の指針となることに加え、宿泊税の使途条例を

踏まえた法定計画としての位置づけも担うことになる重要な計画であるため、観光地経営会議においては、関係委員の皆様の活発で建設的な議論を期待しています。

また、「新八方池山荘の整備運営に係る事業化連携業務」において、PFI法に基づく本事業を実施する民間事業者の選定を行なうに当たっての実施方針、要求水準書の素案等を策定、公表するとともに本事業に関心のある民間事業者との個別対話まで完了したところです。今後は、個別対話結果を踏まえた実施方針修正版の公表や入札説明書等の策定など、年度内に予定する業務を進めてまいります。

健康福祉課関係ですが、村では危険な暑さから身を守るため、熱中症特別警戒アラート発表中の緊急避難先として、白馬村図書館のほかには地域の事業者からもご協力をいただき、デリシア白馬店、ハピアAコープ白馬店、ザ・ビッグ白馬店の4つの施設をクーリングシェルターとして指定いたしました。幸いこの夏、長野県内では熱中症特別警戒アラートの発表はございませんでしたが、気温が年々上昇しており、本村でも熱中症で救急搬送された方も少なくありませんでした。そのような中、外出時の暑くて大変なとき、ひと涼みできるクーリングスポットとして開放し、ご利用いただきました。

次に、長寿高齢者の状況ですが、今年度100歳を迎えられた方は7名おり、長寿のお祝いと多年にわたり社会の発展に寄与していただいておりますことに感謝し、祝い金等を贈呈します。9月1日現在、100歳以上の高齢者は9名で、最高齢者は103歳であります。これからはますますお元気にお過ごしいただきたいと存じます。

農政課関係ですが、国では今後、米を増産する方針としましたが、米農家の激減や農業機械の高騰といった全国的な課題に加え、本村では大規模農業法人等への集積が限界に近づいていることや、圃場の老朽化など解決すべき課題は数多くあります。まずは地域計画懇談会等において、関係者で課題を共有するとともに、今後の国の政策と予算動向に注視してまいります。

ナラ枯れについて、本村では平成21年頃に発生し27年頃に一旦終息しましたが、その後、令和2年頃から岩岳地区を中心に再発生し、どんぐり、和田野、八方、みそら野、神城地区の一部で確認されており、現在もなお終息に至っておりません。以前は一定のエリアでおおむね5年程度で終息しておりましたが、最近の猛暑の影響か、状況が変わってきていると思われます。今年の春は残雪が多く、4月から6月頃は気温もそれほど上昇せず、例年と比較してナラ枯れは目立たなくなり、一旦終息を迎えたように思われましたが、7月に入り全国的に猛暑となり本村でも暑い日が続きました。そのせいか7月の最終週から岩岳、八方、どんぐりの山林や宅地周辺に新たなナラ枯れが目立つようになりました。こうした状況を踏まえ、先月28日に県や林業事業体等の関係者を交えて現地確認と対策会議を行ない、今後に向けて次の対応を確認しました。

1. 木の中にカシノナガキイムシが生息しており、温暖化により活動が活発になること。
2. 行政が中心となってナラ枯れ処理をしてきましたが、公費投入には限界があること。

3. 所有者の管理を促すため「支障木伐採・森林病害虫防除補助金事業」を創設したこと。

4. 村は公有地を中心に処理しますが、民有地は住民や観光客等への影響を考慮し、ライフライン沿いを中心に処理すること。

5. 被害が全村に広がりつつあり、今後、伐倒くん蒸処理は効果が期待できないことから、玉切り処理に移行すること。

6. 被害木をまきとして利用する場合は、年内に割り、村内で消費すること。

7. 被害木の利活用を進めること。

8. 所有者管理の啓蒙を図ること。

以上、8点が主な内容であります。

住民課関係ですが、後期高齢者医療保険は、保険証に代わる資格者証をマイナ保険証をご利用中の方も含め、全ての対象者への交付を完了しました。これは、マイナ保険証の普及状況を踏まえ、後期高齢者医療保険の対象者に限って行なわれた措置であり、マイナ保険証の利用者には交付しないこととされた国民健康保険とは取扱いが異なっております。

次に、戸籍法の改正への対応でございます。改正戸籍法の施行に伴い、今後、戸籍には氏名の振り仮名が記載されることとなりました。それに先立ち、既に村民の皆様へご自身の氏名に関する振り仮名が通知されております。これにより行政事務の効率化につながるとともに、氏名の読み方を明確にすることが可能になりますので、引き続き丁寧な周知と案内に努めてまいります。

環境衛生の関係では、本年4月から始まったプラスチック製品資源化におきまして、白馬村は回収されたプラスチック資源のうち、およそ8%を製品プラスチックが占める結果となりました。これは、近隣自治体と比較しても高い成果であり、村民の皆様のご理解とご協力のたまものであります。

一方で、ごみ全体の発生量、とりわけ観光客の増加に起因すると考えられる事業系ごみの発生が著しく増加している状況にあります。その結果、ごみ処理に係る白馬村の負担金も大幅に増加し、村の財政に大きな影響を及ぼしております。このため本定例会におきまして、ごみ処理負担金の増額に対応する補正予算案を提出しております。健全な財政運営を維持しつつ、環境負荷の軽減と持続可能な循環型社会の実現を目指し、引き続き全力で取り組んでまいります。

上下水道課関係では、1月に発生した埼玉県八潮市の下水道管破損による道路陥没事故により、上下水道施設の老朽化の現状や維持管理の体制について全国的に関心が高まっています。本村の上下水道は老朽化が進み、漏水事故の多い管路と重要給水施設を優先して更新工事を進めています。

また、下水道管については法定耐用年数の50年には達していないものの、管路調査等を実施し随時更新工事を行なう必要があると考えています。今後も継続的に上下水道施設の更新が必要であり、事業運営に関しても将来を見据えた施設規模の選定や施工方法など、民間企業の知識と技術力も必要とすることから、官民連携の可能性についても検討しているところであります。

次に、教育委員会部局、最初に教育課関係ですが、当初予算に計上した小中学校の施設工事及び備品の更新状況について、北小学校の放送設備更新工事は8月に竣工、児童・生徒・教員用のタブレット端末及び小学校教員用のパソコンの更新も8月末に完了しています。また、昨年度と同様に、今年度も北小学校では大規模な漏水が発生しており、なかなか漏水箇所が特定できませんでしたが、6月に漏水箇所を特定し緊急修繕を完了しました。

中学校部活動の地域展開の状況については、今年度、部活動地域移行検討協議会を設立し、この9月に1回目の会議を開催する予定です。今後、専門のコーディネーターを雇用し、協議会や部会の開催、各部活動との調整等を担当していただき、休日の部活動を令和8年度、平日の部活動を令和9年度を目標に、準備が整った部活動から地域クラブ等へ移行できるように進めています。今定例会に関連する補正予算を計上していますので、ご審議のほどお願いします。

また、学校関係ですが、戦後80年を迎える今年、小中学校では松代象山地下壕など、県内の戦争遺跡や歴史館を訪れ、平和学習を行ないました。また、中学校では昨年度に引き続き、長野県の補助事業を活用した防災学習や、今年度から英語教育に力を入れており、AIアプリを活用した学習や白馬インターナショナルスクールと連携し、白馬岩岳マウンテンリゾートで互いの生徒同士が交流し、英語力を高める学習を行なったと聞いております。

子育て支援課の関係では、昨年度からの繰越事業である国の給付金事業「物価高騰対応重点交付金事業」における低所得者世帯こども加算分につきまして、住民税非課税世帯を対象に児童1人当たり2万円を給付し、児童128人分、総額256万円を給付しました。

また、県の給付金事業である「長野県低所得世帯支援事業」におけるこども加算分につきまして、住民税均等割のみ課税されている世帯を対象に、同じく児童1人当たり2万円を給付し、児童44人分、総額88万円を給付しました。

新たな子育て支援施設の建設につきましては設計業者が決定し、既存施設の解体工事に向けた実施設計を行なったところ、その過程で施設の各所にアスベストが含まれていることが判明しました。このため、解体工事費が当初の見込みを上回る見通しとなり、必要となる追加経費につきまして補正予算を計上しておりますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

生涯学習スポーツ課関係ですが、協和ウイング白馬で7月24日から3夜連続で開催された第23回白馬国際音楽祭に、3日間で600人を超える聴衆の皆様にご参加いただきました。風光明媚な白馬村で音楽と自然を愛する人々が集い、終演後には立食パーティーを行なうなどの交流の場も提供され、夏の白馬に欠かせない音楽イベントとして定着したものと思います。既に次年度の開催日程も決定し、世界的な演奏を聴ける貴重な機会でありますので、今後も周知と集客に努めてまいります。

また、7月25、26日の2日間、クロスカントリー競技場で開催しました第28回スノーハープクロスカントリー大会には、2日間で約1,600名のランナーの皆様にご参加いただき、参加

者数は昨年度を上回る結果となりました。

さらに、8月3日にはジャンプ競技場において第3回「ウォータースポーツフェスティバル」を開催し、村内外から約2,000人の参加があり、ミニプール、ウォータースライダーなど水を使ったアトラクションを楽しんでいただきました。このイベントは、ジャンプ競技場における競技以外の有効活用、親子の触れ合いの機会の創出、海のない白馬村において水と親しめるライフスポーツの推進を目的に、令和5年から開催しているものです。非常に多くの方にご来場いただきましたことから、次年度以降も継続して開催する予定です。

8月15日には、協和ウイング白馬で二十歳の集いを開催し、62名が参加しました。式典は厳粛かつ温かい雰囲気の中で進行し、節目を迎える喜びを分かち合いました。今後も若者が地域に誇りを持ち、互いに支え合える関係を築き、未来を考えるきっかけの場となるよう二十歳の集いを開催してまいります。

最後に決算関係であります。決算の概要と主要な事項につきましては、認定案件の審議の際に、担当課長及び会計管理者から説明させますので、私からは一般会計の決算状況について簡単に申し上げます。

決算規模は歳入総額が78億9,800万円余り、歳出総額が77億2,600万円余りで、前年度と比較すると歳入は8億2,600万円余りの増額、歳出は8億1,100万円余りの増額となりました。歳入から歳出を引いた形式収支は1億7,100万円余りの黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億3,800万円余りの黒字決算となりました。

歳入の21.5%を占めます村税について若干触れますが、歳入済額は前年度を1億3,700万円余り上回る17億円余りとなりました。全ての税目において前年度実績を上回っていますが、特に固定資産税が5,500万円余り、法人村民税が4,200万円余りと増額幅が大きくなっています。

徴収率は、現年分が99.2%と上昇し、滞納繰越分を含む合計徴収率も91.2%となりました。合計徴収率が90%台になったのは、平成6年度決算以来となります。

収入未済額は徴収率の向上に努めるとともに、滞納処分を着実に進めていることから減少傾向にあり、平成19年度には最大で9億円を超えていた収入未済額が、令和5年度決算で2億円を切り、6年度決算では1億6,300万円余りとさらに圧縮することができました。今後も公平かつ公正な課税を前提に、適正な滞納処分を行なうことで徴収率のさらなる向上に努めてまいります。

歳出面では、公約実現に向けた既存事業の拡充や新規事業の取組に加え、事務事業の見直しなどによる歳出削減に努めていることから、令和元年度から引き続き、財政調整基金の取崩しをせず、前年度の余剰金処分の5,500万円を積み立てました。

また、義務教育施設整備基金にも1億円の積立てを行なうなど、健全財政の堅持に努めています。なお、減債基金につきましては、繰上償還に1億6,200万円余りを繰り入れることで財政安定

化を図りました。

本定例会に提出します案件は、報告3件、議案9件、決算認定5件であります。議案等につきましては、担当課長等に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会に当りましてのご挨拶といたします。

△日程第5 決算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第5 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第53号及び議案第54号並びに認定第1号から認定第5号までの議案及び認定案件は、いずれも令和6年度の決算認定に係る議案及び認定案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号及び議案第54号並びに認定第1号から認定第5号までの議案及び認定案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定いたしました。

これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べる事ができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第6 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第6 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 報告第4号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

村道上の事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。今回は4件の損害賠償事案がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

まず、専決第10号であります。令和7年3月31日午後8時30分頃、白馬村大字神城25704番6地先の村道0212号線上において、損害賠償請求者が所有する車両が走行中、アスファルトの欠損箇所においてタイヤを損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金1万9,360円を賠償したものであります。

次に、専決第11号であります。令和7年4月8日午後6時30分頃、白馬村大字北城9715番6地先の村道3064号線上において、損害賠償請求者が所有する車両が走行中、アス

ファルトの欠損箇所においてタイヤを損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金5万3,330円を賠償したものであります。

次に、専決第12号を御覧ください。令和7年4月8日正午頃、白馬村大字北城9715番6地先の村道3064号線上において、損害賠償請求者が所有する車両が走行中、アスファルトの欠損箇所においてタイヤを損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金1万5,570円を賠償したものであります。

続きまして、専決第13号を御覧ください。令和7年4月30日午後1時頃、白馬村大字北城7337番地の大出公園駐車場において、突発的な強風により駐車場案内看板が倒れ、損害賠償請求者が所有する車両の側面を損傷させたことから、村は損害賠償請求者に対して車両の修理代金6万4,674円を賠償したものであります。

以上4件、いずれも保険対応で支払いを行なっておりますが、今後適切な施設の維持管理に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いしております。

報告第4号の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第6 報告第4号は終了いたしました。

△日程第7 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第7 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 報告第5号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてご説明申し上げます。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、専決第14号の内容でございますが、令和7年6月16日午前10時頃、白馬北小学校駐車場において草刈り作業をしていた職員が飛ばした小石により、損害賠償請求者が所有する乗用車の左側前方の窓ガラスを損傷させたものでございます。村は損害賠償請求者との示談により、本件に関する一切の損害賠償金として、車両の修理代7万6,285円を賠償したものでございます。

説明は以上となります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第7 報告第5号は終了いたしました。

△日程第8 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長(太田伸子君) 日程第8 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。鈴木生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長(鈴木広章君) 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてご説明申し上げます。

損害賠償事件に係る損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

では、最終ページを御覧ください。専決第15号の内容ですけれども、令和6年度白馬連山水河調査業務に係る業務委託料の支払いにつきまして、支払日が契約に基づき算出した支払期限を5日間超過したことにより、損害賠償金が生じたものであります。損害賠償請求者は、新潟県新潟市西区五十嵐二の町8050、国立大学法人新潟大学学長、牛木辰男で、請求に基づき損害賠償金301円を支払いしたものでございます。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第8 報告第6号は終了いたしました。

以上をもちまして報告事項は終了いたしました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第9 議案第46号 村道路線の廃止について

△日程第10 議案第47号 村道路線の認定について

議長(太田伸子君) お諮りいたします。日程第9 議案第46号 村道路線の廃止について及び日程第10 議案第47号 村道路線の認定についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号及び議案第47号は一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。矢口参事兼建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 議案第46号 村道路線の廃止について並びに関連がございますので、議案第47号 村道路線の認定についてを合わせてご説明をいたします。

まず、議案第46号から御覧いただきたいと思います。今回の路線廃止及び路線認定につきましては、岩岳地区の一部路線について現況と台帳上の相違があったこと等から、村道3079号線と村道3083号線の2路線、総延長4,173.9メートルについて一旦路線廃止をいたします。

続きまして、議案第47号を御覧ください。こちらでは、村道3157号線と村道3158号線の2路線、総延長4,266メートルについて、新たに路線認定をお願いするものであります。いずれも、議案書に廃止及び認定する村道の路線図を添付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で、議案第46号及び議案第47号のご説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,488万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億6,471万5,000円とするものでございます。

議案8ページの歳入明細を御覧ください。8ページでございます。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

14款1項3目災害費国庫負担金313万円の増額は、令和6年7月発生の豪雨災害で被災した村道の復旧事業に対する国庫負担金です。

14款2項6目総務費国庫補助金6,115万4,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とマイナンバーカード関連事務交付金の増額によるものでございます。

9ページ、15款3項1目総務費県委託金408万5,000円の増額は、宿泊税徴収準備費用に対する県からの委託金であります。

10ページ、18款1項2目福祉基金繰入金103万円、5目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金1,250万円、6目企業版ふるさと白馬村を応援する基金繰入金1,750万円は、事業の実

施状況を鑑みて充当額を増額したものでございます。

19款1項1目繰越金422万5,000円の増額は、令和6年度決算額の確定により、支出の増額補正に合わせて増額をするものでございます。

20款5項1目雑入3,667万9,000円の増額は、雪害復旧工事に対する損害保険料641万4,000円、北アルプス広域連合過年度還付金3,002万1,000円の増額などがあります。

11ページ、11目スポーツ活動支援補助金100万円の増額は、ジャンプ競技場で開催しましたウォータースポーツフェスティバルに対する補助金であります。

21款1項村債では、2目民生債7節一般単独事業債の増額は、子育て支援ルーム解体工事の増嵩によるもの、3目農林業債1節公共事業等債の増額は、白馬村土地改良区沢渡揚水機場のポンプ更新に伴う村負担金に対するもの、8目災害復旧債2節公共土木施設災害復旧事業債の増額は、令和6年7月発生の豪雨災害で被災した村道の復旧工事に対するものであります。

続きまして、12ページからの歳出明細を御覧ください。

全体的に一般職給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金の増額、減額は、4月の人事異動に伴い人件費を組み替えるもので、会計年度任用職員の人件費につきましても同様ですので説明を割愛させていただき、それ以外の主な事業につきまして説明欄により説明をさせていただきます。

2款1項2目財産管理事業155万1,000円の増額は、長野県から譲り受けました砂防見張り小屋の水道設備修繕と公用車のNHK受信料の増額です。

13ページ、2款1項6目移住・交流・集落支援事業567万5,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、新たに導入をいたしますデジタル地域通貨の普及や生活者の消費喚起を図るため、マイナンバー認証者に対して加盟店で利用できるポイントを付与するための委託料の増額が主なものであります。

14ページ、2款2項1目物価高騰対応重点交付金事業5,120万円の増額は、定額減税調整給付金とその事務に当たる職員の手当の増額です。

15ページ下段、2款7項2目白馬ジャンプ競技場維持管理事業1,017万円の減額は、維持管理業務について入札を行ないましたところ、予定した金額よりも低い金額で落札されたことから、委託料の減額が主なものであります。

16ページ、3目スポーツ振興事業250万円の増額は、企業版ふるさと納税の寄附金額確定に伴います増額であります。

3款1項2目乗合タクシー運行事業250万円の増額は、介助等が必要な利用者に対して乗降支援を行なう支援員の報酬の増額であります。

19ページ、3款2項2目子育て支援施設建設事業2,317万9,000円の増額は、子育て支

援ルーム解体に係る工事請負費等の増額であります。

21 ページ下段、4 款 2 項 1 目塵芥処理事業 2,377 万 3,000 円の増額は、ごみ処理に係る北アルプス広域連合負担金の増額であります。し尿処理事業 277 万 1,000 円の増額は、し尿処理施設の設備改修に伴う白馬山麓事務組合負担金の増額であります。

22 ページ下段、5 款 1 項 3 目産地づくり対策事業 725 万円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、農業者への肥料等購入支援を行なうための増額であります。

23 ページ、4 目村単土地改良事業 900 万円の増額は、白馬村土地改良区沢渡揚水機場の施設更新に伴う村負担金の増額であります。

2 項 1 目林業振興・林道維持補修事業 250 万円の増額は、ナラ枯れ被害拡大に伴い支障木・森林病虫害防除等補助金を増額して対応するものであります。

24 ページ下段、6 款 1 項 1 目デマンドタクシー運行事業 275 万円の増額は、平日と土日祝日別の予約機能の改修等を行なうためのシステム改修等委託料の増額であります。

2 目山岳観光施設維持補修事業 578 万円の増額は、雪害等による山小屋の修繕費用の増額によるものであります。

28 ページ下段、9 款 4 項 3 目図書館事業 2,692 万円の増額は、新図書館施設建設のための土地購入費の増額であります。

30 ページ下段、10 款 2 項 1 目過年発生公共土木施設災害復旧事業 1,200 万円の増額は、令和 6 年 7 月発生豪雨災害による村道の復旧工事に係る工事費の増額であります。

予算書、お戻りいただきまして、5 ページをお願いします。

第 2 表、地方債補正です。

まず、上段であります。災害復旧事業（過年発生公共土木施設）といたしまして、今ほど説明しました村道災害復旧工事のために限度額を追加するものであります。

下段の子育て支援施設建設事業は、子育て支援ルーム解体工事増嵩分による限度額の増額、また、農業基盤整備事業は、白馬村土地改良区への負担金の増額による限度額の増額であります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 12 議案第 49 号 令和 7 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

議長（太田伸子君） 日程第 12 議案第 49 号 令和 7 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第49号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億4,113万4,000円とするものです。

それでは、5ページの歳入明細をお開きください。

2款1項3目事業補助金9,000円の増額は、マイナンバーカードと保険証の一体化周知事業について、国庫支出金の追加内示があったことによるものです。

5款1項1目一般会計繰入金89万9,000円の増額は、人事異動に伴う人件費分です。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金283万3,000円の増額は、この後の前年度の繰越金が確定し減額となったことに加え、高額療養費制度の基準額が引き上げられたことによるシステム改修費と、国保、健康福祉課、子育て支援課で共用する健康カルテを国の法改正やシステムの標準化に対応させるための見直し費用のうち、国保事業負担分の支出に対応するために財政調整基金からの繰入金を増額するものです。

6ページに移っていただき、7款3項5目雑入447万7,000円の増額は、令和6年度に長野県国民健康保険団体連合会へ支払った療養給付費審査支払手数料が精算により還付されたことによるものです。

次に、6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、収入でも説明しました高額療養費制度の見直しに伴うシステム改修のほか、人事異動に伴う人件費です。

4款1項1目特定健康診査等事業21万6,000円の増額は、歳入でも触れた健康カルテ改め版対応のための電算委託料の計上。

6款1項3目保険給付費負担金等償還金447万8,000円の増額は、歳入で補正した還付金の支出時の財源が長野県から交付された普通交付金であることから、還付された金額を長野県に返還するため、当初予算計上額に不足する額を増額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第50号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第50号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第50号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,359万8,000円とするものです。

それでは、5ページの歳入明細を御覧ください。

5款1項2目還付金及び還付加算金49万8,000円の増額は、過納分保険料の還付及び令和5年発生の黒豆沢土砂災害の被災者に対する保険料の減免額確定に関するもので、長野県後期高齢者医療広域連合から返戻されるものです。

それでは、6ページの歳出明細を御覧ください。

3款1項1目過年度還付金49万8,000円の増は、歳入で説明した内容の原因となる保険料の還付です。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第51号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第51号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第51号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

第2条として、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の収益的収入で第1款水道事業収益に12万円を追加し、3億9,428万3,000円とし、収益的支出で第1款水道事業費用を361万1,000円減額し、3億2,040万9,000円とするものです。

第3条では、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億7,980万1,000円に改め、資本的支出の予定額の第1款資本的支出に921万4,000円を追加し、1億8,832万円とするものです。

おめくりいただき、実施計画の1ページを御覧ください。

この補正は、収益的収入及び支出では、収入で児童手当として一般会計より補助金の増額、支出では人事異動に伴う職員給与費の減額が主なものです。

2ページを御覧ください。

資本的支出では建設改良費として、緊急に施設の更新が必要となった3か所の工事請負費が主なものです。

議案にお戻りいただきまして、第4条として、当初予算第7条に定める職員給与費を人事異動により320万1,000円減額し、4,864万3,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第52号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第52号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第52号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

第2条として、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の収益的収入で第1款下水道事業収益を32万8,000円追加し、4億9,161万7,000円とし、収益的支出で第1款下水道事業費用を375万5,000円追加し、4億8,316万円にするものです。

第3条では、当初予算第4条の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億1,463万2,000円に改め、資本的支出の予定額の1款資本的支出に3,862万1,000円を追加し、5億7,425万3,000円とするものです。

おめくりいただき、実施計画の1ページを御覧ください。

この補正は、収益的収入及び支出では、収入で児童手当として一般会計より補助金の増額、支出では人事異動に伴う職員給与費の増額が主なものです。

2ページを御覧ください。

資本的支出では建設改良費として、1目管路建設改良費で人事異動に伴う職員給与費の増額、2目処理場建設改良費では水処理に必要な曝気装置の破損により緊急工事が必要になったものです。

議案にお戻りいただき、第4条として、当初予算第9条に定めた職員給与費を1,248万9,000円増額し、3,852万8,000円とするものです。

第5条では、当初予算第10条で定める他会計からの補助金を1億1,007万3,000円に改めるものです。

説明は以上です。失礼しました。1億1,007万9,000円です。失礼しました。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号から議案第52号までは、お手元に配付いたしました令和7年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第52号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第16 議案第53号 令和6年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

△日程第17 議案第54号 令和6年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長(太田伸子君) お諮りいたします。日程第16 議案第53号 令和6年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第17 議案第54号 令和6年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号及び議案第54号は一括議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長(廣瀬昭彦君) 議案第53号 令和6年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましてご説明いたします。

令和6年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と令和5年度からの繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額を合わせた1億8,997万494円となっております。令和6年度未処分利益剰余金のうち8,200万円を建設改良積立金に積み立て、9,953万4,000円を資本金に組み入れ、残りの額843万6,494円は翌年度へ繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第54号 令和6年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましてご説明いたします。

令和6年度未処分利益剰余金は、令和5年度からの繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせた2,883万6,964円となっております。令和6年度未処分利益剰余金のうち2,000万円を建設改良積立金に積み立て、106万7,612円を減債積立金として積み立てます。残りの額776万9,352円は翌年度への繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業

法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより認定案件の審議に入ります。

△日程第18 認定第1号 令和6年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第2号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第3号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第4号 令和6年度白馬村水道事業会計決算認定について

△日程第22 認定第5号 令和6年度白馬村下水道事業会計決算認定について

議長（太田伸子君） お諮りいたします。日程第18 認定第1号から日程第22 認定第5号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第5号までは一括議題とすることに決定いたしました。

最初に、日程第18 認定第1号 令和6年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 認定第1号から認定第5号までの案件は、先ほど決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定しましたので、詳細につきましては決算特別委員会でご説明することとし、それぞれの会計の決算の主要事項をご説明させていただきます。

それでは、認定第1号 令和6年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。私のほうからは決算の概要をご説明申し上げ、内容につきましては会計管理者が説明をまいります。

それでは、決算書をお手元にご用意ください。

歳入歳出決算書の99ページをお開きください。99ページであります。

実質収支に関する調書でございます。令和6年度の歳入総額は78億9,825万6,546円に対して、歳出総額は77億2,699万8,612円となり、歳入歳出差引額は1億7,125万

7,934円であります。

このうち翌年度への繰越財源であります繰越明許費繰越額が3,306万4,000円でございますので、差引き実質収支額は1億3,819万3,934円となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定に基づく歳計剰余金処分による基金繰入額は6,000万円でございます。

次に、100ページ、財産に関する調書をお願いいたします。

1、公有財産ですが、土地の増減では、宅地の減少はみそら野地区内の村有地を一般競争入札によって売却したことによるものでございます。また、建物の増減では、公営住宅の減少は飯田教員住宅と附属の倉庫を解体撤去したこと、その他施設の増加は長野県から山麓地区内にございます通称砂防見張り小屋と呼ばれる住宅一棟が譲与されたことによるものであります。

次に101ページ、3、基金を御覧ください。

基金の状況でございますが、令和6年度末の基金現在高は財政調整基金が13億9,742万円余り、減債基金が2億7,640万円余り、福祉基金が1億3,769万円余り、義務教育施設整備基金が4億2,596万円余り、企業版を含みますふるさと白馬村を応援する基金は総額7億9,956万円余りで、合計31億8,518万9,915円であります。

続きまして、主要な施策の成果説明書のほうでご説明を申し上げますので、お手元に成果説明書をご準備願います。

目次の後の1ページでございます。1ページ、総括でございます。

その3、歳入からご説明を申し上げます。次のページ、2ページ、(2)村税でございますが、前年度比1億3,773万円余りの増額となりました。村民税、固定資産税、入湯税が伸びており、特に固定資産税は10億円を超える収入額となっております。

(3)各種交付金・地方交付税ですが、地方特例交付金は主に個人住民税における定額減税の実施に伴う補填分が増収となりまして、前年度比3,260万円余り、668.9%の大幅な増額となっております。特別交付税を含めた地方交付税は、前年度比3億1,916万円余り、14.5%の増額となりました。普通交付税は基準財政需要額が増加したことから増額をしているもので、特別交付税は市町村の特殊事業に対して交付されますことから、交付額は事業量などによって毎年変動をしております。

(4)国庫支出金・県支出金ですが、国庫支出金は前年度比5,023万円余り、6.8%の増加で、除雪費に係る社会資本整備総合交付金や黒豆沢土砂災害に係る堆積土砂排除事業費補助金の増額によるものであります。県支出金につきましても、前年度比7,780万円余り、22.7%増加しております。農業施設災害復旧事業や地籍調査事業に係る補助金の増額が主な要因であります。

(5)寄附金でございますが、一般寄附金を含む寄附金は前年度比9,781万5,000円、16.5%の増額であります。ふるさと白馬村を応援する寄附金、ふるさと白馬起業家支援・協働

のまちづくり寄附金、企業版ふるさと寄附金、いずれも過去最高の寄附額を達成しております。

(6) 繰入金であります。財政健全化を見据えた繰上償還に減債基金から1億6,246万円余りを繰り入れました。財政調整基金は令和元年度から引き続いて繰入れはございません。

3ページ、(7) 村債は2,644万円余り、7.1%の減額であります。黒豆沢土砂災害に係る災害復旧事業債の借入れが増えたものの、北アルプス広域連合で施工するごみ処理施設建設に対する廃棄物対策事業債や道路改良に係ります公共事業等債が減額になったことによるものであります。続きまして、4、歳出であります。

(1) 性質別歳出の状況につきまして、増減の多い主なものを説明させていただきます。

②物件費は前年度比2億321万円余り、17.5%の増加でありました。DX推進としまして文書管理・電子決裁や書かせない窓口などのシステム導入、福祉交通と観光交通を統合して新たな公共交通として通年運行しましたデマンドタクシー事業などの増加によるものであります。

③維持補修費は前年度比3億1,549万円余り、89.8%の増加でありました。10年ぶりの大雪の影響による除雪委託料の増額などが要因であります。

⑥公債費は前年度比1億5,817万円余り、21.1%の増加でありました。財政健全化を見据えました繰上償還によるものでございます。

4ページ、⑪災害復旧事業費は3億341万円余り、1402.7%の増加でありました。令和5年12月に発生しました黒豆沢土砂災害に係る災害復旧工事費などによるものであります。

続きまして、5ページ、5、財政構造を御覧ください。

(1) 標準財政規模は39億1,448万円余りで前年度比1億2,138万円、3.2%の増額となりました。

(2) 財政力指数は0.429で前年度比0.012ポイント増加をしております。

(3) 経常収支比率は77.3%で前年度比2.8ポイント減少をしております。

(4) 財政調整基金と減債基金ですが、財政調整基金は令和5年度会計の実質収支額から5,500万円を積立てし、令和元年度から引き続き取崩しをしております。減債基金は財政安定化を見据えて行ないました繰上償還に1億6,246万円余りを繰り入れ、8,010万4,000円を積立てしております。令和6年度末の現在高は、財政調整基金13億9,742万円余り、減債基金2億7,640万円余りでございます。

6ページ、(5) その他特定目的基金でございますが、令和6年度末の総額は14億6,703万円余りであります。令和6年度の主なものは、義務教育施設整備基金へ1億9万円余り、地域情報化施設基金へ2,704万円余りを積立てし、そのほか企業版を含むふるさと納税制度の活用によりまして、ふるさと白馬村を応援する基金へ4億19万円余りを積立てしております。

(6) 村債現在高ですが、令和6年度末の村債現在高は52億8,486万円余りで、前年度比5億4,566万円余り、9.4%減少をしております。健全財政を堅持するため新規発行債を元金

償還額以下としたことと、繰上償還を行なったことが要因でございます。

(7) 実質公債費比率等ですが、実質公債費比率は3か年平均値16.2%となりました。単年度の数値で見ますと16.0%で、前年度比0.4ポイントの減となっております。元利償還金の減少や公営企業への繰り出しの減少などが要因でございます。

また、将来負担比率は0%で前年度比は皆減となりました。地方債現在高の減少、控除する充当可能基金の増加などによるものであります。

6、繰越明許費ですが、令和6年度から令和7年度への繰越事業は、原油高・物価高騰給付事業や犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業、防災事業、災害復旧事業などの14事業で、合計3億303万8,000円でございます。

私からの説明は以上であります。

議長(太田伸子君) 松澤会計室長。

会計管理者会計室長(松澤孝行君) それでは、引き続き歳入歳出の主な内容について、決算書によりご説明させていただきます。

決算書の6ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入です。

1 款村税は、収入済額17億32万5,558円、不納欠損額は87万8,281円、収入未済額は1億6,201万7,609円です。収入未済額は昨年度の決算で2億円を切り、さらに減少しています。収入済額の内訳は1 項村税5億1,936万6,156円、2 項固定資産税10億242万2,784円、3 項軽自動車税4,195万7,575円、4 項村たばこ税8,098万3,133円、7 ページ、5 項入湯税5,559万5,910円です。

2 款地方譲与税は7,633万6,000円で、1 項自動車重量譲与税5,036万8,000円、2 項地方揮発油譲与税が1,644万9,000円です。

おめくりいただき、8 ページ、6 款法人事業税交付金は2,812万6,000円、7 款地方消費税交付金は2億4,213万円、9 款地方特例交付金は3,747万8,000円、9 ページ、10 款地方交付税は25億1,790万8,000円でございます。12 款分担金及び負担金は5,945万6,119円で、1 項負担金5,943万9,619円の主なものは保育園保育料や延長保育料、一時保育料など未就学児の保育に関する負担金が1,074万円余り、おめくりいただき、10 ページ中段、学校給食費負担金が3,245万円余りです。

13 款使用料及び手数料は6,816万7,831円で、1 項使用料5,967万6,737円の主なものは、ジャンプ競技場リフト使用料が1,795万円余り、11 ページ、公有財産占用料が711万円余り、白馬デマンドタクシー使用料が821万円余りです。

12 ページにかけまして、14 款国庫支出金は7億8,649万5,057円で、12 ページ、1 項国庫負担金2億1,269万705円の主なものは、児童手当国庫交付金が8,814万円余り、

障害者自立支援給付負担金が8,088万6,000円でございます。

2項国庫補助金5億5,200万2,770円の主なものは、13ページ、子どものための教育・保育給付国庫交付金が5,339万円余り、社会資本整備総合交付金が1億1,007万円余り、おめくりいただき、14ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が1億4,654万円余りです。

15ページ、3項国庫委託金2,180万1,582円の主なものは、ナショナルトレーニングセンター委託金が1,794万円余りです。

おめくりいただき、16ページ、15款県支出金は4億2,000万1,206円で、1項県負担金1億2,508万8,796円の主なものは、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金が6,713万円余り、身体障害者福祉費負担金が4,157万円余り、児童手当負担金が1,615万円余りです。

2項県補助金2億1,294万208円の主なものは、17ページ、子どものための教育・保育給付交付金が単独分も含め2,949万円余り、おめくりいただき、18ページ、農業施設災害復旧事業補助金が繰越し分も含め7,063万円余り、多面的機能支払交付金が2,454万円余りです。

19ページ、3項県委託金8,197万2,202円の主なものは、ジャンプ競技場管理委託金が5,138万円余り、県民税徴収委託金が1,691万円余りです。

16款財産収入は2,839万6,959円で、1項財産運営収入1,780万1,072円の主なものはおめくりいただき20ページ、村有建物貸付収入400万円余り、指定管理対象施設貸付収入450万円です。

17款寄附金は6億8,906万2,170円で、内訳はふるさと白馬村を応援する寄附金が6億1,845万円余り。21ページ、企業版ふるさと寄附金が5,820万円で、個人版企業版とも、過去最高の寄附額となりました。

18款繰入金は5億7,076万2,000円で、令和6年度においても財政調整基金繰入金はございません。主なものは減債基金繰入金が1億6,246万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金が3億8,068万円余り。おめくりいただき22ページ、企業版ふるさと白馬村を応援する基金繰入金が2,137万円です。

19款繰越金は明許繰越事業分を含み1億63万602円です。

23ページ、20款諸収入は2億296万6,044円で、主なものは村税延滞金1,907万円余り。おめくりいただき24ページ、北アルプス広域連合過年度還付金が2,373万円余り。25ページ、子ども第三の居場所に係るB&G財団助成金繰越分が2,500万円です。

26ページを御覧ください。

21款村債は3億4,485万5,000円で、主なものは臨時財政対策債が1,115万

5,000円、スノーハープのり面改修などに伴う辺地対策事業債が5,050万円。27ページ、道路の舗装工事に伴う緊急自然災害防止対策事業債が9,280万円、黒豆沢土砂災害による堆積土砂撤去工事に伴うその他災害復旧事業債が1億500万円でございます。

続きまして、歳出の主な内容について説明いたします。決算書は29ページをお願いします。

1款1項1目議会費7,530万5,932円は、議員12名の報酬と手当、一般職員2名の人件費が主なものです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億3,932万4,807円は、30ページにかけて、特別職2名、一般職員14名及び会計年度任用職員9名の人件費。31ページ、11節役務費では通信運搬費等が1,140万円余りです。

32ページ下段から34ページにかけまして、2目財産管理費6,815万5,278円の主な内容は、33ページ、会計年度任用職員2名の人件費、13節使用料及び賃借料では庁舎空調設備等リース料が2,258万円余りです。

おめくりいただき34ページ、6目企画費5億2,329万145円の主な内容は、35ページ、12節委託料ではふるさと納税事業に係る返礼業務委託料が2億6,152万円余り。36ページ、住民課窓口に設置した書かせない窓口の構築委託料が2,794万円。37ページ、18節負担金補助及び交付金では北アルプス広域連合へ経常費負担金1,719万5,000円、白馬山麓事務組合等負担金が8,208万6,000円です。

38ページを御覧ください。

8目電算業務費4,537万4,588円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料1,503万円余り。39ページ、庁内システム広域設置負担金1,182万2,000円です。9目環境政策費1,070万4,731円の主な内容は、環境GX推進コンサルティング支援委託料800万円です。

次ページにかけて、2項1目税務総務費の支出済額は6,182万2,159円で、税務課職員9名、会計年度任用職員1名分の人件費が主なものです。

41ページまでの2目賦課徴収費の支出済額は3,060万3,872円で、12節委託料の賦課収納業務電算委託料1,552万円余り、地番図更新等委託料377万円余りが主なものです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費3,655万9,956円は電算システム関連が主なもので、12節の電算等委託料1,359万円余りは戸籍の振り仮名法制化、戸籍システムクラウド化、戸籍システム標準化対応に係るもの。18節負担金補助及び交付金565万円余りは、戸籍住民関係共同サーバー維持管理に要する北アルプス広域連合負担金と証明書コンビニ交付に係るJ-LIS地方公共団体情報システム機構運営負担金が主なものです。

44ページを御覧ください。

2款7項1目スポーツ事業総務費1,976万6,898円は職員と会計年度任用職員の人件費等

で、2目施設管理費1億6,579万809円はジャンプ競技場とスノーハープの維持管理費です。内訳ですが、修繕費1,052万円余りはジャンプ競技場におけるリフト改修が主なもので、12節委託料ではジャンプ競技場の施設管理委託料等5,033万円余りが主なものでございます。スノーハープでは施設管理委託料1,319万円余りと45ページの工事請負費4,547万円ののり面改修工事が主なものでございます。

3目スポーツ事業振興費4,326万492円は、18節4,140万4,661円が主なもので、各種スポーツイベント事業への負担金及び補助金でございます。

続いて46ページ、3款民生費です。1項1目社会福祉総務費1億8,039万6,321円は正規職員3名分の人件費。47ページ、白馬村社会福祉協議会補助金。物価高騰による負担金増を踏まえて、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対して行なわれた各種給付金支援事業が主なものでございます。

2目老人福祉費2,634万8,544円の主なものは48ページにかけまして、各種委託料、デイサービスセンター指定管理料228万円余り、扶助費養護老人ホーム入所者4名の措置費1,172万円余りでございます。

3目障害者福祉費1億8,185万1,153円の主なものは、49ページ下段にあります障がいサービスの各種給付費用に係る扶助費で、自立支援給付費1億4,594万円余り。50ページ、児童福祉給付費1,715万円余りでございます。

4目社会福祉施設費3,245万4,047円は保健福祉ふれあいセンターの維持管理に係る経常経費のほか、北アルプス広域連合鹿島荘の運営費負担金です。

5目介護保険費2億1,598万9,257円の主なものは、保健師1名、会計年度任用職員3名の人件費のほか、北アルプス広域連合への介護保険事業運営負担金1億7,131万円余りです。

52ページを御覧ください。

6目住民総務費2億5,732万6,119円は、18節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療に係る療養給付費負担金7,612万円余りが主なもので、53ページ、27節繰出金は国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金1億1,400万円余り、後期高齢者医療特別会計への繰出金2,908万円余りです。

7目福祉医療費4,692万3,234円は、19節の扶助費、子ども・母子等・障がい者の医療給付費4,431万円余りが主なものです。

2項1目児童福祉総務費3億4,318万7,598円は人件費や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営費が主なものです。

54ページの施設型給付費6,317万円余りは子ども・子育て支援新制度に基づき公定価格より算出した白馬幼稚園への給付金、地域型保育給付費6,868万円余りは3歳未満児を受け入れているファミリアはくば及びサンライズキッズ保育園白馬園への給付金でございます。

55ページの児童手当は制度改正により令和6年10月から手当が拡充され、1億2,046万円を支出しました。

2目子育て支援費2,909万3,511円は、白馬村こども家庭センターの運営費が主なものです。

56ページから58ページにかけて、3目保育所費1億6,851万5,283円は、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費です。人件費のほか、57ページ、給食等賄い材料費1,024万円余りなどです。

58ページ中ほど、3項1目年金総務費523万3,563円は、職員人件費が主なものです。

4款1項1目環境衛生費は59ページにかけて、12節委託料では雑廃水収集処理に係る委託料270万円余り、公衆トイレの管理委託料が249万円余り、合併処理浄化槽整備事業補助金として1,154万円余りを支出し、令和6年度では35件に対し補助を行なっております。

2目保健予防費5,156万7,168円は保健師2名と会計年度任用職員の人件費のほか、60ページ、健康診断や高齢者予防接種等の委託料2,713万円余り、国庫負担金等返還金770万円余りが主なものとなっています。

3目医療対策費798万5,210円の主なものは、北アルプス広域連合負担金が574万円余り、スキー傷害診療負担金200万円となっております。

4目母子健康費4,270万5,934円は、母子保健事業及び予防接種事業等の経費です。

61ページの健診等委託料1,055万円余りは、妊婦一般健康診査委託料や予防接種に係る委託料などです。

62ページを御覧ください。

2項1目塵芥処理費は2億7,292万1,418円で、主なものは11節役務費一般廃棄物処理手数料937万円余りは、北アルプスエコパークの焼却灰及びガラスくず、投棄くず等の埋立処分に要した費用であります。

12節委託料の塵芥処理委託料4,534万円余りはごみの収集運搬に要した費用、1,670万円余りは黒豆沢土砂災害の廃棄物の処理委託料でございます。

63ページにかけて、18節負担金補助及び交付金はごみ処理広域化に伴う北アルプス広域連合負担金が1億9,361万円余りです。

2目のし尿処理費9,612万円はし尿処理の運営管理に係る費用としまして、白馬山麓事務組合への負担金です。

次に、5款農林業費です。65ページを御覧いただきます。

1項4目農地費5,367万6,342円の主なものは、66ページ中段18節の多面的機能支払交付金3,448万円余りです。

2項1目林業振興費3,559万1,042円の主な支出内容は、67ページ、12節のナラ枯れ

被害木伐倒委託費が1,139万円余りが主なもので、次に69ページを御覧ください。

6款観光商工費3億2,171万1,725円の主な内容について説明します。

1項観光費1目観光総務費は1億60万7,371円で、白馬村デマンドタクシーに係る運行委託料5,034万円余り及びシステム使用料448万円余りが主なものです。

70ページに移りまして、2目観光施設整備費は4,472万2,627円で、八方池山荘官民連携事業アドバイザー業務委託料2,420万円の主なものですが、この委託業務では、新八方池山荘における事業手法の比較検討やエリア全体への波及効果等について調査業務を実施しました。

71ページ、3目観光宣伝振興費は1億2,360万1,270円で、72ページ、白馬村観光局負担金として5,000万円、国のデジタル田園都市国家構想交付金事業を活用した観光DXによる観光業の持続可能性向上事業に4,200万円が主なものです。

続いて73ページ、2項商工費1目商工振興費は3,641万3,187円です。主な内容内訳は経営改善普及事業補助金、地域総合振興事業補助金など白馬商工会への負担金補助及び交付金関係費として989万円余り、村内において新たに起業した者への創業支援事業補助金として721万円余りが主なものでございます。

74ページを御覧ください。

7款1項1目土木総務費4,821万5,980円は、職員5名分の人件費などが主な支出内容です。

2款1目道路橋梁総務費357万7,548円は、道路台帳の補正委託が主なものです。

75ページ、2目道路維持費6億4,198万200円は村道の維持補修と除雪業務に要した費用であります。このうち主なものは12節委託料の除雪委託料は5億5,700万円余りで、前年決算と比べ3億円を超える大幅な増となりましたが、これは昨シーズンがまれに見る雪の年だったことが要因でございます。

76ページ、14節工事請負費は道路関連の維持補修工事費で2,845万円余りを支出しております。

3目道路新設改良費は1億2,843万9,936円の決算額ですが、このうち起債事業による舗装修繕等の工事費として9,363万円余りを支出しております。

77ページ、4目の交通安全施設整備費248万2,150円は、村道のセンターラインやガードレール設置・修繕等に要した費用です。

4項1目の都市計画総務費115万2,220円は、景観パトロールの委託料が主なものであります。

2目の都市公園費1,209万4,673円は、大出公園の維持管理に要した費用で、78ページ、工事請負費1,068万円余りの支出はかっぱの館の修繕工事です。

8款1項消防費1目非常備消防費3,225万3,005円の主な内容は、消防団員報酬

1,616万円余り、消防団員等公務災害補償掛金等603万円余りです。

79ページから80ページにかけまして、2目広域常備消防費1億7,845万8,800円は北アルプス広域連合への負担金が主な内容です。

80ページ、4目防災費1,624万9,909円の主な内容は防災システム等保守委託料627万円余り、屋外子局移転工事費等567万円余りです。

81ページ、9款1項2目事務局費2億5,653万4,173円は教育長、一般職員4名及び会計年度任用職員の人件費のほか、82ページ、14節工事請負費は神城教員住宅解体工事や北小学校教育支援センター開設工事等で6,877万円余り。83ページ、24節積立金で、義務教育施設整備基金に1億9万円余りを積み立てております。

2項1目学校管理費2,636万8,397円は、会計年度任用職員の人件費のほか南北小学校の維持管理に係る経常経費です。

2目教育振興費7,956万1,051円は、84ページ、南北小学校の教育振興に係る費用で会計年度任用職員の人件費のほか、85ページ、12節委託料でスクールバス運行に係る業務委託料を2,077万円余りが主なものです。

3項1目学校管理費1,256万4,331円は会計年度任用職員の人件費のほか、中学校の維持管理に係る経常経費です。

86ページ、2目教育振興費4,500万8,860円は会計年度任用職員の人件費のほか、87ページ、13節使用料及び賃借料で情報教育環境整備事業リース料685万円余りが主なもので、令和2年リース開始分と平成30年リース開始分の生徒用タブレット端末及びソフトウェアライセンス料が主な内容となっております。

88ページを御覧ください。

1目社会教育総務費1,253万2,645円は、社会教育委員の報酬と職員の人件費、協和ウイング白馬ホール自主公演の負担金等が主なものです。

89ページから90ページにかけまして、3目図書館費1,541万6,198円の主な内訳は、図書館司書の人件費、OA機器借上げ及び蔵書システム使用料、図書等購入費が主なものでございます。

90ページ下段、4目文化財保護費1,606万4,862円は、91ページ、青鬼地区の重要伝統的建造物群保存地区指定物件の修理費用の工事費1,012万円が主なものです。

91ページから92ページにかけまして、5項1目保健体育総務費1,906万9,290円は、職員人件費とスポーツ推進委員等報酬、スポーツ協会等への補助金が主なものでございます。

92ページ、2目体育施設費7,377万5,316円は社会体育施設と協和ウイング白馬の維持管理費で、会計年度任用職員報酬と需用費の光熱水費とウイングの事務室及び93ページ、多目的室の空調工事及びトレーニングルームリニューアル工事等工事費2,877万円余りが主なもので

ございます。

3目学校給食費1億1,080万3,915円は、94ページ、給食調理員等の人件費のほか学校給食センターの維持運営に係る経常経費、10節需用費で光熱水費1,142万円余り、賄い材料費4,453万円余りが主なものです。

95ページ、10款1項1目過年発生都市災害復旧費2億1,350万8,000円は、黒豆沢土砂災害における宅地内土砂撤去廃土工事によるものです。

2項公共土木施設災害復旧費3,836万7,300円は、令和5年9月及び令和6年7月に発生した豪雨災害に伴う村内4か所の道路災害復旧工事費です。

96ページをお開きください。

8項1目過年発生農地農林施設災害復旧費は3,839万円でございます。令和5年5月豪雨災害及び10月豪雨災害、黒豆沢土砂災害復旧に係るものです。

11款1項公債費9億6,016万9,771円は、長期債の元金と利子、一時借入金利子です。

96ページから97ページにかけて、12款諸支出金5億898万6,829円の主な内容は、2目減債基金積立金8,010万円余り、3目ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金4億19万円余り、4目白馬村地域情報化施設基金積立金2,704万円余りです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、日程第19 認定第2号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第3号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） それでは、認定第2号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。

決算書114ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が10億6,934万5,028円、歳出総額が10億6,652万8,207円で、歳入歳出差引額は281万6,821円となり、実質収支額も同額です。

次に115ページ、財産に関する調書を御覧ください。

国民健康保険財政調整基金は、基金の利子5万7,355円を加え、令和6年度末の残高は1億7,718万円余りとなりました。内容については、この後、会計管理者が説明します。

続きまして、認定第3号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について説明します。

決算書は121ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が1億3,693万9,203円、歳出総額が1億3,691万9,724円で、歳入歳出差引額は1万9,479円となり、実質収支額も同額です。

後期高齢者医療特別会計の概要説明は以上です。内容については、追って会計管理者が説明しま

す。

議長（太田伸子君） 松澤会計室長。

会計管理者会計室長（松澤孝行君） それでは引き続き、国民健康保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の歳入歳出の主な内容についてご説明します。

決算書104ページ、国民健康保険勘定特別会計歳入歳出決算書事項別明細書を御覧ください。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税は収入額2億1,733万3,153円で、不納欠損額は62万2,270円です。

3款1項1目保険給付費等交付金7億2,215万8,014円は、白馬村が行なう保険給付等に必要な費用の交付を長野県から受けたものです。

1節普通交付金が7億250万円余り、2節特別交付金が1,965万円余りです。

続いて105ページ中ほど、5款一般会計繰入金が1億1,400万974円を繰り入れました。

続いて歳出ですが、108ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費1,941万2,482円は、12節の国保連との共同事務処理等の委託料が主なものでございます。

109ページを御覧ください。

2款保険給付費7億734万5,513円は、療養給付費、療養費、高額療養費等の給付に要した費用です。

110ページ下段を御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金3億1,527万1,193円は、長野県が各市町村に交付する保険給付費等交付金などの財源に充てるため、白馬村が長野県に納付した費用です。

111ページ中段を御覧ください。

4款保健事業費は1,419万5,863円で、1項の特定健康診査に要した費用、2項の人間ドックの補助に要した費用が主なものとなっております。

112ページ、5款1項1目国民健康保険財政調整基金積立金は5万7,355円を積み立てました。その結果、令和6年度末の基金残高は1億7,718万7,778円になりました。これは115ページの財産に関する調査に記載がありますので、ご確認をください。

6款1項償還金及び還付加算金721万864円は、1目一般被保険者保険税還付金と、113ページ、3目にあります国保連合会からの精算金等を長野県へ返納したものである保険給付費負担金等償還金が主なものです。

国民健康保険事業勘定特別会計の説明は以上です。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について説明します。

118ページを御覧ください。

歳入の1款後期高齢者保険料は1億660万7,600円で、3款1項繰入金2,908万

809円は一般会計からの繰入金です。

120ページ、歳出を御覧ください。

1款1項総務管理費205万3,104円は、後期高齢者保険料の徴収に係る費用と人間ドック補助金が主なものです。

2款分担金及び負担金1億3,455万1,620円は、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金で、被保険者が納付した保険料分と保険基盤安定分として村が負担すべき費用であります。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、日程第21 認定第4号 令和6年度白馬村水道事業会計決算認定について、日程第22 認定第5号 令和6年度白馬村下水道事業会計決算認定についての説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 認定第4号 令和6年度白馬村水道事業会計決算認定につきましてご説明いたします。

決算書の122ページを御覧ください。

地方公営企業法適用事業の会計につきまして、決算関係報告書のうち予算と決算の対比は消費税込みの額で表示し、損益計算書ほか財務諸表関係は消費税抜きの額で表示してございます。また、説明の際、金額につきまして1,000円未満を切り捨てさせていただきますので、ご了承を願います。

初めに決算報告書につきまして、ご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入1款水道事業収益の決算額は3億8,342万7,000円で、支出1款水道事業費用の決算額は2億8,821万2,000円で行いました。

次のページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入1款資本的収入の決算額は1億595万3,000円で、支出1款資本的支出の決算額は投資による有価証券購入費を加えた2億7,283万円です。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金により補填しています。

次のページ、損益計算書を御覧ください。

右側の上から3行目の当年度純利益は8,326万4,000円となり、令和6年度も利益を計上することができました。

125ページを御覧ください。

下の表の4、剰余金処分計算書につきましては、先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案で説明させていただいたとおりでございます。

次のページの貸借対照表を御覧ください。

左側の資産の部1) 固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書を133ページに

掲載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

2) 流動資産ですが、3月31日の決算時点で現金預金が5億469万4,000円、未収金は3,214万1,000円で、未収金の主なものは水道料金でございます。

右側の負債の部4) 流動負債の(2) 未払金は2,199万5,000円で、主なものは3月まで実施している委託料や、4月に支払いとなる電気料等でございます。

右側中段、資本の部6) 資本金は17億7,033万7,000円です。

127ページを御覧ください。

事業報告書でございます。

右側の(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項を御覧ください。

安全で安心な水道水を安定的に供給し、老朽化した施設更新や耐震化を行なうため、令和7年1月より、これまでの用途別料金体系から口径別料金体系へ変更し、約40年ぶりに料金改定を行ないました。

128ページを御覧ください。

令和6年度実施しました施設更新工事につきましては、2) 工事(1) 主要建設改良工事内容に記載しましたので、後ほど御覧いただきたいと思います。

3) 業務の事業収入と事業費に関する事項につきまして、それぞれ令和5年度との数値の比較でございます。有収水量は約6万3,000トンの増、有収率は2.68ポイント改善しています。

右側の(2) 事業収入は令和5年度より有収水量の増加及び料金改定の影響により、3,119万3,000円の増額。

(3) の事業費は委託料や修繕の増加により、令和5年度より2,526万6,000円の増額となりました。

129ページを御覧ください。

右側の7、キャッシュフロー計算書ですが、令和6年度の現金の流れを示したものです。現金の期末残高は期首残高より1,184万9,000円の増額で、5億469万4,000円となりました。

130ページを御覧ください。

8、収益費用明細書でございます。

収入では、1款1項1目営業収益で、主なものが水道使用料の2億8,366万円で、収入額の80%ほどを占めております。2項営業外収益1目受取利息及び配当金では、有価証券の利息として521万7,000円、3目補助金の主なものは、電力価格高騰対策支援金158万3,000円です。4目長期前受金戻入は、補助金等の前受金を収益化したものです。

支出ですが、1款1項1目浄水費4,006万8,000円は、人件費のほか、浄水場の管理運営に要した費用でございます。

2目配水及び給水費6,679万8,000円は、人件費のほか、配水池及び配水管等配水施設の維持管理の経費で、主な支出として、次のページの委託料で、水質検査や水道台帳補正業務等の費用として927万8,000円を支出、工事請負費は、漏水修理、水道メーター取替工事の費用として855万6,000円、動力費は配水池の電気料として1,815万9,000円を支出しております。

4目総係費4,476万5,000円は、人件費のほか、水道料金の賦課徴収に要した費用等で、主な支出として委託料で検針の委託、電算システム、水道事業経営戦略改定業務等の費用として2,208万2,000円を支出しております。

6目減価償却費ですが、令和6年度は1億872万6,000円でございます。

2項営業外費用の1目支払利息は、企業債の償還利息でございます。

3項特別損失過年度損益修正損は、漏水減免による水道料金の還付金等でございます。

132ページを御覧ください。資本的収支明細書でございます。

収入の主なものについては、1款1項1目工事負担金1,013万1,000円、国県道配水管布設替え工事に係る負担金や消火栓設置工事に係る一般会計からの負担金です。2項企業債は9,560万円を借り入れしました。

支出では1款1項建設改良費1億2,647万6,000円、1目配水設備工事費は人件費のほか工事請負費1億751万4,000円で、老朽化した施設の更新工事、道路改良に伴う配水管の布設替え工事などに支出しています。

2目営業設備費931万6,000円余りは、検査満了による交換等の水道メーターの費用でございます。

2項企業債償還金3,606万3,000円は、企業債の償還元金、3項投資は、資産運用のため有価証券購入費として9,953万4,000円を支出しております。

次のページを御覧ください。固定資産明細書でございます。

有形固定資産の上から3行目、構築物の増減は配水管の布設替え等によるもので、4行目の機械及び装置の増減は、取水ポンプ流量計水位計等の取替えによるものです。

次のページ以降は企業債の明細書ですので、御覧いただきたいと思います。

以上で、水道会計の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 令和6年度白馬村下水道事業会計決算認定につきましてご説明いたします。

決算書の136ページを御覧ください。

こちらの会計も地方公営企業法適用事業の会計となりますので、決算関係報告書のうち、予算と決算の対比は消費税込みの額で表示し、損益計算書ほか財務諸表関係は消費税抜きの額で表示してございます。

また、説明の際、金額につきましては1,000円未満を切捨てとさせていただきますのでご了承をお願いします。

初めに、決算報告書につきましてご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入1款下水道事業収益の決算額は5億635万8,000円で、支出では1款下水道事業費用の決算額4億7,799万8,000円でした。

137ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入1款資本的収入の決算額は3億6,217万1,000円で、支出では1款資本的支出の決算額4億2,414万2,000円で、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び現年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

138ページ、損益計算書を御覧ください。

前年度からの繰越利益剰余金が271万2,000円ですので、令和6年度末の利益剰余金は2,883万6,000円となり、139ページの4、剰余金処分計算書の未処分利益剰余金年度末残高になります。こちらの処分に関しましては、先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案で説明させていただきました。

140ページの貸借対照表を御覧ください。

左側資産の部、1) 固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書147ページに記載しております。後ほどご確認いただきたいと思います。

2、流動資産ですが、3月31日の決算時点で現金預金が2億9,023万6,000円、未収金は3,082万5,000円で、未収金の主なものは下水道使用料でございます。

右側の負債の部4) 流動負債の(2) 未払金は3,413万円で、主なものは3月まで実施している委託料や、4月に支払いとなる電気料等でございます。

資本の部の資本合計は4億2,119万5,000円になりました。

141ページを御覧ください。事業報告書でございます。

(2) 経営指標に関する事項では令和4年度からの推移を示しておりますが、右側上の農業集落排水事業に関しましては、令和6年度より地方公営企業法の適用となっておりますので、当年度と令和5年度の類似団体平均値となっております。

令和6年度に実施しました工事につきましては、右側の主要建設改良工事内容に記載しました。村内ポンプ施設の非常通報装置の更新工事、公共樹設置工事10か所となります。

142ページ、(2)、143ページ(3)の事業収入と事業費に関する事項につきましては、それぞれ令和5年度との数値を比較できるものを記載しております。ご確認ください。

143ページ、7、キャッシュフロー計算書は令和6年度の現金の流れを示したものになります。現金の期末残高は、期首より8,280万2,000円増加し2億9,023万6,000円となりま

した。

144ページを御覧ください。

収益費用明細書でございます。収入では1款1項1目の下水道使用料が1億8,944万8,000円です。2項営業外収益1目補助金1億1,414万2,000円は、100万円が電力価格高騰対策支援金で動力費へ充当し、残額は企業債利息、減価償却費へ充当しております。

2目長期前受金戻入1億8,354万円は、地方公営企業法に基づき、補助金等の前受金を収益化したものです。

右側に移りまして支出ですが、1款1項1目管渠費1,015万6,000円は、施設の管理運営に関する経費で、主なものはマンホールポンプの点検委託料、マンホールの修繕費、汚水ポンプの動力費等でございます。

2目処理場費7,069万3,000円は、浄化センター野平処理場の運転維持管理などに係る経費で、施設の運転管理委託料や汚泥の運搬処分委託料等に5,297万2,000円、動力費は1,239万6,000円で、処理場の電気料金となっております。

3目総係費3,592万9,000円は、下水道料金の賦課徴収に係る経費で、人件費のほか、次のページに移りまして、電算のシステム、下水道台帳補正等の委託料が主なものとなっております。

4目減価償却費ですが、令和6年度は3億67万3,000円でございます。2項営業外費用1目支払利息は、企業債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、漏水減免による下水道料金の還付金等でございます。

146ページを御覧ください。資本的収支明細書でございます。

資本的収入の内訳ですが、1款1項の企業債が1億1,000万円、2項の補助金は国庫補助金が1,030万7,000円、一般会計補助金が2億2,468万8,000円となっております。

3項負担金等1,717万6,000円は区域外流入分担金1,093万8,000円、受益者負担金401万1,000円、その他の負担金として東部地区の負担金があります。

右側に移りまして支出の1款1項建設改良費3,255万8,000円は、人件費のほか、主なものは1目管路建設改良費の工事請負費1,466万2,000円で公共枳設置工事10件とポンプ場非常通報装置更新工事を行ないました。

2目の処理場建設改良費は、浄化センター再構築基本計画耐震実施計画業務の委託料でございます。

2項企業債償還金は3億8,934万7,000円です。

147ページは固定資産明細書、148ページから150ページは企業債明細書ですので後ほど御覧いただきたいと思います。

151ページ、注記を御覧ください。

IVのセグメント情報に関する注記では、1、報告セグメントの概要で、公共下水道と農業集落排

水事業の内容、2では報告セグメントとして公共下水道と農業集落排水事業の資産等を記載しております。

以上で、下水道事業会計の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの説明が終わりました。

ここで横澤代表監査委員に決算審査の結果等について報告を求めます。横澤代表監査委員。

代表監査委員（横澤哲朗君） それでは決算審査の報告を申し上げます。お手元の決算審査意見書の1ページを御覧ください。

議会選出の松本監査委員と私、横澤の両名で、令和6年度の一般会計、特別会計、公営企業会計及び基金の運用状況につきまして、令和7年8月4日、5日、7日、8日の4日間決算審査を行ないました。

提出された資料及び現地確認を行ない、実施した審査の範囲内において、いずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの係数は関係諸帳簿と符合しており正確であると認められました。

また、各基金は所期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出いたしました意見書のとおりであります。朗読は省略をしますが、1から13ページに結果及び概要を記載しておりますので、内容をご確認ください。

それでは監査委員を代表して意見及び要望を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計についてであります。14ページを御覧ください。

本村の基幹産業である観光は、測定値で令和6年度の入り込み状況は284万8,600人で前年比110.4%、平成30年、これはコロナの影響がない年ということではありますが、対比で128.0%となり、長野オリンピック以降最高の入り込みであり冬季観光ではノンスキー等の客層が年々微増傾向であるとのことであります。

温暖化傾向にある現在の状況下にあっては、これらの客層の来村目的、滞在日数、国内外と地域別等の分析が急がれる。

また訪日外国客の急増に伴い、住民生活等の課題解決に向けた取組が必要である。

令和6年度決算の特筆事項では、平成26年度に次ぐ大雪のシーズンとなったことから、除雪委託料が5億5,776万円余りとなり、前年度比で3億893万円余り124.2%の増で財政運営に大きな影響を及ぼした。

一方で、不動産取引の活性化といった社会情勢も相まって固定資産税を中心とした税収は17億円余りとなり、かつては9億円を超えていた村税滞納額も1億6,300万円余りにまで減少した。また、令和7年3月議会では宿泊税に関する条例が可決され、交付税に影響されない自主財源確保

に向けた取組も進んでいるところである。

今後はオーバーツーリズム対策、自然災害に備える必要があり、村民の暮らしを守り、行政サービスの質、量の確保に努め、村民の福祉の増進に資するよう、より一層、経済的、効率的かつ効果的な行財政運営が求められている。

1つ、決算規模と決算収支状況では単年度収支が3,269万4,332円の黒字、実質単年度収支が1億9,679万252円の黒字となったことは大いに評価する。

2、財政構造の状況では財政調整基金が13億9,742万816円で、標準財政規模に対し堅実に確保されている状況である。

地方債残高は52億8,486万9,036円で、村の健全財政を堅持し、財政悪化を回避するための行財政運営方針により、繰上償還の実施や、前年度から引き続き新規発行債を抑制していることにより、地方債残高を減少させ、健全財政に努めていることは評価できる。

実質交際費率は、単年度では16%で、前年度比では0.4ポイント減少しているものの、3か年平均では16.2%と前年度比で0.6ポイント増加している状況にある。

早期健全化基準となる比率25%は下回っているが、警戒ラインの15%を超えている状況が続いている。

引き続き、将来の負担額の軽減に努められたい。また、将来負担比率が皆減となったことは大いに評価したい。

3、村税の徴収状況では、現年課税分の徴収率が99.2%で、滞納繰越しを含めた合計徴収率は91.2%となり、平成10年度以降で最高を更新したことは大いに評価したい。

特にGISによる固定資産管理システムの導入が、村税の根幹である固定資産税の適正な賦課徴収に非常に効果的であったものとする。

引き続き、庁内一丸となって、村税、行政債権の適正かつ公平な課税賦課を行なうことにより納入者の納入意欲の堅持、税收・債権収入の確保、徴収率の維持向上を図られたい。

また、長野県滞納整理機構とも連携し、債権管理と滞納の解消にも十分配慮されたい。

4、白馬村義務教育施設整備基金の年度末残高は、1億円を新たに積み立て4億2,596万9,879円となっている。

積立額の増加に伴い、基金の目的である小学校の大規模改修について、今後の方針を決定する時期も迫ってきていると思われるので、早急に検討を進められたい。

5、公共施設等の適正管理への対応が大きな課題である。中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進を図られたい。

6、白馬村第5次総合計画は最終年度となる。後期計画で定めた目標の達成と歳入の確保、歳出削減に努め、持続可能な将来性のある村づくりを推進されたい。

次に、公営企業会計の2つの会計について意見と要望を申し上げます。

初めに、水道事業会計であります。16ページを御覧ください。

水道事業の経営状況即ち収益性はおおむね良好で、財務状況においても流動性、健全性がおおむね確保されている。

また、令和7年1月には41年ぶりとなる水道料金の改定を行なったことは大いに評価したい。老朽化や耐用年数などにより更新時期を迎えている水道設備等が多くあることから、水道料金改定による増収を踏まえて計画的な設備の改修更新を着実に図られたい。

水道事業の維持には第2次水道事業ビジョンに基づき、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。水道料金の確実な徴収、的確な債権管理、滞納の解消と一層の経営の効率化、財務の健全化に努力されたい。

また、継続した漏水対策などの努力により有収率が年々改善していることは評価したい。引き続き有収率の向上に向けた取組を強化されたい。

日常的には安全かつおいしい水の提供に努めていただき、長期的な水の安定供給という観点から今後とも適切な判断の下、必要十分な対策を講じられたい。

次に、下水道事業会計であります。17ページを御覧ください。

下水道経営の基本は下水道使用料収入の安定的な確保であり、有収水量の向上に努められたい。未接続者に対する啓発と加入促進に向けた施策を積極的に推進し、接続率を高める活動に前向きに取り組むことが肝要であり、快適な生活環境の保持につながる。また、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。下水道料金の確実な徴収、的確な債権管理と滞納の解消、一層の経営の効率化など財務の健全化に努力されたい。

一方で、厳しい財政状況が続く中、水道事業と同様に料金改定について検討することが必要な時期に来ていると考える。将来的な下水道事業の維持のため早急に検討を進められたい。

設備、管路等については、あと10年程度で耐用年数の経過から老朽化率が急激に上昇することが見込まれる。令和5年度に策定したストックマネジメント計画に基づく効率的な更新や費用の平準化を図った事業を推進し、将来にわたって安定した下水道サービスを提供できるよう施設の適正な維持管理と機能の安定確保に努められたい。

以上が、決算審査に当たりましての意見及び要望でございます。

次に、財政健全化法に基づく判断比率の状況についての説明を受け、審査を行ないました。数値は正確であると認められました。

意見として、実質公債費率は早期健全化基準を下回っているが、3か年平均では16.2%で前年度比は0.6ポイント増加した。単年度では16.0%で前年度比は0.4ポイント減少した。将来負担比率は将来負担額に対し充当可能財源額が上回っており、数値が生じないが、引き続き将来の負担の軽減に留意し、効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、維持可能な行財政運営に努めていただきたい。

報告は以上であります。どうもありがとうございました。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月3日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、9月3日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時46分

令和7年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和7年9月3日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和7年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和7年9月3日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祉

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和7年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。

本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第3番鈴木均議員の一般質問を許します。第3番鈴木均議員。

第3番（鈴木均君） 第3番鈴木均でございます。6月に続いてまだ2回目の一般質問で、しかも、今回トップということで緊張しておりますが、頑張って質問いたしますのでご答弁のほうでよろしくをお願いいたします。

第1は、白馬村の将来像と開発についてということでご質問いたします。

不動産業界の統計によれば、昨年の白馬村での住宅用建築物が86棟あり、今年1月1日の地価公示価格が富良野市に次いで29.6%の上昇率で全国第2位、今、インバウンドバブルの白馬村と注目を集めていると様々報道されています。そこで、以下お尋ねいたします。

1、村民アンケートで10年後の不安という質問では、リゾート化の進展による住み心地の悪化が50.28%と最大で、開発や土地利用に対する規制強化を求めるが60.6%。そこで、村は何をどう規制することが求められているとお考えでしょうか。その仕組みを明らかにしてください。

2点目、白馬村開発審議会条例では、専門部会の設置ができることになっています。ニセコ町のように専門家に意見・助言を求める、現在つくっていないですけども、専門家部会を設置すべきではないですか。

3点目、開発の透明性の確保のために、ニセコ町のように全ての申請について、事業名、事業者名、予定地、事業概要、住民説明会開催日時、資料公開期間を村のホームページに公開できないでしょうか。今年3月議会で加藤亮輔議員の質問に対して、公開は検討するというお答えでしたが、

その後の進捗をお尋ねします。

4番、昨年冬の大雪では、雪捨て場が狭い地域や隣地との屋根雪が重なり合ったり、様々な問題が起きました。そこで、今後の大雪を考えて、建蔽率や道路後退、隣地境界、緑地保全、雪捨て場の義務など、開発指導要綱そのものを見直し、規制の拡大を求めるべきではないでしょうか。

5点目、転売や所有したまま放置による地価高騰を防ぐために、転売禁止や購入目的の明記、一定期間内の建築義務化、事前説明・協定締結を求めるなどの規制を設けることはできないですか。

6点目、不動産取得後2年以内の転売は固定資産税を例えば3倍にするとか、2年以上未使用のままの空き家は固定資産税を5倍にするなど、歯止めが必要ではございませんか。

7点目、富士見町は、2022年、ソーラー建設に関わって、事業区域境界から50メートル以内を近接住民、100メートル以内を関係区として、住民の理解なしに建設できないということを条例化しました。近隣住民の3分の2以上と関係区の同意を必要とする条例です。白馬村の開発についても、白馬村の開発行為の調整等に関する条例がありますが、そこに追加することはできませんか。

8番、村長は、4月に4町村で観光庁等に幾つかの要望を出してご苦労いただいたわけですが、その内容は村長ブログに書かれておりますが、全村民が見れる環境にはなかなかありません。申入れの文書を議会に公開して及び国の回答やその後の進捗を明らかにして村民に広報してくれませんか。

9番、日本だけが外国人が無条件に土地取引できるのは、30年前の1994年に署名したGATS、いわゆるサービスの貿易に関する一般協定にあるといわれていますが、GATSに加入していても独自に制約を設けている国もあります。例えば、フィリピンのように外国人の所有を一切認めていない、それがいいかどうかは別として、それも含めて外国の例を研究し、国に働きかけるべきではございませんか。

10番、外国人による不動産所有件数と面積（国内在住の方と国外在住を分けて）及び2022年以降の外国人所有物件からの税収を明らかにお願いします。

11番、日本人と外国人に分けて、現在上がっている開発の事前協議の申請数と規模、建築確認許可件数の地区・規模を明らかにしてください。

12、2021年以降の日本人の転出人数——村からですね——及び廃業した宿泊事業数を明らかにしてください。

以上をお尋ねします。

申し訳ございません。多岐にわたっていますが、できるだけ簡潔なご答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問1日目、よろしくお願いいたします。

鈴木議員からは、白馬村の将来像と開発について、12項目のご質問をいただきました。質問数が多いですので、多少時間はかかりますが、真意が伝わらなかったり、誤った解釈をされたりすることがないように、丁寧にご答弁をしてみたいです。

まず、1点目の村民アンケートの結果を踏まえ、村は何をどう規制すべきと考えているかとのご質問にお答えします。

昨年実施しました第6次総合計画策定に当たって行なったアンケート結果では、約6割の方から規制を強めるべきとの回答がありました。それを踏まえ、長野県等の助言も仰ぎながら、開発規制に向けてどういったことができるのか、また、それに向けてどういった課題があるのかという観点で、現在、調査・研究を進めている段階です。

開発規制という観点からは、特定の用途の建築を制限する特定用途制限地域の設定や、各地域を主体として規制の網を引く地区計画の策定などが考えられますが、いずれも重要なことは、そのエリアに住む住民や土地の権利者の合意形成が必要であるという点です。

また、規制開始までの期間は、この合意形成も含めて2年から3年程度を要することから、駆け込みの乱開発が行なわれはしないかという点も大きな懸念材料です。したがって、現段階で私のほうから、具体的な規制の内容やその実施についてお答えするものはございませんが、開発規制の可能性について、引き続き調査・研究を継続するよう担当課には指示をしておりますので、ご理解をお願いします。

次に、2点目の白馬村開発行為の調整等に関する条例に定められている専門部会の設置についてですが、議員ご指摘のとおり、条例の中では白馬村開発審議会での審議において、必要に応じて専門部会を置くことができるとされております。ここのところ開催した開発審議会では、特に専門部会を設置するような案件はございませんでした。

今後においては、調査・審議上、必要に応じて専門家の助言を必要とする案件が生じてくる場合も想定されますので、条例の趣旨にのっとり適切に運用してまいりたいと思います。

次に、3点目の開発の透明性確保のため、情報公開について関係資料をホームページで公開すべきではとのご質問であります。3月定例会の答弁でもお答えしましたとおり、基本的には住民説明会に提示された資料を公開する前提で検討を進めており、7月に開催された開発審議会においてその旨の確認をいただきましたことから、準備が整い次第、白馬村行政公式ホームページで公表することといたします。

次に、4点目の昨年大雪により隣地との屋根雪の重なり合いや窓ガラスの破損等があったことを踏まえ、建蔽率や道路後退、緑地保全や雪捨場の義務づけ等、開発指導要綱で規制を拡大すべきではないかとのご質問ですが、確かに昨年は大雪で、屋根雪等の処理によるトラブルなども少なからずあったと聞いておりますが、これは豪雪地域に暮らす私たちにとっては、常に想定されること

であります。特に隣地との雪に関するトラブルについては、双方が誠意を持って解決すべきであると考えます。

村といたしましては、現在、建蔽率、容積率及び緑地面積は、都市計画法・建築基準法に基づく法的根拠をもって建築指導を行なっておりますし、加えて、景観審議会における長年の検討を踏まえて策定した白馬村景観計画の中で、道路後退や隣地後退距離の基準を設けておりますので、新たにそれを超えた基準値を開発指導要綱にうたい込んで規制を行なうべきものではないと考えます。

なお、村道の除雪に伴う排雪場所の確保は重要な課題でありますので、その点に関しましては、開発事業者に対して一定の条件を付すことができないかどうか、検討してまいりたいと思います。

次に、5点目の転売や所有したまま放置することによる地価高騰を防ぐために、何らかの規制を設けることができないかのご質問ですが、不動産取得目的は様々であり、短期の合法で行なわれる売買に対して一定の規制を設けることは、一地方自治体ではできないものであり、所有したまま放置することに対しても特に違法ではないことから、規制するということは現行できない状況です。

次に、6点目の不動産の転売や空き家に歯止めをかけるための固定資産税の税率引き上げについてですが、固定資産税の標準税率は地方税法において100分の1.4と定められております。この税率を超えて課す、いわゆる超過課税を行なうには、財政上その他の必要が前提とされており、財政上の理由に限らず、一定の政策目的のために変更することも可能とされております。

しかしながら、日本の税制においては、公平、中立、簡素の3原則が基本であり、議員ご提案のように特定の条件に応じて税率を引き上げる制度は、とりわけ公平及び簡素の原則に反するものと考えております。

ご指摘のとおり、不動産の転売や空き家の増加は地域にとって重要な課題であり、抑制策の必要性は十分に意識しております。ただし、その対応策として、特定の条件に応じて固定資産税の税率を引き上げることはできません。

次に、7点目の富士見町のメガソーラー規制を例に、白馬村の開発においても、開発行為の調整等に関する条例の中で、地元等の同意を規定できないかのご質問であります。この件に関しては、過去に何度も一般質問において答弁した経緯がございますが、かつて本村でも、一定規模以上の開発案件には地元同意を必要とする運用を行なっておりました。

しかしながら、平成元年に旧建設省から出された通達において、周辺住民の同意書提出を求めることが行き過ぎであるとの見解が示されていることを踏まえ、現在は開発調整条例において、地元同意ではなく、住民説明会の開催を義務づけております。

これは、かつて全国の他自治体での同様の事例において、都市計画法や建築基準法といった法令上は適合している開発案件であっても、地元側の過大な要求等により、訴訟等のトラブルがあったことが原因と聞いており、現在のところ、この国の見解に基づく運用を継続することが法令遵守の観点からは適当であると考えており、開発事業者側から周辺住民に対し、丁寧かつ真摯な事業説明

が行なわれるよう指導してまいりたいと思います。

次に、８点目の４町村で観光庁等に提出した要望書を議会に公開し、国の回答や進捗を明らかにして村民に広報してくださいと、９点目の外国人の土地取引の制限を国に働きかけるべきのご質問に併せてお答えします。

議員ご指摘のとおり、４月に野沢温泉村、山ノ内町、小谷村と連名で、警察庁と観光庁に要望を提出しましたが、回答についてはその場において口頭で得た返答しかなく、公式な文書等での回答はいただいていないため、村長ブログに記載した程度の内容しかお伝えすることができませんが、要望書については公文書に当たりますので、情報公開条例に基づく公開請求をしていただければ公開可能でありますし、議会の中でご質問いただければ、内容についてお答えすることは可能です。

要望の概要をお答えしますと、警察庁には、治安や生活安全に関する要望として、雪道を含む運転マナーの啓発や外国人が日本で運転可能な免許書発行の厳格化、旅行者によるマナー違反等のトラブルに対する十分なパトロールや取締り体制の強化や発信の強化をお願いしました。

口頭での回答としては、警察庁としても同様の課題認識をしている者も多く、特に外免切替えの厳格化は既に検討しているとの回答があり、その後、この１０月から厳格化することが発表されました。

しかしながら、この対応が我々の要望が一因となって実現されたものかどうかはこちらでは判断できないため、そのほかの項目も同様ですが、要望を受け入れて実施した等の連絡があるものではございませんので、実現の進捗についてはこちらからは発信できかねることをご理解ください。

観光庁長官には、警察庁に要望した内容に加え、急激な訪日客の増加により地域住民に負担が生じている状況を伝え、当面は目標訪日客数の達成よりも、オーバーツーリズム対策としての受入れ体制の強化に徹するようお願いするとともに、地域住民や国内マーケットへ配慮した二重価格制度等を国としても推奨することを検討するようお願いしました。

加えて、観光庁が直接の管轄ではありませんが、インバウンド施策の推進に起因して発生しているともいえる課題に対する解決策としての特別税制や、９点目のご質問に対する答弁にもなりますが、不動産売買規制の必要性についてもご説明し、要望書に加えしました。

回答としては、状況は分かりましたという程度で、あまり手応えを感じませんでしたので、この７月に観光庁長官が変わったこともあり、先日、再度要望に伺い、白馬村としてもマナー条例の強化を目指し、地方自治体としてできる対応をしている姿勢を見せた上で要望事項についてご説明したところ、大変状況をご理解いただき、可能な取組を実施していきたいという積極的な返答を得られたと感じております。

次に、１０点目の外国人の不動産所有件数と面積、２０２２年以降の外国人所有物件からの税収についてですが、まず、外国人の不動産所有件数と面積についてお答えします。

答弁に当たり前提を申し上げますと、登記簿上の所有者の住所地が国内である場合を外国人所有

としてカウントしています。したがって、氏名から外国人と思われる場合であっても、登記簿上の住所が国内である場合は外国人所有には含めておりません。その上で、本年1月1日時点における状況は、土地については所有者数が345人、筆数が957筆、面積が47万233平方メートル、家屋については379棟となっています。

次に、外国人所有物件からの税収についてであります。

村内における外国人所有物件については、固定資産税の課税情報により、所有者を把握しているところです。しかしながら、当該資産を用いてどの法人がどのような事業を行なっているのかといった利用状況については把握をしていません。このため、法人村民税や法人事業税において、外国人所有物件に直接関連する税収額を算定することはできません。

次に、11点目の事前協議の申請数、規模、建築確認件数についてであります。

まず、令和7年度に入ってから、開発調整条例に基づいて事前協議書が提出され、開発審議会に付議された案件は4件です。内訳としましては、ホテル3件、商業施設1件で、開発規模につきましては、1,434平方メートルから1万2,929平方メートルです。

次に、建築確認件数についてであります。建築確認申請は、村を通さずに民間の確認機関においても手続ができるため、私どもで全ての案件を把握しておりません。したがって、建築確認申請ではなく、本年4月以降に受理した景観条例に基づく届出件数でお答えさせていただきます。4月から7月末までの4か月間において受理した件数は76件で、このうち新築52件、増築12件、建物の外観変更は12件です。

規模については、床面積で34平方メートルから、大きいものは5,076平方メートルとなっております。

地区別の建築確認件数について、多いところから順にお答えしますと、みそら野地区12件、めいてつ地区8件、八方地区6件、飯田地区5件、落倉、エコーランド、和田野地区が各3件、佐野、八方口、塩島、新田地区が各2件、飯森、瑞穂、白馬町、どんぐり地区が各1件となっております。やはり地価の上昇率が大きいとされる地区の建築確認件数が多いことが伺われます。

なお、ご質問では、外国人と日本人別に数値を示すようにしておりますが、届出や申請に当たって、個々の国籍や資本関係まで求めることはしておりませんので、ここで正確な数字を申し上げることができませんことをご理解いただきたいと思います。

最後に、12点目の2021年以降の日本人の転出人数と廃業した宿泊事業者数についてですが、日本人の転出者数は、2021年が363人、2022年が412人、2023年が469人、2024年が463人でした。なお、日本人転入者数は、2024年ですと375名の転入がありました。

また、廃業した宿泊事業者数ですが、村では、旅館業法に基づく営業許可の取得や廃止情報を管理していないため、ご質問の廃業した宿泊事業者数に関する数値を把握しておりません。

以上、鈴木議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。鈴木議員、質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ご答弁ありがとうございました。答弁に関連して、改めて質問させていただきます。

まず、地元同意の関係ですけど、富士見町の例を申し上げました。これ、別に国はクレームというか指導、細かいことは私も存じませんが、これは生きているわけですね。確かに、旧建設省の通達で行き過ぎとかというような説明があった経緯は、これまでの村のホームページ等の資料では理解できますが、現実問題でメガソーラーという条件ではございますが、3分の2の同意条項は生きているわけですね。

そこまでする必要がないということではなかったわけで、それによって建設を抑止している、抑制しているということが目に見えているわけございまして、白馬村のこの開発行為に対して、そういうことが適用できないかということでございます。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 太陽光発電に関するパネルの規制の関係につきましては、これは実は富士見町だけではなくて、私も白馬村でも、これまでいろいろなトラブル等が生じておったケースがございます。

太陽光パネル等通常の建築物に関わる規制につきましては、そもそも私どもの考え方としましては、景観に与える影響であったりそういったものを含めると、通常の建築物との規制とは分けて考えるべきだという考えもございまして、太陽光パネルに関しましては、私も村独自でも規制を設けております。それは、もう地元同意云々ではなくて、そもそも白馬村自体をほぼ9割型のエリアにおいても、太陽光パネルは設置しませんよということでは条例を設けております。

ただ、それを通常の建築などを伴う開発行為と同じような形で規制をするということに関しましては、やはりいろんな面で条件も整えていかなければいけないところもございますので、私どもとしてはその部分はえり分けをして対応させていただいているということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 鈴木です。

その境界というか、区分けというか、区別といいますかね、太陽光はだめだと。白馬村も昨年でしたか、一昨年でしたか、今おっしゃったように理解はしております。新たに条例をつくりましたら、非常に歓迎されていると思うんですね。他の行政区ではどんどん開発されている中で、白馬村はそれを認めていない。同様にやっぱり土地開発という意味では、開発行為の一つであることには間違いないと思うんですね。

それと同時に、何よりも住民の要望を酌み取るということがやっぱり前提というかベースという

か、基本にあるからこそだと思うんですよね。6割の住民が規制を求めているということで、十分適応される対象になるのではないかと。

これはもう見解の違いになるかもしれませんが、時間の関係ありませんので次に行きますが、登記的な取引、それがやっぱり一番問題になっていると。事前届出義務を2,000平米以上の土地にしたり、あるいは現行条例では大規模開発、これは法の関係もありますが、3,000平米以上ということになっていますけれども、これを延べ床面積2,000平米以上とかにさらに規制を、基準を小さくするというか、大きくするというか、強めるという意味で、同じように規制を強めることができないのでしょうかということです。よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 結論から言うと、例えば3,000平米という基準を、それをまた2,000平米なりそれを下げて、逆にハードルを上げるという考え方は、決してそれを否定されるべきものではありませんけれども、現段階では、例えば、開発審議会の中でもそういった基準を改定するといったような議論はなされておられませんし、村としても今の段階でそれを要綱を変えて基準を下げると、面積を下げるといった考えは、現在、持ち合わせておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 3番鈴木です。

今後といいますかここ数年、やはり大規模、面積だけではなくて宿泊室数、あるいは駐車スペースとか全体としての面積、そういう意味で大規模化と、そして、コテージのような小さい開発件数が増えているわけです。したがって、基準、ハードルレベルをもうちょっと細かくするといいますかね、そういう規制の検討も今後早急に求められるものではないかと。

最初の村長のご答弁にもありましたように、やはりそういう検討をするにしても、1年、2年、3年かかるわけでございますから、現状、ここ数年の村の開発の実態を鑑みれば、今のままでいいかどうかということが、それは必ずしも適切とはいえないのではないかとということでもあります。

それで、開発要綱等に購入目的だとか利用目的を明記させる、あるいは、購入後何年以内に建築をしなければならない、そういう厳格な仕組みは組み立てられないでしょうか。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） 先ほど村長のほうの答弁とも若干重複する部分はございますけれども、例えば、土地を取得後、一定の期間内に建築をさせるなり何なり、条件をつけられないかという趣旨のご質問だとは思いますが、実際、例えば土地の取引等の段階で、個々の取得目的などを把握するのはなかなか一町一村の段階でそれを把握して規制をかけていくのは、正直厳しいということに思っております。

厳しいというのもできないというふうに思っておりますので、特に土地取引、不動産取引等に絡むものに関しましては、国の法律等に基づいて行なわれるものもございますので、そういった面でまた国への働きかけなり、要望なりを上げていくといったことは必要かもしれません。

以上であります。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからも補足というところで、先ほど鈴木議員のほうから、規制に関して早急に検討等をということでご意見ありましたけれども、答弁で申しましたとおり、検討等については既に早くから始めておりますので、この点については私たちもできるもの、そして、すべきものというところをしっかりと整理した上で既に進めてきておりますので、そこについてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ありがとうございます。なぜそういうことを申し上げますかということで関連して、ニセコ町、今、裁判やってますよね、町が被告になっている、訴えられている。

それは、転売で町が土地を所有したんだけど、これは私らというか、うちの会社のもんだということで訴えられまして、一番で敗訴されたんですね。それで、ニセコ町は町として、住民の皆さん及び住民だけじゃなくてオンライン署名を集めて、20万以上集まったという報道があります。様々、北海道新聞等で、ネットでもそうですけど。だから、早くやらないとこれ大変なことになる。村民は、それを非常に不安に感じているわけですね。

そこでまず、最低限というか取りあえずは、ニセコ町の場合は水資源に関わるということなんですけど、白馬村で、すぐ水資源の開発というのは多分ないと思うんですけども、日本人、外国人関係なしに、そういう申請はないと思うんですが、豊富な白馬村のこのきれいなおいしい水を守るためにも、水資源の開発を許可しないというわけにはいかないですけども、それを守るための条例を作成するというご予定は、お考えはございませんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 廣瀬です。お答えします。

ニセコの水源地に関する開発に関しては、私も報道のほうで、村長共々共有していることでございます。

白馬村に関しましては、水源地3つございます。一つは河川なので、そういう開発の関係には問題がないというふうに考えております。あと二つ、源太郎配水池というところが、地下水が水源になっておりますので、今、6月議会でも私のほうでお答えしましたように、県の水資源保全の指定を受ける、今、手続を取っております。

あと、土地に関しましては、源太郎配水池の場合は村有地、これは創業当時から村の土地となっ

ております。あと、行政区からお借りしている土地がございますので、その辺の水源の乱開発という部分では、私どもも情報を多く入れながら、村民の皆様に水源が乱開発されないような施策のほうは考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 下水道課としてのお考え、よく分かるんですけど、私が言いたいのは、村の現在の水源を守るということではなくて、いわゆる森林原野の開発というのは幾らでも可能なわけですね。それを阻止というか抑止するために、守るべき条例の検討が必要ではないかという提案であります。ニセコ町は、このままでは外国の土地になって水が奪われるという、きつい言い方をすれば、そこで、大変危機感を持ってやっているわけです。

かつて水はどこでも手に入るということで無料でありましたけれども、今、水資源というのは、安曇野のわさび田だけではなくて、水そのものが非常に貴重な時代になっておりますので、新たな開発に関わる水を守るために、検討をぜひお願いしたいということであります。

次の質問に移りますが、またニセコ町の例を出して申し訳ないんですけど、ニセコ町は強制力を伴う規定が不可欠だということで、開発の基本構想の段階で、住民に対して事前の意見交換会を開催するように義務づけたんですよね。この10月から、それを全住民あるいは関係業者への説明会をやるということで準備をされている。

先ほどの質問で申し上げたように、かなり細かいものをホームページで公開している。それ以前の段階、基本構想なんですよ、まだ基本構想、その段階で事前の意見交換会を義務づけているんです。だから、今の白馬村の状況からいけば、やっぱりそれに似たようなというか、そういう開発要綱に設けることも検討する必要があるのではないかと、いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） いわゆる地元説明という形で、現在、私どもは運用しているわけでございますけれども、基本構想といたしますのは、おそらくおっしゃるのは、相当まだ開発計画が進んでいない早い段階で、地元にある程度その計画を示して、意見集約を図るということだと思っておりますけれども。

逆にある程度、開発の詳細な内容が示されないと、地元の立場としては、なかなか意見なり考えを申し伝えられないという部分もあろうかと思っておりますので、こういったタイミングでそういった説明会をやればいいのかどうかというのは、また内部でも検討はしてみたいというふうには思いますけれども。

現段階では、ある程度しっかり成熟した計画をしっかり示していただいて、その中で、しっかり住民の皆さんの意見も吸い上げていただきたいということを、今、主としておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ありがとうございます。要するに私が言いたいのは、現行で十分という認識では駄目だと。村長もおっしゃるように、今後、研究もするということですが、そういう意味ではですね、かなり細かい規定の検討が求められていると思います。法の制約があります。そこをどうクリアするかということが、確かに重要な問題があるんですけど。

そこで、次の質問したいんですけども、村長、行政も御存じだと思うんですけど、日本は、世界で最も自由に土地の売買ができる国だというふうにいわれています。何の規制もない、いわゆる土地取引、不動産取引は自由だと。それに、初めてだと思うんですけど、国として規制をかけたのは2022年、僅か3年前にご承知の重要土地等調査規制法ということで、いわゆる基地だとか原発だとか、そういう日本の安全にとって重要な場所、それに近い区域以外は全くフリーです。

その基地や原発等に近いところは許可制みたいにしたわけですけど、それ以外でとりわけ外国人の方は、金額が大きくてもキャッシュでの取引というのは結構あるというふうにお聞きしているんですよね。

それで転売と、先ほどのニセコの水資源の転売もそうですけど、当事者同士の転売をしますから、そこをなってくると行政といえどもなかなかそこに入りづらい。昨日の決算説明書の中でも、村はGISを導入して、固定資産税の収納率が飛躍的に向上したと、非常に村としては頑張っておられる、九十何%ですか、それは大変評価に値すると思うんですけど、それで今後も全部クリアできるんでしょうか、転売、転売ということにですね。以上、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） まず前段として、土地取引の関係については、私のほうからお答えさせていただき、税の関係については、税務課のほうからの答弁とさせていただきたいと思います。

まず、登記が完了すると、いわゆる登記が完了した旨の把握というのは税務課のほうで、それはその所有権移転に関わったときに把握ができるというのは、これは国内の自治体どこでもそうですので、それが短期であれ、長期であれ、把握というのは、当然のことながら登記がされた段階で分かります。いわゆる登記が終わらずに、事実上の土地を支配しているというのは登記には載ってはいきませんので、当然のことながらそれはあろうかと思います。

また、賃借権の設定とか設定登記の関係は、中身を見なければ分かりませんが、あくまでも、それも所有権が誰にあるのかというところで課税をしますので、把握ができないかという言われ方になると、登記が行なわれた登記済みの通知等をもって、土地の所在が把握しているということになります。

ただ問題なのは、山間地等で取引がされたときに、実際に筆の境が分からずに、山全体として売買が行なわれた。でも、現状の支配として実態と筆が違う、このような場合にはいわゆる売買する、

それぞれで許可確認等が必要になりますので、全てが完全に把握ができていいのかというのと、幾らGISを使ったとしても、その把握が難しいということはご理解はいただきたいと思います。

税の関係については税務課長のほうからの答弁になりますので、よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 太田課長。

税務課長（太田雄介君） 副村長が全てお答えしていただいたので、補足はありません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） ありがとうございます。厳しさというか、現実には、確かに森林原野での境界等は分からないことも当然よくお聞きしますし、村としてもいろいろ、GISの導入等も含めていろいろ努力されているわけですけど、実際問題というか現実問題、その所有、先ほどの副村長のご説明がありますように、ちゃんと登記が法にのっとって手続きされれば、それは当然、自治体はきちんとできるわけですけど、現実的には、所有者が変わったけど登記が変更されていないということで、まだ幾つかあり得るようですから、北海道なんかでは、村ではどうかよく分かりませんが、それに確かに困難さを自覚はされているわけですけど、ぜひとも努力をまたお願いしたいということとであります。

それで、時間の関係もありますので急ぎますが、白馬村で8つの地区で、今、住民協定がつくられていますよね。これ一時期、私、細かい経過は存じていないんですが、自分たちが住んでいる地域の景観を守ろうということで、その地区の皆さんが結束して協定をつくったと。これが、現実的には実際の規制、法的拘束力ということではないわけですけど、それ、拘束力はないわけですけど、しかし現実には、そこに大規模開発をするということについては一定のというか、かなりの抑止力を持っていると。

そこで要請したいことは、「村ごと公園」というようなキャッチフレーズもありましたけれど、村全体の景観を守る、全てとはいきませんが、もちろん地区の住民の皆さんの合意が前提になりますけども、それを今申し上げた8つの地区以外にもかなり協定したほうがいいんじゃないかと、私、個人的に思う地区がたくさんあります。

1つの地区の中でもその中の狭いまた地区ですよ、住民協定は。だから、ある地区、30余りありますか、村で、いわゆる行政区というのがありますけど、その行政区全部をとというのはなかなかそれは難しいですけど、そういう住民協定を促進する、そのために村は援助する、提案していくということが、今、求められているんじゃないでしょうか、いわゆる地区区長会等を通じて。その考えはどうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） では、お答えしたいと思います。

鈴木議員ご指摘のとおり、現在、8地区で景観形成の住民協定が締結をされております。村のほうに、建築等の行為のある前段で景観の届出を出していただくんですけども、さらにその前段と

して、協定地区の場合には、協定地区の皆さんにしっかり計画を示していただいて、その意見書をつけていただくという流れになっております。

今後、地区のご意向も含まれながら、拡大していくということに関しましては、当然、村としても推奨していくべきだとは思いますが、その地域に暮らす皆さん、権利者の皆さんの合意形成、同意というのも一つ課題になってまいりますので、そういった面で、村としてはしっかり側面的にカバーしていけるような、そんな体制をつくっていききたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。鈴木議員。

第3番（鈴木均君） 今、ナラ枯れが村でも問題になっていきますけれども、そのナラ枯れに対しても、地区で取り組み始めている地区もございますよね。だから、要するに住民の自治ですよ、今、建設課長がおっしゃったように、住民自らがやっぱりそこに汗をかく、そこでその行政と一体となっていくということが、今、求められていると思うんです。

1 番目の質問の最後になりますけど、6 月の第 1 回観光地経営会議の議事録を私、見ましたが、非常にすばらしいご意見を出されていますよね。さすが立派な皆さんであります。一々それを紹介する時間はありませんけども、やっぱり 6 割を超す住民が開発規制の強化を求めているというのが根底というか、あつてこそと言うと変ですが、それをやはり観光地経営会議の委員の皆さんもよく分かって、せんだつての計画審議会でも同じようなご意見を、私、傍聴させていただきましたけど、お聞きしました。

だから、この村の財産である豊かな自然と環境を守る立場をどこまで貫くかということが、今、試されている、第二のニセコになってはいけないという共通認識が結構あるんですよ、村民の中に。そういうことで、ぜひ引き続き、規制強化にご努力をお願いしたいということで、1 番目の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 2 問目に入ってくださいよろしいですか。

第3番（鈴木均君） 時間がありますので、2 問目に入ります。

インバウンドの経済効果について、開発とも関連はするんですけど、これは 2 点に限定して質問いたします。

1 番、訪日外国人は、自国のそのお住まいのいわゆる OTA、つまり自国のエージェントを通じて、我々が外国に行く場合も同じなんですけど、それでほぼ予約を完了しますよね、おそらく食事以外。

それで、宿泊料とかもちろんなんですけど、そのために、村へのいわゆるどれだけ経済的な効果がもたらせているのかということで、いわゆる経済効果はどれだけなのかということで、外国人

経営の宿と日本人経営の宿に分けて、その数及び宿泊人数をお聞かせ願いたいというのが一点です。

2点目は、二重価格の導入です、端的に言って。

諸物価高騰とリフト料金、もう近年の急激な値上がり、これはもうやむを得ないものもあるんですけど、そういう中で、日本人の誘客をもっと促進させるためには、今後の値上がり等が十分予測される中で、村として、例えば、リフトは事業者がやっていますから、村営ではありませんから、できる、できない、簡単に言えないですけど、そういう事業者さんへの二重価格の導入を要請できないでしょうかということ、この2点でございます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目のインバウンドの経済効果について、2項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、1点目の白馬村へのインバウンドによる経済効果についてお答えします。

経済波及効果の計算方法については様々な算出方法がありますが、長野県が提供する平成27年の産業連関表を用いた経済波及効果分析ツール（観光版）を使って、本村の令和5年中の外国人観光客延べ宿泊者数を用いて算出しますと、直接的な生産誘発額は85億9,406万円、一時波及効果としての誘発額は30億8,522万円、二次波及効果額は15億3,052万円となり、合計の波及効果は132億979万円となります。

なお、外国人経営者の宿泊施設と日本人経営者の宿泊施設を区分した調査は実施していないため、それぞれを区分した宿泊人数は把握しておりません。

次に、リフト料金に日本人と外国人の二重価格を導入するように、事業者に要請できないかのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、日本国内においても既に一部の施設等において、外国人の二重価格が導入されているケースが存在することは承知しています。

これら事例の導入背景には、それぞれの目的や経営戦略があるものと思いますが、一つの考え方として、国際的なサービス標準を基本に、為替レートや購買力を踏まえて、訪日客からの適切な収益を確保しつつ、国内在住者へのお得感や地域とともに経営するという理念の下、地域愛を尊重する中でリピーターを確保する、住民を優遇するといった経営戦略を展開することは、市場戦略の視点から見ても有効な戦略の一つだと思います。

また、ハイシーズンと閑散期、早割りプランや平日割引といった需給バランスによって価格帯を変動させ、収益の最大化、平準化につなげるダイナミックプライシングという考え方は、訪日客だけに限ったものではなく、国内や白馬村でもかなり浸透してきているものと思います。

いずれにしても、民間経営の経営戦略自体を行政がコントロールすることはできませんが、持続性のある観光地経営という視点に立てば、透明性と説明責任を担保できることが前提ですが、経済的合理性のある戦略を導入していくことは、事業経営において大事な視点だと考えます。

一方、今年度、行政と白馬村観光局では、村内の観光事業者向けガイドラインの策定を予定して

います。このガイドラインでは、訪日客の増加に伴って、受入れ観光地の事業者として果たすべき責務や役割、例えば、マナー条例の周知や滞在時におけるローカルルール of 徹底、災害発生時の避難誘導や防災アプリの啓発などについて定める方針ですが、このガイドラインの中でローカルブライシング、いわゆる地元利用者と観光客との価格戦略を区分することを推奨しましょうといった方向性を示すことができないか、現在、検討しているところです。

以上、鈴木議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。

第3番（鈴木均君） 議長、あと何分ですか。

議長（太田伸子君） 1分30秒です。

第3番（鈴木均君） 分かりました。

現実というか、状況としては、先ほど答えられないというか、データがないということだったですけど、日本人経営の昔からといいますか経営している宿なんかも、廃業されている方、たくさん耳にするわけですね。

それは結局、日本人のお客さんが減ってきた、外国人のお客さんは外国人が経営する宿に泊まる、一つの例ですけど、そういうことがありますので、やはりお客さまの具体的な分析、それに対応する村の状況を今後いろいろ研究していただきたいということで、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第3番鈴木均議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番永井勝則議員の一般質問を許します。第4番永井勝則議員。

第4番（永井勝則君） 第4番永井勝則です。よろしくお願いします。私の質問はごくシンプルです。

1つ目の質問は、豪雨災害への備えについてというのでお話を聞きしたいと思います。

昨日も秋田のほうで大雨が降って、今日もニュースによると新潟とか関東辺りでも線状降水帯というのが発生するんじゃないかと言われていまして、近年、毎年のように記録的な雨が降る豪雨災害っていうのは日本各地で頻発しています。これの特徴が、短い時間で想定以上の大雨が降るというこれまでになかった新しいタイプの災害だというふうに思われます。

1つ目の質問では、この豪雨災害について、村長に村としてこの新しいタイプの災害にどのように備えているかということをお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、2021年、災害対策基本法というものが改正され、その中で、一般の国民に分かりやすくするために呼び名が避難勧告と避難指示（緊急）というのがあったんですけども、それが避難指示に一本化されたという変化があったんですね。この新しいほうのをどういうものかというのを簡単に申し上げますと、大雨を例に取りますと、雨がどんどん降ってきて災害のおそれがあるというレベル3——これは大雨警報とか土砂災害警報が出るぐらいのレベルなんですけども——そういうのが出ますと。気象庁が大雨警報や土砂災害警報を出します。このとき、それに応じて自治体は危険な場所から高齢者等は避難しなさいという高齢者等避難を出す場合があると、これがレベル3ですね。雨がさらに激しくなって災害のおそれが高いというレベルが、これはレベル4なんですけども、これに達すると気象庁は土砂災害警戒情報——これも最近のテレビでよく残念なことに耳慣れてしまっているんですけども——こういう情報を出して自治体は避難指示——これも残念なことにもう耳慣れた感じがあります——自治体は避難指示を出します。これは危険な場所から全員がとっとと避難しましょうというまあ指示なんです。そしてその上、レベル5というのがあります——これも残念なことに何度かこの夏にも日本で達したレベルなんですけども——災害が発生しているか切迫しているというレベルです。気象庁は大雨特別警報——NHKのテレビで言うと、もう真っ黒けだと思ってしまうんですけども、文字が白抜きで真っ黒け——という大雨特別警報を出して、自治体は緊急安全確保——これ、たしか昨日の秋田でも出されたようなことをテレビで見たような感じがするんですが——これはどういう意味かというと、命が危険なので直ちに安全確保を図りましょうと、もう避難の程度を超えているわけです、というふうに分けられているんですね。

先ほど申し上げましたように、こういう最近の災害で特徴的なのは、警報が出てからあつという間に特別警報のレベルが3、4、5と、ばばっと上がってしまうということなんです。これは、テレビでよく耳にする線状降水帯が寝ている夜間に発生するともう避難する時間がない、まあ寝ているものですからそうするとあつという間に、「避難する間もなかった」とか、よくテレビで言っていますけども。

国は、レベル4の避難指示までに必ず避難するというように求めているんですが、これが夜の場合はかなり難しいでしょうと、誰が考えても分かることなんですけども、難しいでしょうと思います。

そこで村長にお伺いします。白馬村には避難支援プランと観光防災マニュアルが作成されており、村のホームページで公開されています。これをPDFファイルでダウンロードして読んでみたんですが、これらの文書には2020年作成（改正）と書かれています。ということは、このプランとマニュアルは先ほど申し上げた2021年に改正された災害対策基本法を踏まえていないということになりますが、この現状はどうなっているのかというのを伺いたいというふうに思います。

そして長野県では、豪雨に加えて土砂崩れや土石流災害にも備える必要があろうかというふうに思います。白馬村では、村民だけでなく観光に来られた皆さんも災害に巻き込まれるおそれがあり

ますので、先ほど申し上げた文書の観光防災マニュアルの更新は非常に重要であろうというふうに思います。このマニュアルを読んだところ、震度7クラスの地震の発生を——まあ内容を想定しているわけですが——豪雨や土石流災害の想定も加えてはどうでしょうかという疑問なんですけれども、村長のお考えを伺いたいというふうに思います。

最後に、先ほどのその文書の避難支援プランの8ページ目に避難行動要支援者参加型避難訓練の実施という項がありまして、そこには、「このような訓練は、避難行動要支援者や避難支援者をはじめ、地域住民の積極的参加が重要であることから、村の総合防災訓練や土砂災害・全国統一防災訓練にあわせて行うこととする」と書かれています。とにかく、地域の住民と一緒に実際に訓練をしましょうよと、するのがいいというふうに書かれているかというふうに思うんですけれども、もちろん先ほどから申し上げていますプランやマニュアルの作成、あと更新というのが非常に重要なことなんですけれども、それよりさらに実際の訓練を行なうとマニュアルやプランに書かれていることを訓練に生かして、実際の訓練を行なうということが重要かというふうに思います。

今回の私のテーマとして、豪雨と土砂崩れを想定した避難訓練の実施が重要だと考えるんですけれども、村長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 永井議員からは豪雨災害への備えについて4項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

1点目の記録的短時間の豪雨による災害への備えについてであります。それぞれの分野ごとにお答えします。

まずシステムの関連では、令和2年に情報連携システム「RAIDEN」を導入し、翌令和3年から運用を開始しました。このシステムは、村民の皆様が登録した個人メールアドレスに防災情報を自動的に配信するものです。当年度中には、防災情報の発信先を登録制メールのほか、防災アプリ、屋外子局、戸別受信機、白馬村行政公式ホームページ、白馬村公式フェイスブックの6つに拡充し、多様な手段で災害情報を取得できるよう改修しました。現在では、白馬村公式LINEも活用し、白馬村を訪れる観光客等の皆様にも防災情報を届けることが可能となっています。

さらに令和3年には、避難情報・発令判断システムを導入しました。このシステムは、雨量、河川の水位、ライブカメラの映像、気象データ、降水短時間予報、災害情報、被災状況といった災害に関する様々な情報を一元管理することができるものです。このシステムを活用することで、大雨警報や記録的短時間大雨情報に起因する避難情報発令の判断材料を短時間で収集することができ、適切なタイミングで対象地区・対象地域に避難情報を発令・伝達し、村民等の迅速かつ円滑な避難を実現することが可能になりました。

次に、関係機関との連携であります。長野県大町建設事務所、国土交通省松本砂防事務所と連

携し、平時においては、本村との洪水情報伝達訓練の実施、大町圏域大規模氾濫減災協議会や大北地域総合土砂災害対策推進連絡会といった防災・減災組織への参画、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の情報共有、現地パトロールを実施して有事に備えております。

役場職員の体制としましては、職員災害時初動マニュアルに従い、大雨洪水警報が発令され、総務課長または建設課長が指示したときには、1号配備として総務課・建設課・農政課の職員が班編制を組んで、24時間体制で役場に待機し、情報収集や各種報告業務を行なっております。

白馬村消防団は河川が増水し洪水や雨水出水に際しては、水防法に基づく水防団として活動します。村内の主要な河川には危険水位が設定されており、危険水位を超えると水防団は待機状態になります。降水状況にもよりますが、警戒出動や土のう積作業を実施したり、水防団待機水位以上の危険水位になった際は住民の避難誘導を行ないます。

また、水防法に基づく水防訓練も実施しており、土のう作製や土のう積工法、ロープワークといった技術で大町建設事務所の技術員を講師に招き、有事に備えております。

最後に災害備蓄品についてですが、豪雨災害用、土砂災害用といったように特に災害ごとに区別することなく、全ての災害に備えて備蓄をしています。ただし、水防団には現場出動時の際に着用する救命胴衣を配備しています。

次に、2点目の災害対策基本法の改正前に策定された避難支援プランと観光防災マニュアルの現状についてのご質問にお答えします。

本村における避難支援プランは、災害対策基本法第42条の規定に基づく白馬村地域防災計画における災害弱者計画について、避難行動要支援者に係る情報伝達と避難支援に関する事項を中心に具現化したものであります。

一方、観光防災マニュアルは、地域防災計画の附属資料として位置づけているもので、その目的は応急対応時における観光客の安全確保やスムーズな避難誘導についての考え方を示したものです。

ご質問の2021年の災害対策基本法の改正の主な事項は、それまでの避難勧告を廃止し、避難指示に一本化することで、住民が迅速かつ適切に避難行動を取れるための見直し、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者のための個別避難計画の作成が努力義務化されたこと、従来は災害が発生した場合に設置されていた災害対策本部について、発生するおそれがある場合でも設置可能とした国の災害対策本部の設置条件を強化するものなどが主な改正内容ですので、避難支援プランや観光防災マニュアル自体の直接的に改正が必要な事項や不足する部分が生じているものではありません。しかしながら、避難勧告といった従来の表現が残されたままになっていますので、上位計画であります白馬村地域防災計画の改正に合わせて修正してまいりたいと考えています。

次に、3点目の観光防災マニュアルに豪雨や土石流災害の想定も加えてはどうかのご質問ですが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、白馬村観光防災マニュアルの目的は観光客の安全確保と避難誘導が必要になることから、来村者の一時避難と帰宅支援への対応策の手引書としての

役割が主たるものです。したがって、自然災害の中でも予測が不可能であり、最大規模の非常事態への備えとして、現在、地震を想定した制度設計を示しているものですので、ご指摘のあった豪雨災害や土石流災害といった自然災害においても、その基本的な考え方、初期対応、連絡体制及び役割分担などの考え方には同様に活用できるものと考えています。

なお、観光客の滞在時の防災や災害にあった場合の対策としては、防災アプリや観光庁が訪日客向けに提供している災害時情報提供アプリ「Safety tips」の普及も有効であると考えており、SNSや冬季のアルピコバス長野・白馬線の社内ムービーにおいて、アプリの紹介やダウンロードの推進をしています。

最後に、4点目の今後豪雨と土砂災害向けの避難訓練も実施してはどうかのご質問ですが、近年、台風や前線活動、さらには線状降水帯の形成に伴う集中豪雨により、全国各地で甚大な土砂災害が発生しております。特に、高齢者の方々を中心に避難の遅れが犠牲につながる事例が相次いでおり、こうした事態を防ぐための取組は極めて重要であります。本村におきましても、その一環として姫川砂防事務所のご協力をいただきながら2年に1度、行政区ごとに土砂災害、河川の氾濫から命を守るための自主避難計画を作成しています。計画策定に合わせ避難訓練も実施しており、今年の春には青鬼地区を対象として取組を行なったところであります。

この自主避難計画には、ゲリラ豪雨の発生などにより土砂災害や河川氾濫の危険が高まり、遠方への避難がかえって危険となる場合を想定し、地域ごとの自主避難ルートも明記しております。これを各世帯に配布の上、日常的に目に留まる場所へ掲示していただくことでご家族全員の防災意識を高め、災害発生時に迅速な行動へと結びつけるといった実効性ある取組としています。

また、令和5年度には松本砂防事務所主催により、豪雨に伴う大規模土砂災害を想定した学習型防災訓練を実施しました。本訓練には、国、県、村をはじめ、消防団、社会福祉協議会、北アルプス広域北部消防署、長野県北アルプス地域振興局、大町建設事務所、姫川砂防事務所、長野地方気象台、国土交通省北陸地方整備局、松本砂防事務所など多岐にわたる関係機関が参加し、地域防災力の向上に努めました。

訓練では、温暖化による極端な豪雨に伴う大規模土砂災害の発生を想定し、段階的な気象予報に基づく警戒、避難体制の確認、情報の共有の仕組みと役割分担の整理、災害情報の収集、二次災害防止のための対応手順等を実践的に検証いたしました。その結果、村は災害対策本部の連携、連絡、行動、警戒避難対応の検討、住民・観光客等への広報を習得し、消防団や社会福祉協議会は自助・共助を基盤とした警戒避難行動を習得するなど大きな成果を得ることができ、その約2か月後に発生した黒豆沢土砂災害においてはその訓練の成果を発揮できたところであります。

今後とも地域の実情や住民の皆様のご意見を十分に踏まえつつ、より実効性の高い訓練へと発展させ、防災力の一層の充実に努めてまいりたい所存であります。

以上、永井議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。永井議員、質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 最初のほうの質問ですけれども、システムの関連で、白馬村のLINEアプリ、これは私個人的に非常にいいなというふうに思っていて、全部にチェックをしておく情報がしょっちゅうばらばらと来るんですけれども、非常によくできていて、行政と村民が近いような感じがして非常にいいというふうに思いますが、残念ながら登録者数が3,000人ぐらいかなと思うんですけれども、もっと増えていいもんだというふうに思いますので、やっぱり広報とかそういうことかと思えます。これはもっと増えると、どんどんよさが発揮できるアプリであろうというふうに思います。

私の今日のこの質問の主意というのは、ぜひとも実際に避難訓練をやろうと、要するに体を使う訓練をやるということが非常に重要だと思うので、そのところまで何とか持っていきたいというふうに考えてはいるんですけれども。

自分の経験を言いますと、10年ほど前に三日市場区の区長をやっていて、そのときに区民全員参加による避難訓練を役場の総務課のご協力をいただいて実行したことがあるんですね。三日市場っていうのは全部で100人ぐらいなんで、人口としては非常に小さくて、その分やりやすかったというのはあるんですけれども、そのときに避難開始の放送を区内だけに聞こえるようにしてもらって——要するに堀之内には聞こえないということですね——そういうふうにしてもらって、区民は避難を始めて、区の役員は先に公民館に詰めていて、避難してきたその区民のリストを組ごとに作成して名簿を作ったわけですね。避難状況の把握に努めるというようなことをやりました。実際には、頭の中で組み上げた訓練でしたのでばたばたとしてしまい、反省も非常に多くあったんですけれども、それが終わった後はイノシシの肉を食べる収穫祭というのを計画していて、集まった人全員が参加してもらえたので楽しく過ごす時間となって、避難訓練と区の親交を深めるレクリエーションというのを同時に行なえたということで、なかなか好評だったというふうに思います。

こんなようなことで、例えば村全体で行なうというのが難しいということならば、区ごとや、あと避難所ごとに行なうという方法もあるかと思えますので、例えば区長に諮ってもらうとか、何かそういう方法をぜひこの白馬村が大雨に襲われる前に何とか避難訓練というのを実現してもらえたら私としては非常にうれしいと思います。

では、2つ目の質問に入ります。2つ目は、大学の誘致についてという質問です。

現代は先行き不安な時代で、この先どうなるか誰にも分かりません。中国がどうか、まあいろいろ言っていますが。白馬村を訪れている多くの外国からの観光客もいつ来られなくなるか誰にも分かりません。また、白馬村自体もほかの自治体と同じように住民の高齢化や若者の流出という問題を抱えています。実は私が考えるに、こうした問題は大学を誘致することで解決できる可能性があります。これは、大学誘致を公約に掲げて立候補する首長——つまり市長とか町長ですね——首長が多いことから分かります。

また、大学が誘致できると白馬村の未来を担う人材の育成に貢献できるという可能性もあります。白馬村には大きく言うと観光・農業という柱がありますが、大学誘致はこれらに続く3本目の柱になる可能性があると考えます。大学の誘致に対して村長はどのような基本的な考えをお持ちか伺いたいというふうに思います。

続きまして、まず白馬村がほかの自治体よりもなぜ誘致先に選ばれやすいのかと私が考えるのかという理由を述べまして、それから私が考える具体的な大学像、こんな大学がふさわしいのではなかろうかということと、あと誘致のメリットについて述べます。その後に質問を述べます。

1つ目のゾーン、白馬村はなぜほかの自治体よりも誘致先に選ばれやすいのかという理由ですけれども、まず考えられるのは、ほかにはない魅力的な自然環境があるからだろうというふうに思います。例えば、氷河とか気候変動といった先進的な研究、高山植物や希少動物の研究などを行ないたい学部には非常に魅力的であろうというふうに思います。また、自然環境の保全に関する研究というのは今後特に注目される分野であろうというふうに思います。そして、大学のスポーツを研究するところにとっても、スキーとか、登山とか、カヌーとか、高地マラソン——高いところで行なうマラソン——とか、研究対象が豊富に考えられます。さらに地理的なことで言うと、大都市圏、特に東京に近いということとか、あと白馬村がもともとオリンピックで広く知られていて、大学にとってもイメージアップになるというようなことも考えられると思います。あと、学生にはアルバイトがつきものですが、白馬村にはありがたいことに働き口は豊富にあります。

今申し上げたのが理由で、具体的に誘致するのは有名大学の新設または既存の1学部です。大学と住民が一体となったカレッジタウンというのが理想かというふうに思います。例えば、慶應大学や立命館大学です。何でもかと言いますと、両校とも地方キャンパス設置に実績があるからです。学部人数は1学年100人として合計で400人、学部を新設する場合、自然環境の保全に関係する、例えば自然生態学とか自然環境学の学部が好ましいというふうに思います。また、白馬高校の学科と関連づけるという考えもあるかというふうに思います。

大学を設置する場所をどこを考えているかというスノーハープです。ここには広い土地があります。学生の下宿先は神城にします。これによって神城の人口が増えます。学生には移動手段が必要なので、車を持っていれば移動手段はあるんですけども、車を持っていない学生さんに対してはデマンドタクシーを応用して使ってもらうという方法が考えられます。

続いて誘致するメリットなんですけども、これはいろいろあります。地域経済の活性化、学生やそこで働く教職員によってお金が使われるわけですので消費が生まれます。地域の人口増加・活性化、これは若者が増えてにぎやかになると。いいことづくめだと思います。あと、草刈りの担い手など人手不足問題の解決に貢献します——区長のときに草刈りの話ばかりしてきたんですけども、ここでも草刈りの解決に貢献するというので非常にありがたいことだというふうに思います——あと、大学では働き手が求められますので、そこで雇用が生まれるということがあります。そして、

学生が卒業した後も村に残ってもらうという施策を取ることで、村にとって有意な人材を得ることができるということも考えられます。白馬村と大学の好感度が上がるということもメリットですし、そこから観光客が増えるということも考えられます。そして何より大学を設置することで、その大学の教育活動が村民に何がしかの影響を与えるというそういう教育的な効果もあろうかと思えます。

そこで村長にお伺いします。誘致する大学に氷河や気候変動を研究する学部を設置するということで、白馬村が自然環境の保全に貢献できる可能性が生まれるというふうに思うのですがいかがでしょうか。これは村にとっても喜ばしいことだと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

最後に、国の地方創生という施策がありまして、内閣府は「地方創生×キャンパス」というウェブサイトを経営しています。これは簡単に言うと、大学を誘致したい地方自治体と地方にキャンパスをつくりたい大学をマッチングさせるという場所です。白馬村も自治体として登録しています。全国の市町村の1割が大学や専門学校等誘致したいというふうに考えてはいるものの、実はノウハウが全くないそうです。一方、大学側には少子化の中ライバルが多いので、生き残りを図るためにほかの大学にはない独自の特徴を出したいという希望があって、地方に活動拠点やサテライトキャンパス、研究所などを開設する動きがあるというふうに言われています。先ほど申し上げました「地方創生×キャンパス」のウェブサイトに挙がっている主な事例を抜粋しますと、茨城県取手市が東京藝術大学とマッチングした計画が進みました。島根県の三郷町というところが麻布大学、山形県鶴岡市が慶應義塾大学、山梨県富士吉田市が昭和大学という例が挙がっていました。

この中の慶應大学と鶴岡市の事例で言いますと、山形県の県内の市町村が用地や施設設備費、研究機器などを負担して、慶應大学が鶴岡市に先端生命科学研究所という研究所を設立しました。これにより、関係する地方自治体に年間30億円の経済効果と500人の雇用効果がもたらされたというふうにウェブサイトに書かれています。

誘致には、相手や相応の資金がもちろん必要になりますので、一朝一夕に決まるものではありません。しかし、大学の誘致が白馬村の抱える問題の多くを解決の方向に導く可能性を持っていることは確かだろうというふうに考えます。大学を観光・農業に続く3本目の柱に据えることで、白馬村の未来は今よりずっと安定したものになるというふうに私は考えますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の大学の誘致について、大学の誘致に関する基本的な考え、自然環境を研究する学部やスキー・登山に関する学部の誘致、誘致への具体的なアクションの3項目のご質問をいただいておりますが、それぞれ関連がありますのでまとめて答弁をさせていただきます。

白馬村において高校生や大学生の若者が元気に学び、活発に活動し、地域との結びつきを深めて

もらうことは地域の活力や活性化にとっては理想的なことであり、これらの若者には将来の白馬村を担ってほしいものです。このことから議員おっしゃるとおり、大学を誘致することは関係人口・交流人口の増加はもちろん、大学との連携事業の創出にもつながり大きなメリットを持っているものと思っており、先ほど永井議員がお話しされた姿を実現できれば大変理想的だと思います。

そうした中で、全国の地方自治体でも大学の誘致を行なっておりますが、成功例だけではなく、失敗例というものも多く挙げられています。大学誘致は地域振興に寄与する可能性がありますが、成功するためには地域との密接な連携や地域の特性に合った取組が必要です。逆に、失敗例からは地域のニーズや環境に配慮した計画が欠如することが問題点として浮き彫りになっているとの指摘もあります。

まず、地方自治体が大学誘致を成功させるためには、地域資源の活用、官民連携、地域住民の理解と協力、大学のニーズに応える、ステークホルダーとの連携などの要素が重要です。永井議員のご指摘のとおり、白馬村の専門的分野となる地域資源の活用という要素は備えていると思います。

議員のおっしゃる鶴岡市の例を挙げますと、官民連携として、大学の研究成果を産業に結びつけるために地元企業との連携が不可欠であることから、産学連携の取組を進めたことによって地域における実践的な教育や研究が可能となりました。この背景には、誘致に際しての初期投資の概要として用地取得も含めたハード整備は全て行政で補助し、整備した施設の維持管理はそれぞれの事業主体となる大学によって行なわれておりますが、加えて、ソフト支援として連携協定に基づき、毎年県と市で3.5億円ずつ支出していると伺っております。

8月27日の信濃毎日新聞によりますと、長野県内でも千曲市において大学の新学部設定への財政支援として、大学側の自己資金や助成金以外として市に8億円を要望していたという報道もあり、大学誘致に関しては行政からの財政支援は不可欠との認識でおります。

これらを踏まえて、大学誘致への考え方についてですが、まずは幾つかの要素を満たすことが必要と考えます。

1点目は、官民連携となる企業の協力です。これは、大学の研究成果を産業に結びつけるために地元企業との連携が不可欠です。産学連携の取組を進めることによって、地域における実践的な教育や研究が可能となります。

2点目は、大学のニーズに応えることです。これは、施設整備として大学が必要とするキャンパスや研究施設などのインフラ等を整えることが求められます。

3点目は、地域住民の理解と協力です。これは、地元住民が大学誘致に対して積極的な理解と支持を示すことが重要です。

4点目は、ステークホルダーとの連携です。これは、他の大学や研究機関とのネットワークを築き、相互に協力し合うことでさらなる魅力を持つ地域にすることができます。

白馬村の場合、2点目の大学のニーズ、いわゆる財政支援に応えることが一番難しい点です。新子育て支援施設建設をはじめとする公共施設整備計画に基づく施設整備を考慮すると、現在の財政構造の状況からして財政支援は簡単なことではありません。まずは先ほど申し上げました複数の要素を満たし、地域の活性化というメリットと財政負担というデメリットを総合的に勘案するという前提において、中期的には大学誘致は難しいと言わざるを得ませんが、これらを解決する要素が見いだせるようになるならば、将来という点では検討することは可能であるものと考えます。

以上、永井議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） まあお金がかかるというのは当然の話でありまして、先ほどの慶應大学と鶴岡市のあれでもお金は非常に——要するに、実際、受入れ側がもう全部がと丸がかりをしたということなんですね。それは非常にお金がかかるというところで、白馬村としては難しいというようなお話だったかというふうに思います。

とはいえ、各市町村が抱えるいろんな問題を一気に解決できる可能性があるというんで、何で慶應大学か立命館大学かと考えたかといいますと、信州大学ではないんですね、地元の信州大学に来てくださいというのではなくて、東京の有名な私立大学、——立命館は京都ですけれども——有名な私立大学ですと多分潰れることはないであろうと、学生はずっといるだろうということで、あと有名なんで学生も集まりやすいであろうというふうなことで考えたわけです。しかも信州大学と被るような可能性が出てくるわけですね、いろんな学部とか考えたりすると。そういうところでも違いを出すために慶應大学とか立命館大学とかっていう有名な大学でやるといいだろうなというふうに考えているわけですね。

この大学誘致の話をするのと何でいいかという、非常に明るくなるっていうか、先の見通せない中で明るい未来を描くようなことができるというふうなことかと思うんですね。それは甘いと言われることがあるかと思うんですけども、そうは言っても大学誘致っていうのは、ここで分かりました、終わらせます、とかっていうのにしてはあまりにもったいないというふうに私は思います。この案を今後プロジェクトチームみたいな形で残して、今、中期的には難しいけども将来的には検討する余地があるという非常に細々とした将来性だったんですけども、その将来性につながるような案として、プロジェクトチームなどの形に変えて、継続して検討するという形はとれないものでしょうかということをお伺いしたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それではお答えいたします。

今回の一般質問で鶴岡市の例が挙げられて、私も鶴岡市のほうを少し調べさせていただきました。これ、単発で鶴岡市だけがやっているわけではなく、県と、それと鶴岡キャンパス、それと酒田キャンパスと、議員おっしゃるとおり関係の自治体ということですので、白馬村単体だけでというの

は非常に厳しいというのは村長の答弁にもありましたけども、それが酒田・鶴岡のように地域全体でのキャンパス化、これで可能性があるかどうかという点は、今回大学誘致というのは初めてのご質問ですので、その点を少しこちらのほうでも調べながら、プロジェクトというよりも、これについてもう少し勉強会的なところから取り組めればというような感じでは今お話を聞いて思いましたので、いきなりプロジェクトというよりも、少しフラットな形で、どういう取組でそういうふうになったのか、よい成功例について調べさせていただき、庁内のほうで検討のほうにはさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。永井議員。

第4番（永井勝則君） 勉強会というのは非常にいい案だというふうに思います。議員がそこに加わるのがいいのかどうかというのは私にはよく分からないんですけども、ぜひ自分としては加わらせてもらって、意見ができればというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問はよろしいですか。

第4番（永井勝則君） 以上です。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番永井勝則議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番内川史朗議員の一般質問を許します。第6番内川史朗議員。

第6番（内川史朗君） 第6番内川史朗。ただいまから一般質問を行ないたいと思います。よろしくをお願いします。

白馬駅前の開発についてということで、質問をしたいと思いますのでお願いをします。

現在、白馬駅前の開発は非常に進んでおり、国道の歩道にあった電柱もなくなり、きれいな町並みになってきてはおります。しかし、建物の解体が進んでいく中、この先どのような高い建物が建てられるのか、また、景色がとかと思いたすのが、住民の皆さんとても心配しております。その中で、先行きが見えていない住民の方が大勢おられるので、この不安を取り除くべく——白馬駅前から見える白馬三山の景色は住民にとっては誇らしいものです。また、観光客にとっても感動を与えるような景色ではないでしょうか——また、そのために白馬駅前の開発及び無電柱化について、次のことを質問をいたしたいと思います。

白馬駅前行なわれている大開発について、行政が公開できる情報があるのかまず1問目で伺います。

2問目として、もし高い建物が建設される場合は、白馬駅前から見える白馬三山の景色が見えなくなってしまう、これは非常に危惧されるところではないかと。何か対策を考えているのかお伺いをしたい。

それともう一つ、3として、国道148号より西側及び駅近く無電柱化されましたが、その先の工事が止まっているように思われます。北側、南側については無電柱化の進捗状況はどのようなになっているのかお伺いをしたいと思います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 内川議員からは白馬駅前開発について3項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

最初に、1点目の白馬駅前でなされている開発計画及び2点目の建物の高さ規制に関するご質問については関連がございますので一括してお答えします。

現在、白馬駅前交差点西側、さくら不動産と松屋商店の敷地において周辺建物の解体工事が進められております。その跡利用と開発計画に関するご質問でございますが、私からお答えできる範囲で答弁申し上げます。

この開発計画につきましては、その規模や用途の性格上、白馬村開発行為の調整等に関する条例に規程する事前協議の対象には該当いたしません。したがって、村として関与できる部分は白馬村景観条例に基づく届出の受理と、景観計画に沿った指導・助言に限られるものであります。

この景観条例に基づく届出は既に提出されており、民間事業者が実施する個別事業の具体的な内容についてこの場で申し述べることは、個人情報保護の観点から適切でないため差し控えさせていただきます。

ただし、この白馬駅前西側の開発計画については、既に新聞報道で公表されている内容と大きな相違はないものと認識しております。

また、これに関連して、白馬村景観計画では地域ごとに建物の高さ、道路後退距離、林地後退距離及び外壁等の色彩について明確な規制値を設けておりますので、建物の建築に際してはそれに沿った内容としていただくよう指導・助言を行なっております。ちなみに、白馬駅前の国道沿線については、建築物の高さは規制緩和措置を含めしても23メートル以下と定められておりますので、ご質問の開発計画につきましても当然のことながらこの規制値の中で計画していただくこととなります。

議員ご指摘のとおり、白馬駅前は山岳景観の眺望に優れた場所でもありますので、その環境に調和した事業計画となるよう事業者側にも適切に指導してまいりたいと思います。

次に、3点目の白馬駅前の無電柱化工事に関するご質問にお答えします。

本年度、長野県大町建設事務所において、旧県道白馬岳線、白馬通りの南西部において無電柱化工事を実施しており、来年度には抜柱工事が予定されております。これをもって一旦第1期の工事

は完了となるわけでありますが、村としましては事業の継続を県に強く要望しているところであります。具体的には、国道148号、役場入り口、国道406号交差点までの間と白馬通り六十刈交差点から八方間の延伸をお願いしております。

なお、先週末には地元有志の皆様のお力により、はくばストリートフェスが盛大に開催され、多くの方にご来場いただきました。このような地域初の取組が、無電柱化事業の推進を後押しするものと思いますし、一昨年取得しました国連世界観光機関のベスト・ツーリズム・ビレッジの認証においては、この無電柱化の取組が評価され、そうした部分も県に強くPRしてきており、引き続き地域の皆様のご支援とご協力を賜りながら、事業の着実な前進を図ってまいりたいと存じます。

以上、内川議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。内川議員、質問はありませんか。内川議員。

第6番（内川史朗君） すばらしい答弁をいただきましたけれども、ちょっと景観の問題ということも私申し上げているとおりでございます。山が見える、見えない、いろいろな建物が建たる、建たらないというような問題があるかと思っておりますけれども、中で景観の問題で建設課だけでなく、観光の面でもどういった考えを持っているのか教えていただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

観光の面から何かしら規制できるということではないですけれども、当然、先ほどの村長答弁にもあったとおり、雄大な山々が見えるような、阻害しないようなそういった景観を守っていただくことは、自分の願いでもあり、観光事業者にとっても願いではあると思いますので、そういったことを踏まえながら、庁内共有しながら行政としては指導を徹底していくということを心がけていきますし、まあ観光の面で相談があれば、当然、我々もこれからのビジョンというものを共有しながら、事業者も進める計画に沿った内容で応えていきたいと、このように考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。内川議員。

第6番（内川史朗君） 観光課では、一応考えていないというようなご返答をいただきましたけれども、また、今、村長さんが答弁されたのと、観光課もしくはまた違った面でのことは関係のある部署同士でお話ができ、次のことに進めていかれるような方法を持っていいただければありがたいというふうに思っております。

次のことでまた質問したいと思います。続けていいですか。

議長（太田伸子君） はい、内川議員。

第6番（内川史朗君） すみません。じゃあ続けさせていただきます。すみません、非常に不慣れなもので、いろいろと突っかかって申し訳ないですけれども、聞いてください。

また、この無電柱化についても今の話では、何か白馬電器さんの前の辺りまでというような、こ

の役場の入り口のシグナルまでっていうような形で捉えられているのかなというふうに思っておりますけれども——私も最初、この無電柱化については白馬町の区の中ではぜひということで動いた1人なんですけれども——北側のほうまでずっとやらないと、白馬町の中で街路灯が半分半分になってしまうと。何か、こっちは明るいけど、こっちは暗いじゃねえかとかというような問題が出てくると思われますので、ぜひその辺どんな考えでおられるのか聞きたいのと、北側工事の延伸の着工予定と竣工予定はいつ頃なのかお聞きをしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからちょっと前段部分と、あと先ほど観光課長が答弁したものに對する認識の少し違いがあるかなというところで答弁させていただきたいと思うんですが、観光課長が先ほど申し上げたのは、観光課としても景観の部分として非常に駅前開発に関しては眺望等が重要であるという認識ではあるんですが、それをもって規制等が観光課としてできるものが今あるかというようなところで難しいという答弁をさせていただいたところでございます。これに関しましては、ちょうど先ほどの鈴木議員のときの答弁にもあったんですけれども、観光地経営ビジョンというのを策定しておりまして、そうした中で白馬の大切なものは何かといったようなところをうたっておりまして、また先ほどベスト・ツーリズム・ビレッジのお話をさせていただきましたけれども、こちらを基に持続可能な観光ガイドラインにのっとり観光地経営ビジョンを今策定しておりますので、もちろん観光事業者もそうですし、観光に関わる皆さんはそのビジョンにのっとり事業を推進していただきたいというところの規制という言い方はできないかもしれませんが、方針というのを村としては打ち出していきたいというふうに考えております。

先ほどの無電柱化のほうになりますけれども、こちらやはりその景観というところ、また、この無電柱化事業は防災という側面が非常に多くあります。特に、さきの線状降水帯等の発生によって局地的に非常に大雨が降ったときにライフラインが寸断しないようにというところで、こうしたところも評価された無電柱化事業でありますので、これに関しましては、やはり特に駅前地域は玄関口でもありますので、しっかりとライフラインが確保できるようにという観点からも村としても進めていきたいというふうには考えておりますので、進捗等については、この後、担当課長からお話させていただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 矢口建設課長。

参事兼建設課長（矢口俊樹君） それでは、無電柱化事業の進捗の部分につきまして私のほうから少し補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど村長のほうからも答弁ございましたとおり、国道148号につきましては、この役場の入り口の交差点、406号の交差点までは県のほうでも事業が採択になったということで動いております、具体的には、県のほうで来年度予算が確保できれば着工していきたいと、まあ延長して着工していきたいというふうに聞いております。

ただ、無電柱化工事の場合には非常に費用もかかる部分もございますので、一気に長い延長をできればいいんですけども、ひとまず予算の確保ができた範囲から徐々にやっていきたいということで今のところ聞いておりますので、そんなことで私も認識をしいております。

それから先ほどご質問にありました街路灯との関係ですけれども、街路灯はまさに地元の地域の皆さんから提案をしていただいて、自らの手で街路灯を設置していただいている経過もございます。特にその面では白馬町地区の皆さんにも大変ご協力いただいているわけでもありますけれども、当然、無電柱化の事業が進んでいけばそれに合わせて街路灯の整備も進めていくというような形になろうかと思っておりますので、その部分につきましては私ども行政としまして、地域の皆さんにしっかりお話を伺いながら支援できることは支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。内川議員。

第6番（内川史朗君） 答弁しっかりいただきましたけれども、私のほうとしては、ちょっとこれに伴ってというんですけど、ぜひ県との予算をつけられるような方法をよろしくお願いしたいのと、また、今、街路灯が途中で止まっているという感じでもそうなんですけれども、まず、いつそうなったのか俺もちょっとよく分からないんですけども——言葉、ちょっと私悪いんですけども——そんな感じでうまく仕事が進んでいかれるような方法を見つけていただいて、ぜひよろしくお願いをしたいということで、私は以上で終わります。

議長（太田伸子君） 質問よろしいですか。

第6番（内川史朗君） はい、終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番内川史朗議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから13時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時30分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第8番伊藤まゆみ議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 8番伊藤まゆみです。

今朝の新聞一面には、2つのビッグニュースがありました。恐らく皆さんは、こちらですね、こちらに2つあったんですが、恐らく皆さんは、自民党四役辞意のほうじゃないかと思います。が、私が注目したのは、むしろサントリーの新浪会長のほうであります。

御存じかと思いますが、JICAアフリカ・ホームタウン事業で、アフリカの公式発表と日本の発表が違い、交流でなく移民政策だとネット上は大騒ぎで、大阪では大規模な移民反対のデモが実施されました。このJICAに新浪氏が代表を務めている経済同友会が出資している、すなわち経

済界が移民を推進しているという事実であります。

このような国や団体による政策は、日本が少子化、少子高齢化で、移民を入れないと現在の生活水準は維持できないという主張が元となっております。

過去30年にわたり実質賃金は低く抑えられ、結婚、出産ができない現在の状況を国や財界が繰り返し出したにもかかわらず、この期に及んで経済成長だと言っている姿に開いた口が塞がりません。

移民問題は、ここ白馬村でも他人事ではありません。この地で頑張ってきた人々が資産を売却して離村。代わりに入ってくるのは海外資本。こんな状況で、今まで綿々と受け継がれてきたこの村の文化、伝統、歴史を次の世代にちゃんと手渡せるのでしょうか。私たちは今とても大事な局面に立たされている。そう感じております。

日本が誇る日本の建築技術はすばらしく、法隆寺は1300年以上の歴史を持つ世界でも最も古い木造建築であると言われていました。

こんな長い年月を超えて健在なのは、日々の細かいメンテナンスが効いているからだのことであります。この村で外国人に転売された中古物件が見事にリフォームされ、冬季にスキー客をターゲットに稼いでいる姿を見ると、私たち住民には同じことができないのかとつくづく悲しくなります。

反面、私の隣組にある売却された某ホテルは、解体作業をしており、その状況を日々窓から見ていの中で、あれだけのコンクリートを使っていたなら、もっと長く使えたのではないかな。今一番不足しているアパートにリフォームして使えなかったらどうかと、あのようにお金をかけた物件が瓦礫の山になってしまったことが残念で、残念で仕方ありません。

このように壊しては建て替える。いわゆるスクラップ・アンド・ビルドを繰り返す社会、経済が持続可能とは、私には到底思えません。

長くなってしまいましたので、質問に入りたいと思いますが、答弁は分かりやすく簡潔にお願いいたします。

まず1つ目ですが、箱物行政についてであります。

1ですが、子育て支援建設事業で、解体工事費含む調査費に9,567万円ということですが、子供が減っている現状で、今必要ですか。子供を預けられる施設がほかにあると思いますが、必要ですか。箱物ではなく人材、すなわち保育士に投資し、子供たちにとって心が豊かになる環境を重視すべきと思いますが、そのお考えはありませんか。

2番目、八方池山荘建替事業で、事業者選定・会議運営支援業務に3,652万円。

例えば老朽化している水道施設といった、ほかに優先順位が高いものがあると思いますが、今、建て替えが必要ですか。麓には、たくさんの宿泊施設があるのに、あの場所に宿泊施設は必要ですか。ちょっと下れば、富裕層向けのグランピングがあります。富裕層がターゲットであるなら、ギャンブル性の高い投資に思われますが、どのような見通しを立てていますか。

3ですが、上記2つは、箱物行政の典型と私には見えます。物価高で建築資材が高騰する中、今やらなくてはならない理由、緊急性をお聞きいたします。

また、上記2つの実際の建設費用が別途かかります。建設費用をどのくらいと見積もっていますか。コンサルなどの委託にこれだけの費用をかけるより、時間をかけて職員に担当してもらうほうが職員育成になると思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 伊藤議員からは、箱物行政について3項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

簡潔にとのことではありますが、聞いておられる傍聴者や住民の皆様、議事録を見られた方などが理解いただけるお答えをしなければなりませんので、それに至る答弁をさせていただきます。

まず、1点目の子育て支援施設のご質問につきましてお答えします。

子供の数が減る状況での新施設整備の必要性ですが、白馬村における少子化の状況は国勢調査等の結果によりますと、年少人口14歳未満はここ数年おおむね10%程度の減少で推移をしております。一方で一時預かり事業の利用数は平均して約16%増加しており、子供の数の減少と子育て関連施設の必要性が単純に比例するわけではないことが分かります。むしろ核家族化や共働き世帯の増加により、保護者の保育ニーズは子供の減少に反して高まっております。特に白馬村では自営業の方も多く、未満児から子供を預けたいという需要が増加しているのが現状であります。

こうした状況を踏まえ、村としましては、保護者ニーズや就労環境を的確に把握しながら必要な整備を進めてまいりたいと考えております。

昨年度策定した白馬村こども計画におけるアンケート結果や、現在策定を進めています第6次総合計画のタウンミーティング等においても、公園を含めた子育て施設整備を求める声が多く寄せられております。こうした住民の声を踏まえ、白馬村にとって適正規模の施設整備は将来への投資として積極的に進めていくべきであると考えております。

加えて新たな子育て支援施設は、子供や子育て世帯のための場にとどまらず、地域のあらゆる世帯が交流できるコミュニティスペースとしての機能を併せ持つものと位置づけております。子育て世帯と地域住民が互いに支え合い、つながりを深める拠点となることで、村全体の活力を高めることにもつながるものと考えております。

また、子供を預けられる施設はほかにもあるのではないかとのご質問につきましては、現時点においても保護者の方からの利用申請に十分にお応えできない事案が実際に発生している状況であります。これは施設の受入れ余力、すなわちハード面の不足と保育士の確保が十分でないといった人的体制の不足、双方が要因となっているものと認識しております。

さらに、保育士への投資というご指摘につきましては、まさにおっしゃるとおり、子供たちにと

って心豊かな環境を整えることは行政にとっても最優先の課題であります。

特に日々現場で子供たちと接する保育士をはじめとする人材への投資は、その基盤を支えるものであり、その存在が子供たちに安心感や信頼感を与え、情緒や社会性の育ちに直結することは明らかです。議員のご指摘と方向性を同じくするものであります。

ただし、施設の整備も子供たちが安全かつ快適に過ごすためには欠かすことができません。衛生や安全の確保に加え、遊びや学びの幅を広げるためにも、適切な環境の整備は不可欠であります。

私どもといたしましては、単に施設を建設することを目的とするのではなく、人材と施設の両面が相互に保管し合うことによって初めて子供たちにとって豊かな環境が実現するものと考えております。

今後につきましても、人材への投資を最重要課題の一つとして位置づけ、施設整備と人材育成を両輪として進め、子供たちに安心で充実した環境を提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の八方池山荘建替事業のご質問につきましてお答えします。

八方池山荘の建て替えの経緯については、平成28年に策定した白馬村公共施設等総合管理計画において、老朽化対策として必要な更新や安全対策を行ない、魅力化を図りつつ存続させる施設として位置づけられました。その後、平成30年度から令和2年度にかけて、山小屋関係者や有識者等をメンバーとして検討した山小屋検討会議において、リニューアルすることの方針を決定した経過があります。これらの経過を踏まえつつ、行政計画への反映と効率的かつ最適な事業化施策を検討、実施、議会での承認を経る中で、現在の事業進捗に至っているものです。

また、八方池山荘は、昭和39年に中部山岳国立公園八方山宿舎事業として環境省の認可を受けた宿泊施設です。山小屋としての歴史も古く、また近年では、「世界水準」のオールシーズン型マウンテンリゾート・Hakubaを掲げる本村にとって、スキーシーズンだけでなく、グリーンシーズンの観光需要を獲得する施策や取組が重要で、八方池山荘のリニューアルはグリーンシーズンにおける八方エリアの魅力や体験価値を向上させ、オールシーズンでの観光需要を獲得することが期待されます。

さらに、岩岳エリア、白馬五竜エリア、白馬大雪渓といった村内の観光資源と連携させることで、観光滞在期間を伸ばし、地域全体の活性化につなげることも期待しています。

一方で、これらの魅力向上に関する機能だけでなく、山小屋として必須である山岳域の情報提供や遭難者救助としての機能を有し、周辺を利用する人々が安心して快適に利用できる環境でもあることから、現在の八方池山荘の場所でリニューアルすることが必要と考えます。

最後に、八方池山荘の見通しについてですが、八方池山荘建替計画基本計画の中で、事業コンセプトは、「誰もが行ける山小屋 ヒュッテ」をスローガンに掲げ、1、ランドスケープ、景観と建築が一体となり白馬三山の眺望を最大限満喫できる白馬一番の眺望スポット、2、白馬山岳観光の

拠点として、あらゆる属性のゲストに、情報、眺望、魅力的なカフェ、食事、宿泊機能を提供、3、誰でも気軽に行けるバリアフリーの山荘の3つを事業コンセプトとしています。

決して富裕層だけをターゲットにしているものではなく、訪れる全ての観光客を魅了し、磨かれた地域の観光資源、あるいは山岳、山小屋拠点の一つとして、訪問機会の喚起や価値の創出、滞在期間を伸ばす一助となることに期待しています。

3点目の箱物行政の典型とのご指摘上で、今やらなくてはならない理由と緊急性についてお答えします。

まず、実施に関する理由ですが、子育て支援施設建設については、これまで数年をかけた官民連携の検討結果を踏まえて、令和6年4月26日に図書館と子育て支援施設の整備方針に関する説明会を住民向けに開催しております。

この中で、令和5年9月から検討した官民連携による事業実施を断念し、同年10月から施設整備に関する財政シミュレーション、施設整備方法及び施設実施可能年度等について検討した結果、現在の子育て支援ルーム西側の農地を取得し、子育て支援施設を先行して整備すること、そして現時点で想定している子育て支援施設の事業スケジュールは、令和7年度に設計、令和8年度から令和9年度に建設工事、令和10年度で既存施設を解体撤去し、新施設開設予定とし、新たな図書館の整備は一旦先送りとする方針について住民の皆様説明いたしました。

同様に議会に対してもご説明させていただき、その後は、本年度予算編成においても事業内容と事業経過についてご説明申し上げ、現在に至っているものです。

次に、八方池山荘につきましては、2点目の質問でもお答えしましたが、建て替えの経過については、白馬村公共施設等総合管理計画において、老朽化対策として必要な更新や安全対策を行ない、魅力化を図りつつ存続させる施設として位置づけられ、その後、平成30年度から令和2年度にかけて、山小屋関係者や有識者等をメンバーとして検討した山小屋検討会議においてリニューアルすることの方針を決定した経過があります。

これらの経過を踏まえつつ、効率的かつ最適な事業化への施策としての検討、実施方針の策定、これらの関連予算を議会の承認を得る中で現在の事業進捗に至っているものです。

伊藤議員ご指摘の緊急性という点ですが、白馬村公共施設再編整備計画は、公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別施設ごとの具体的な再編の方向性及び実施時期を定め、公共施設全体を再編することを目的とした計画でありますので、議員のおっしゃる緊急性というよりは、この計画にのっとり公共施設整備を進めている状況であります。

なお、公共施設整備は、適切な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び更新コストの平準化という点と施設類型ごとに機能移転や複合化など施設の在り方も検討すること、また保全については、長寿命化を基本とし、中規模改修、長寿命化改修工事に取り組んでいるところです。

次に、事業の建設費用についてお答えします。

まず、新子育て支援施設に関しては、現時点で想定している建設費用は、令和7年から9年度の実施計画に記載した内容として、おおよそ9億2,000万円程度を想定しております。もちろんこの数字は昨年度末に作成した実施計画における数字ですので、現在も続く物価高騰に伴う建築コストの上振れについては加味しておりませんことを申し添えます。

また、財源については、全て一般財源というわけではなく、前回の答弁で申しましたように、今年度の子育て支援施設の解体にも活用しております国の新しい地方経済・生活環境創生交付金が現在多くの予算確保がされており、有効活用が可能です。予定されている事業においても、できる限りこうした交付金を獲得、活用し、起債に対する交付税算入も加味しますと事業費の約6割近くを補助で賄える見込みです。

次に、八方池山荘施設に関しては、事業に参加意欲を示した事業者向けの説明会の折には、現段階の要求水準案を満たすための山小屋整備費の総額の目安としては、運営権対価を含め、おおむね16億から20億円程度の範囲となるものと口頭で説明をしています。ただし、運営権対価の設定は整備費からの控除方法もあり、現在調整中であることをご理解ください。村といたしましても、計画や予定がされている事業につき、今後も国や県の補助制度を積極的に活用し、財政負担の軽減に努めてまいります。

次に、コンサルなどに委託せず職員に担当してもらうべきであり、職員育成になるがいかにかについてお答えします。

伊藤議員が想像されるような事業構築に関わるシンクタンク的なコンサル委託は、全庁的にできる限り職員で行なうよう指示しているところです。

例を挙げますと、現在策定中の第6次総合計画や観光地経営ビジョンについては、部分的な支援委託は行なっているものの、前回策定時よりも大幅に予算を削減し、職員主体で行なっております。

子育て施設に関わる委託業務についてですが、現時点では設計業務を外部に委託しており、今後は施工管理業務の専門的見地に係る部分の外部委託を予定しております。

これらについては、工事施工者、設計監理のどちらも法令遵守義務が生じるといった法的構造を持つことから、まさに建築基準法の専門分野であり、職員でできるものではありません。

なお、施設の機能や運営内容に関する検討は、子育て支援課を事務局とする子ども・子育て会議が主体となって進めております。

八方池山荘は、類いまれな眺望に加え、スキー場内に位置している立地環境から季節を問わず通年での事業収益性が期待され、このため官民連携手法であるPFI—BTコンセッション方式を採用し、民間事業者のノウハウと資金を最大限に活用することで、建物の解体・設計・建築及び建て替え後の事業運営を含めての事業成果の最大化と効率的かつ魅力ある施設整備を行なうことが可能となります。

このPFI事業は、全国的にもまだ先駆的事例が少ないこと、特に今回採用するBTコンセッション方式においては、全国的にもほとんど事例がありません。こうした高度で難解な事業の推進においては、多岐にわたる専門知識と知見が必要であることに加え、企業コンプライアンスにのっとりた手続の適正化、事業機関の時間的制約及び行政としてのリスク管理などが求められ、さらに、技術、財務、法務といった複合的な知見への対応は、町村役場の職員で対応することができないこと、また事例もないことから、これまでも専門コンサルタントが関与することの合理性について議会からも承認を踏まえた上で進めてきているところです。

また、当然のことながら、事業者選定等の委託業務全体をコンサルへ丸投げしているわけではなく、地域の特性、行政計画やビジョンとの整合性、山岳等、地元関係者との意見調整などを踏まえて、所管課職員が実際の委託業務に積極的に関与し、共に考え、議論しながら業務の進捗を図っているところですので、庁内へのノウハウの蓄積は図られているものと考えます。

今回2件の整備に関する委託業務は、建築上の安全性や法令遵守、工事費や維持管理費の最適化など、施設整備における実施方針やリスク軽減のために必要不可欠なものです。

なお、設計業務は専門家に委託しつつ、事業プロセスや計画の確認及び工事監理などを通じて職員の経験や能力向上を図ることで、委託による職員の育成や手続の習得などを両立させることは必要と考えております。

以上、伊藤議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 子育て支援施設の建て替えのことなんですが、今回補正予算が出ているかと思います。今回の解体のほう、こちら合計で、総額で幾らになるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） 今の質問にお答えいたします。

今回解体工事に係る補正で、2,097万9,000円を計上させていただいています。

前回の6月補正で、9,000万円の解体費を上げていますので、合計しますと解体工事費で1億1,097万9,000円。

あと、解体工事に伴う施工管理委託料につきましても、今回補正で上げさせていただいていますが、こちらが220万円となっておりますので、その分も合わせますと1億1,317万9,000となります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） やはり今回こういった解体だけで、この金額なわけですね。

それで、私別に、何ですかね、コンサルを云々というところなんですが、その前に、あそこに建て替えるというとき、図書館をというので、図書館と子育ては一緒じゃなくて別々にしようという

ことで、あそこに子育てをとという形になったかと思うんですが、わざわざ建て替えてあそこにやるという案しかなかったんですか。通常、代替案として、行政は3つくらい出すと聞いたんですが、あれ以外にはなかったんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） お答えします。

当初は、今の図書館用地の予定としています現既存施設のところ一帯を使って建てるということで計画をしていましたが、子育て支援ルームを先行して建てるということで、既存の実際あるところに今建て替えるというのが、これまでの検討結果で、そこがどうしても妥当じゃないかと。新しい場所を新たに土地として購入するよりは、今あるところを使ったほうが財政的にも有利であるというようなことで決まっているところでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 以前、私、そのときは議員辞めていたんですが、図書館の整備計画の説明会ありまして、そのときに一応代替案といいますが、既存の施設、例えば某銀行が合併するので、あそこを使ったらどうかと、空くと聞いていたので、それとかですね、空いている店舗って結構あるんですよね。だから、取りあえず、そこを使わせていただく。例えば白馬の駅前でも空いている店舗あると思うんですよね。そういうところを使うというような職員からの、私、一応出したんですよね、使ったらどうかという。だから、ちょっとそういうところをもうちょっと柔軟に考えていただいたほうが、こんなたくさんのお金かけてやって、果たしてうまくいくのかなって、正直私は疑問に思っていますので、もう一度練り直したほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが。

実は、でも、私の通信出したときに、裏のほうに子育て施設にという云々と書いてあるんですが、これ読むと反対みたいな感じで皆さん取られたようで、「伊藤さん何であそこ反対するの」なんていう感じで言われたんですけど、決して反対しているわけじゃないですよ。もちろん子供さんが大切ですし、村で育てていけないといけないと思います。

ただ、小学校も空きの部屋ありますよね。南小にもあるし、中学校にもあるし、当然北小にもありますよ。何でそういうところを使わないのかなって。取りあえず、そこを使えばいいじゃないですかって思うわけですよ。そんな借金して、交付金一生懸命探して、どうですか。今から変えたらどうですかね。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 過去の経緯につきましては、図書館のお話がある中での候補地というところに関しては私も伺っておりますが、今回あくまで子育て施設を優先して建てるといったときに、住民の方からの要望、また、今、行なっている各会議でも、子育て世帯からは、安心して遊べる公園といったもののニーズは非常に多いです。

また、先ほど答弁で申しましたとおり、多世代が交流できるようなコミュニティーのスペース、

こういった需要があるということで、やはり将来の村の活性化のことを考えますと、今、伊藤議員が例で挙げていただいた各駅前の施設等ですと、そういったところの機能が果たせないのではないかとこのところ。

また、現行の子育て支援施設自体が耐震等の関係で、もう、当初答弁では、令和7年度までには何らかの手をつけないといけないということで、解体も含めたような話を別の議員の答弁でさせていただいたんですけども、そちらの老朽化がもう進むところの中での、現在、一番、私の中では、選択肢としては、将来の人口の維持ですとか、増加施策、また子育て支援というところでは、場所としてもそうですし、施設の内容としても、適切な場所ではないかというふうに考えているところ

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 子育て支援の関係について、私、自分では自分なりのアイデアがあるんです。ここで発表するのがいかなかなと思いますので、それは差し控えたいと思いますが、この先、今回の補正ですか、2,692万円。図書館の土地購入費が計上されているかと思うんですけど、図書館も今後新しいものを建てるという計画なんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 先ほどの伊藤議員の前回質問の中に学校施設ということがありましたけれども、学校施設につきましては、今、空き教室は決してありません。中間教室に使ったり、多様な子供たちのために教室を使っていますので、子ども・子育て施設で使うような空き教室はないということでご理解願いたいと思います。もちろん北小も南小も同様でございます。

それから、図書館の将来的な計画ですけれども、3月の定例会におきまして、子育て施設を優先したいと、そういうことが決定しました。将来ですね、いつの時期になるということは、財政あるいは順番等がございますので、確約はできませんけれども、将来的なことも考えまして、図書館施設と予定するようなそんな土地を購入して、将来の設計を考えていきたいということで、今回土地の取得をお願いいたしました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 少しだけ補足をさせていただきたいと思います。

土地の取得につきましては、経過は教育長が申し上げたとおりなんですけども、現在の議員さんの改選期前の議員さんからは、いずれその図書館と子育て分けるという計画になったとしても、図書館計画を持っているのであれば、ある程度、全体的な計画として建ててほしいという要望がございました。その中で、今回、現在作業を進めているものをどのような形で考えるのかといったときには、奥の用地も含めて考えるべきというご意見もございましたので、それを踏まえて、今回土地の購入の予算を計上させていただいたということをご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） こういった建物ばかり、今のところ、1、2、3と4つくらい出てきているのかなって感じなんですけども、まさに昭和の行政だなと思うんですね。まだ村はこういった箱物行政を引きずってんだなって、ちょっと驚きましたね。

やっぱりこれから子供さん減ってくるわけなんですよ。御存じのとおり。そうすると、そういう人たちの世代にツケが回っていくわけですよ。まだ私たち下水道の借金を背負っているわけですよ、もう何十年も前なのに。だから、そういうことは本当によくよく考えないと。今の海外のバブル、これ、いつまで続くかなって、そんな長くないと思いますよ。だから、その辺を視野に入れて考えていかないと大変なことになるんじゃないかなと思うので、ぜひとも考え直していただきたいな、そのように思っております。

次に移らせていただきたいと思います。

2つ目のほうですね。村外資本への不動産移転と住民の資産売却・離村、移住定住についてでございます。

すみません、ちょっとその前に、添付資料として出しましたこちらの新聞なんですが、どうも当日分の新聞じゃないと添付として出せないというふうに言われましたので、参考として、この資料作っておいてあったもんですから、皆さんにお配りしました。今回ここではいろいろ申しません。

それで、ちょっと1つだけ、1点だけなんですが、一番下の段の右のほうの記者の欄に括弧書きで、久保田 正さんとあるんですが、これ白馬村の方です。私の近所の人で、定年退職になって戻ってきたいと。それでやっぱり今の白馬村の状況すごく懸念しています。大丈夫かなって。本当、だから、もうちょっとこっちで取材をしたいと言っていますので、ぜひ皆さんの協力をしていただければと思います。

すみません、じゃあ、次に移ります。

2つ目の村外資本への不動産移転と住民の資産売却・離村、移住定住についてであります。

お手元にお配りしました私の議会レポートですね、「糸通信」というふうに名をつけております。裏面に前回の一般質問のところを載せてあります。

そこに、「グローバル経済に対抗し、ここでの生活、墓を守っていける。ここに住み続けられることが私の考える持続可能です」と明記させていただきました。

そんな持続可能な社会と今の村はかけ離れていると思っております。

そこで下記について伺いますが、答弁は簡潔にお願いいたします。こちらのほうですね。

1番、前回の一般質問の「現在、住民、安心して生きていると思われませんか」の問いに、村長は「土地の売買等で外資等が入ってきているというようなところで、暮らし続けるかといったようなところで、安心感がないといったような部分があるふうに感じております」と答弁されております。

この不安を取り除くために現在検討している、あるいは既にやっていることをお聞かせ願います。

2つ目なのですが、こちらの添付のほうに載せていただきました。

以前の議会日よりですね。ちょっと写真が載っていて、よろしくないと思うんですけども、何か恥ずかしいなという感じなんです、資料、添付資料の3のほうですね。そちらのほう。

平成28年6月の定例会一般質問で、「優良な開発計画や施設投資計画とは」の問いに、「条例、規則、指導基準を遵守すること、行政区を中心に良好な生活環境の保全と創造、地域の活性化、生活環境、田園景観との調和。最終的には安定した雇用の創出が目標と考える」と答弁されています。

知らない間に隣地の外国人と思われる人に自分の土地を勝手に埋め立てられたという話を聞きました。

現在ちまたで起こっていることは、目標としていた開発計画とは真逆であるように思われます。行政にこういったトラブルの相談やクレームなどは何件ほど届いていますでしょうか。

2つ目、その次のページの資料4であります。こちらのほうですね。

平成28年の9月定例会一般質問で、「環境基本条例をさらに緩和すれば、住民の福祉の増進を図られるという考えか」との問いに、「白馬がブランドとして世界に通用すれば、観光関連業種が活性化され、雇用、賃金の状況が改善される。当然、住民の福祉も増進する」との答弁をいただきましたが、9年たった今の状況は当時思い描いていたような雇用創出、住民の福祉の増進につながっていますでしょうか。

4つ目です。最終ページですが、資料5。

令和2年6月定例会一般質問では、旗艦ホテルの参入についての質問をいたしました。

資料左下に開発審議会に提出され、検討された旗艦ホテルの誘致を阻害する条例についてを載せてあります。

私は、「旗艦ホテルや投資開発は住民を駆逐する」というキャプションをつけました。私が予測した住民を駆逐するという点。まさに今起こっているように私は見えますが、行政にはどのように映っていますでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の村外資本への不動産移転と住民の資産売却・離村、移住定住について、4項目のご質問をいただきましたので順次答弁いたします。

まず、1点目の土地売買等で外資等が入っていることに対する住民不安を取り除くために検討していること、または既に行なっていることについてのご質問であります。外資であると、否等、問わず、自らが居住している環境の近くで第三者による建築行為等が行なわれることは、少なからず不安を感じる住民の方も多いのではないかという思いを6月の一般質問の折には答弁させていただきました。

この住民の抱く不安というのは、建築や開発に係ることのみではなく、インバウンドにより海外からの観光客の来訪やいわゆるオーバーツーリズムによるところも大きいということも踏まえて、現在、罰則適用も含めたマナー条例の見直しを検討しております。

また、開発調整条例の適用を受ける一定規模の開発については、事業者に対する地元説明を義務づけておりますので、その中で地域住民の理解が得られる開発計画となるよう指導、助言を行なっており、また、今後の開発規制の可能性については、鈴木議員のご質問でもお答えしたとおり、引き続き調査研究を継続するよう担当課には指示をしておりますのでよろしくお願いいたします。

また、これに関連して2点目のご質問であります、初めに平成28年及びこの後の質問にあります令和2年の議会答弁については、私が答弁したものではないことを先に申し添えた上でお答えします。

自己所有地を他人に勝手に埋め立てられたケースがあったが、村として、こうしたトラブルに対する相談やクレームは何件届いているかであります、私のほうで把握している限りでは、昨年に1件同様の相談を受けたケースがございましたが、最終的には、地権者と相手方で話し合いをしていただき解決の方向性を見出していただきました。それ以外のトラブルや件数については、村として相談等を受けた事例はございません。

次に、3点目の観光関連業種が活性化され、思い描いていたような雇用創出、住民の福祉の増進につながっているかについてお答えします。

こちらも私の答弁ではないため、当時思い描いていたとおりかどうかという質問にはお答えできませんが、初めに村内を取り巻く経済情勢や雇用、賃金の状況の動向について簡単に整理しますと、平成28年2016年は世界経済の回復基調や村内への冬季間中の訪日観光需要が安定したことにより、村内景気にも、ある程度の恩恵が及んだ年となり、とりわけ観光需要の増加に伴って、宿泊、飲食、スキー、アウトドア関連業における人手需要が高まったものと思われます。

このことは、2016年から2019年にかけての県全体の有効求人倍率を見ても、1.4倍前後で推移していたことと、その分析結果から観光主導による人手不足基調にあったことが伺えます。

そして、2020から2021年は、コロナ禍による観光需要の落ち込みにより、雇用需要は縮小しました。

2022年から24年には、観光需要の回復局面となり、特に、24、25年冬季シーズンの入り込み客数は約130万人と過去20年間で最高水準を更新したことから、観光関連業の求人も戻ってきた時期となりました。

一方で、特に冬の繁忙期の人手不足や雇用の通年確保といった季節変動への対応や、需要の平準化対策といった課題が顕著になってきています。

本年2025年に入っては、国の有効求人倍率は1.3倍程度となっており、本村を含む北アルプスエリアの雇用情勢は堅調な状況が続いている状態です。

また、最低賃金については、２０１６年当時の時給７７０円から２０２４年には９９８円、２０２５年の答申では１，０１６円まで上昇しており、村内の宿泊、飲食、索道等のパート、季節雇用の実勢の時給水準も大幅に押し上げられていると認識しています。

次に、住民の福祉の増進につながるとは、地域住民の生活の質や幸福度を向上させるための様々な活動や施策が実施されていることを指し、具体的には、健康の向上、教育機会の拡充、生活環境の改善、コミュニティーの強化、経済的支援といった要素を指します。

この中で観光関連業種が活性化され、住民の福祉の増進に何がつながったかと申し上げるのであれば、生活環境の改善に向けた環境の整備や公共交通体制整備により利便性を向上させることで、住民の生活の質を向上させること、財政の健全化に伴い住民の経済的な安定を図ることが上げられると思います。

これらの要素が総じて住民の福祉の増進に寄与し、地域社会全体の発展にもつながるものと考えます。

地方自治法における住民の福祉とは、住民の生活をより豊かに、より快適にするための行政サービスや施策全般を指しており、我々地方公共団体は、この住民の福祉の増進を基本に、地域の実情に応じた自主的かつ総合的な行政を担うことが定められています。

このことから鑑みても、議員からのご質問の思い描いている、いないにかかわらず、常に住民の福祉向上に取り組むことは私どもの責務と考えます。

最後に、４点目のかつて出された意見書に関連して、旗艦ホテルや投資開発は住民を駆逐するという伊藤議員のお考えについてのご質問であります。まず「住民を駆逐する」というフレーズについては、少し極端な言い回しであるという印象を持ちました。確かにこここのところ開発案件は増えておりますし、それに伴った地価の上昇も生じておりますが、いずれも私ども村の立場としましては、令和５年１月から運用している景観条例や開発調整条例を適切に運用していくことにより、本村の自然環境や景観を維持していくことを主眼としておりますので、投資を呼び込むとか、あるいは、抑制するといった観点ではなかなか評価しづらいのが正直なところです。

加えて、宿泊事業や飲食業を営まれていた方が施設を売却して村外に出られる状況をおっしゃっているのであれば、現在よりも、村内のスキー場周辺エリアの公示価格が高かった１９９６年頃までは、スキーブームの影響もあり、村外から多くの住民が移住され、宿泊施設などの個人事業の観光業を営まれましたが、その後のスキーブームの衰退に伴い施設を手放されるといった状況が長野オリンピック後からの１０年ほどの間に多く発生しており、これは伊藤議員のおっしゃる旗艦ホテルの開発が原因ではないものと考えます。

また、旗艦ホテルと言い回しは、かつての村に出された意見書の一部でありまして、この旗艦ホテルについて、村として明確な定義を持っているわけではないこともご理解いただければと思います。

6月議会で伊藤議員からは、持続可能性の実現のためには大規模開発をすべきでないがどうかという今回と似た趣旨のご質問もいただいた経過がありますが、当時お答えしたように、スキーなどゲレンデ産業を維持していくための優良な開発については必要と思っており、環境破壊や住民利益に相反するような開発はすべきでないという考え方は変わっておりませんのでよろしくお願いいたします。

以上、伊藤議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 昨日の会計監査の意見等で、不動産取引の活発化プラス社会情勢で税収が17億になったということで、村税の滞納も9億から1億6,000万に減ったというふうに言っていて、不動産売却で、離村で、滞納が減ってきたのかなというふうに想像できるわけであります。

やはり同じように、こちらの決算カードなんかを見ますと、やはり日本人の人口、平均でずっと減っていますね。

昨年の方は令和5年度の決算カードですと、住民基本台帳で増減があるんですが、うち日本人というのがあって、それで全般的には4.3%増えているんですが、日本人はマイナス1.7%で、ずっと1.何%マイナスですね。なので、外国人はその前の年も、外国人とは限られませんが、ここで想像するに、前年度令和4年ですと、全般的には3.2%というふうに増えているんですが、日本人が減っていると。やっぱりここで日本人が減って、外国人が入ってきているんだなというふうには思います。

それで、ちょっとまた先ほどの不動産取引に移りたいと思うんですが、まだあと1億6,000万くらい残っているんですが、あとどのくらいの不動産が固定資産税などの滞納処理のために売られるのかなといいますが、そういう予想を立てているのかなというのを、もしあれば教えていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田雄介君） お答えします。

これから土地取引がどのように推移していくのかというような予想を質問されていると思うんですが、実際にそれを予想するのはできません。というのも、取引自体は市場経済に基づいて私と私でやるものですから、こちらで分かるのは、本当に土地取引があって、その後、登記されて初めて移転されたのかなというのが分かる仕組みになっておりますので、正直なところ、これからどのような動きになるのかというのは予測できないというところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） そうですよね、予測立てるのは難しいと思うんですよ。だから、前回の

一般質問で、全戸調査ですね、あと意識調査をやったらどうかというふうに提案したわけなんです
が、その後、やっていただいていますかね。検討されていますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは答弁いたします。

意識調査といいますか、そういうものかなというふうに捉えていますけども、不動産取引自体は
自由、本日同様の質問ありましたが、自由なところですよ。それを正確に答えていただけるかど
うかというのがありますし、そもそもその質問自体が、行政がやるべきかというところもあります。
違う視点で、今後における土地の状況等についての調査ということであれば、考えられる分もある
かもしれませんが、現時点でそのような調査に手がけている、または実施しているということ
はございません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） そうすると、住民がその後ここにいるか、もしくは売って出ていこうと
する、判断するかということは、皆目見当がつかないかなというところかと思います。

先ほどの午前中の鈴木議員の一般質問で、廃業した宿泊施設の数把握してないと言われたかと
思いますけど、それでいいんですか。ちょっとびっくりしちゃったんですよね。そういうのを把握
できずに、税収だけ上がった、税収だけ上がったと言って、村民どんどん出ていく状況で大丈夫で
すか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

廃業者数については、行政のほうで取る調査の項目にあるわけでもなく、旅館業の許可の届出に
ついて、行政が白馬村としてタッチしているわけではないので、その数を把握できないというふう
に答弁いたしました。

ただ、経済センサスの中では、当然、事業所数の把握ができるわけで、産業分類表にある宿泊、
飲食業というくくりの中で、5年ごとにどういう数値になっているかというところは当然把握して
いるというふうに捉えていますが、宿泊業自体で幾つになったかという把握は、行政では取れてい
ないということです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） そういう調査項目にないから調べないんだよというの、ちょっと危機感
ないんじゃないかなと私は思いますね。これでちょっと徴収率上がったよ、滞納が下がったよ、幾
らかしかなくて、ちょっと自慢できるんじゃないかと、もうちょっと真剣に村人の人たち、住民の
人たちですね、どういう状況なのか、もうちょっと真剣に考えていただかないと、本当人口どん
どん減っていくと思いますよね。

私、ちょっと昨日ある方とお話したんですけど、これからもどんどんこういう形進んでいくよというふうに言われて、ほかの人たちも本当危機感持っていましたね。だから、行政の皆さんどのくらい危機感あるのかなって思うんですが、今日の答弁聞いていても、あんま感じられないんですけど、危機感、副村長あります。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 私に答弁しろということで、私のほうからお答えしたいと思います。

危機感を持っていないかという、そんなことはございません。これまで本日一般質問の中でもありましたとおり、村長からは、国への働きかけ、土地の取引については事前に届出させるような、現行の法律の中でもそういうものもありますので、そういうものを何とかできないかとか、そういう点については、県としっかり、村長も直接知事とお会いしてお話もさせていただいていますし、私も同席し、担当課も同席しながら、どういうやり方があるのかというのは、現在でも作業は進めているところです。何かしら、全く何もないようなおっしゃい方しておりますけども、それは表に出せるものと出せないものもありますし、現在作業が進んでいるものもあります。それはある程度形になった中で、議員の皆さんにも提示できるようになればもちろんいいとは思っておりますけども、なかなか、まず土地の取引については、非常に難しいというところがあるというのは、先ほどの鈴木議員の答弁にもありましたし、現行の法律の中でも、なかなかそれに対応するものがないということで、これについては村長も、要望に出るたびにしっかりと国への要請をしておりますので、そこら辺の法整備についても関係するような同類の市町村ありますので、そういうところからも、しっかりと動いているというところが実態でございます。

答弁を聞く中で、全然感じないというのは、それは伊藤議員の主観だと思いますので、行政とすれば、全庁的にそれを捉えているということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 副村長に聞いたのは、実は添付資料の5なんですが、このとき、たしか、旗艦ホテルの云々というところですね、ここ、ちょっと小さくて読めないかと思いますが、旗艦ホテルの四角の部分ですね、「誘致を阻害する条例について」ということで、こういう言ってみれば、名無しの権兵衛の本当に取り扱っていいものかどうかという文章を取り上げて使ったわけですよ。そこで書いてあるのが「白馬村の命運を握るような優良な投資開発について、一部地元住民のいわゆる競争相手の排除を本音とし、建前上は環境維持等を理由に同意を盾にした開発に対する理不尽な反対が繰り返されてきています」と書いてあるんですよ。これを審議会で使ったわけですよ。それのときに当時総務課長だったのが今の副村長だったと思いますが、違いますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 今の質問でいくと、確かに当時の担当課長だったということは間違いござ

いません。

それとちょっと記憶が曖昧ですけども、審議会に出した資料というのも事実ですけども、これが名無しだったのか、名前を伏せたのか、そこまではちょっと私も記憶がありませんけども、審議会に出すのに当たって、一つの要素として出しているという部分の認識ではおりますが、これがそのまま審議会の中での判断に影響されたかどうかというのは、議事録を御覧いただければよろしいかなというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。伊藤議員、あと1分30秒です。質問ありませんか。伊藤議員。

第8番（伊藤まゆみ君） 実は今日持ってきていると思ったんですね。答弁書といいますか、議事録。そこにはっきり書いてあったんですね。今回は許してくださいみたいです。だから次回お持ちします。ここでしっかりと質問させていただきたいと思います。

私は以前に、野洲市のことも一般質問をしていまして、今回本当は少しやればいいのかと思うんですが、ちょっとできませんので、滞納処理をやったらどうかというのを提案していました。実は、それをやっていただいていたら違ったんじゃないかなという感じは私は受けていますので、今回はちょっと時間がないということです。次回の一般質問にさせていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。伊藤議員、席に戻っていただいていいですか。席のほうへ戻っていただいて。

第8番（伊藤まゆみ君） すみません。終わったもんだから、すみません。申し訳ないです。

議長（太田伸子君） そこでくつろがないで。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月4日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日9月4日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

令和7年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和7年9月4日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和7年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和7年9月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祉

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１１名です。

これより、令和７年第３回白馬村議会定例会３日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第１ 一般質問を行ないます。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は８名です。４名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は４名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により、１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第２番太田学議員の一般質問を許します。第２番太田学議員。

第２番（太田学君） ２番太田学です。当選後、初めての一般質問をさせていただきます。大変お待たせいたしました。本日は幾つかの課題について取り上げさせていただきます。

私は、議会は白馬村に暮らす一人一人の生活や未来を守るために、現場や事実に基づいて議論を重ね、よりよい方向を探っていくものだと考えています。

時に議論の中には、感情的な対立や理念先行の主張が見られることがありますが、私はあくまで村民目線に立った現実的な提案と対話を通じて、協働の村政を築いていきたいと考えています。課題の共有を通じて、建設的な議論のきっかけとなるように努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

令和７年度から創設された支障木伐採・森林病虫害防除補助金事業は、適正な森林管理を促し、生活環境や道路沿いの安全確保、森林病虫害の被害拡大防止に資する有意義な制度であると受け止めています。

この制度は、胸高直径１０センチ以上、樹高５メートル以上の樹木が対象とされ、ナラ枯れ等の被害木の伐採や防除薬剤の購入に対して補助が行なわれる仕組みとなっており、地域住民や団体の樹木適正管理の後押しとなっているものと認識しています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1、令和7年度に創設された本補助制度について、村としてこれまでの利用実績とその評価をどのように捉えているかお伺いします。

2、令和8年度以降についても本制度を継続する予定があるのか、また、その予算措置について現時点での見通しをお伺いします。

3、今後、対象経費の拡充や補助上限額の見直し、地域ごとの課題に応じた柔軟な運用など、制度の改善、発展について検討されている点についてお伺いします。

以上、ご答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。一般質問2日目、よろしくお願いいたします。

太田議員からは、森林整備について、3項目のご質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

まず、太田学議員におかれましては、白馬村林業経営者協会の会員として、林道の草刈りや緩衝帯整備など、森林環境の保全活動にご尽力を賜っております。太田議員をはじめ、地域の皆様が主体的に森林整備に関わってくださることは、森林環境の適切な維持のみならず、有害鳥獣対策にも直結する極めて意義深い取組であります。この場をお借りし、協会会員の皆様に対して、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

1点目の令和7年度に創設された補助制度の利用実績とその評価についてですが、申請件数は29件、対象樹木は151本であり、当初予算額250万円をもって終了となったため、今定例会において補正予算を計上させていただいたところであります。

本制度は、議員ご指摘のとおり、所有者による樹木や森林の適正な管理を促すことを目的としております。

事業の評価につきましては、ナラ枯れ自体は自然現象のため完全に防げるものではありませんが、所有者の管理責任を明確にし、住民の財産を守る観点から、おおむね所期の成果を上げたものと認識しております。

2点目の令和8年度以降の制度継続と予算措置の見通しですが、現時点においては次年度以降も継続していく方針であります。

ただし、新年度予算の編成作業は例年11月頃から開始しますので、財政担当課との調整は必要となりますが、今年度の実績や住民ニーズ、専門家の見解、現場の状況等を総合的に踏まえた上で、改めて検討を行なってまいります。

最後に、3点目の対象経費の拡充や補助上限額の見直し、地域課題に応じた柔軟な制度運用についてですが、まず対象経費の拡充につきましては、本年度からの施行であること、また所有者管理の原則及び財政状況等を考慮し、当面は現行どおりと考えております。

一方で、地域課題に応じた制度改善につきましては、4月からの運用を経て、補助金交付要綱の一部を改正し、6月1日から施行いたしました。

具体的には、伐採に関する補助対象者を「所有者」から「所有者若しくは所有者から伐倒等の承諾を得た者」に、防除薬剤等の購入についても、補助対象者を「所有者」から「所有者又は所有者の承諾を得た者」へと改めております。

今後も、制度の活用状況を十分に見極めつつ、地域の実情に即した柔軟な対応を重ねてまいりたいと考えております。

以上、太田議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 制度の見直しとして、所有者だけでなく、いわゆる代理人による申請も可能になったということで、実際の使いやすさに配慮していただいている点は大変ありがたく思います。

しかしながら、村内及び周辺の林業事業体は、日常業務や受託事業で手いっぱい状況にあると考えております。支障木伐採や病虫害防除の需要が高まっても、すぐに対応できる人員や技術者が不足しているのが実情と思います。

こうした中では、やむを得ず、地域住民自らが比較的小規模な支障木の伐採や処理を行なう場合も出てくるのかと思われます。

ご承知のとおり、2019年からは業務としてチェーンソーを使用する場合、防護ズボンの着用が義務化されており、安全確保の観点からも、保護具の整備は極めて重要です。

そこで伺いますが、支障木の伐採に取り組む地域住民等に対して、防護ズボンなどの保護具の購入補助や貸出しといった支援を、今後の制度設計の中で検討していくことは可能でしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 答弁いたします。

白馬村では、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針というのを作成しておりまして、その中で森林整備のための資機材の購入に活用しますという項目、あるいは、林業経営者協会等に所属している者には資機材を貸し出しますということもありますので、その中で運用ができるのかどうか、少し考えさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） ご答弁いただきましたように、防護具支援についても、今後の制度検討の中でご配慮いただけるということで安心をいたしました。現場の実情を踏まえた制度運用が今後も進んでいくことを期待しております。

ナラ枯れについては、新聞報道などでも取り上げられていますが、被害はいまだに収束しておら

ず、行政としても対応に苦慮されている様子と受け止めております。

その拡大には、気象条件や林業構造の変化など様々な要因が関係しており、決して行政の対応が原因でないという点は、村民の皆様にも正しく伝えていく必要があると感じています。

今回の補助制度におきましても、そうした状況の中で、村が果たしている重要な役割の一つだと思います。制度の周知や活用をさらに進めていただくとともに、住民の方々への啓発にも、ぜひ力を入れていただければと思います。引き続き、初年度の実績や現場の声を踏まえながら、関係機関と連携しつつ、丁寧な対応をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

現在、白馬駅前には喫煙所が設置されておらず、喫煙できるのは一部の喫煙所併設店舗に限られています。

現行の美しい村と快適な生活環境を守る条例では、歩行中の喫煙が禁止されており、さらに素案として示された（仮称）白馬村マナー条例では、路上喫煙の禁止が盛り込まれています。

このように喫煙行為を制限すること自体について異論はありませんが、制限を強化するのであれば、利用者が適切な場所で喫煙できる環境整備も必要であると思います。

そこで、以下の点についてお伺いします。

国際的な山岳観光地を標榜する本村において、玄関口である駅前に喫煙所を設置することについて、村としての見解をお伺いします。

以上、ご答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の白馬駅前喫煙所設置について、村としての見解をご答弁いたします。

初めに、これまでの駅前付近のたばこのポイ捨てに係る経過の概要から申し上げますと、昨年度から今年度にかけて、白馬駅及び駅前振興会から、駅の利用者が増えると、駅周辺にたばこの吸い殻、特に葉巻たばこのポイ捨てが多く困っているとの相談が寄せられています。

村としましては、駅前広場周辺は駅利用者や観光客が多く集まる場所であるため、快適さや観光美化に努めるべきとの観点から、適切な場所に喫煙所を設けることも課題解決の一つの方策と判断し、研究してまいりました。

これまでの検討結果としては、村が駅前広場に喫煙所を設置することとした場合、村所有の敷地内に設置することになりますが、いずれの村の候補地も、利用者の主要動線や国道との位置関係、駐輪場や観光案内所としての機能確保優先が先決といった事情もあり、村所有地への喫煙所設置は難しいと言わざるを得ません。

また、県やJR用地を借用し、毎年、賃借料を負担してまでは、村が喫煙所を設置することは現在考えておりません。

したがって、駅前広場周辺のJRや民間用地を活用して、民間主導による分煙と受動喫煙の

防止機能を備えた喫煙所を設置することができないかについて、今後、相談者へ提案をしたいと考えているところです。

なお、令和6年8月28日付、総務省自治税務局市町村税課長発出の「分煙施設整備のための予算確保について」の通知においては、全国各地域における分煙施設整備に関する取組状況や健康増進法等の趣旨に基づく分煙施設整備の意義を踏まえ、民間事業者等が行なう分煙施設整備に対する助成への配慮についての助言が示されており、必要な予算措置を講じた自治体には、特別交付税措置の対象に追加される措置も講じられておりますので、引き続き駅前関係者への提案と調整を踏まえつつ、最善を尽くしたいと考えます。

以上、太田議員への2問目の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 駅周辺に喫煙所を設置するのは、恒常的な施設という点においては難しいという事情は、私も関係各所にヒアリングを行ない、確かにそのとおりであるとは確認しております。答弁にもその実情が反映されておりましたので、理解はできるところであります。

恐らく村長が言われたのは、駅前にある土地ということ、現在駐輪場になっている場所かと思いますが、そちらの駐輪場を例えばJRの駅に移して、元あった場所に喫煙所を設置するというのが、1つ現在では可能な手段かなと私も思っているんですが、こちらに関しては、位置関係と動線上では難しいというところであるんですが、具体的にどういった理由で難しいのか、もう少し詳しく説明していただければと思います。ご答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

今の村の村有地で候補地というところでは、今、議員がおっしゃられたとおり、国道に面する駐輪場と観光案内所として今利用している南奥東側の土地、この2つが受動喫煙所を設置する場合には、村の候補地として考える場所かなというところで考えてはいました。

駐輪場におきましては、国道に面している点、当然これ通学路にもなっておりますし、信号の待ち時間にはかなりの車が渋滞するというところがあります。そういったところを踏まえると、そこに受動喫煙所を設置するということは、少しクレームも出るというところは想定できるかと思えます。

実際のところ、長野市におきましても、長野駅の駅周辺に長野市の市有地というところに、当初、喫煙所設置しましたが、これも駅を利用する児童の保護者のクレームに伴って、場所を変更せざるを得なかったというような事例もあります。

こういったことも考慮しながら、あの場所は適当でないということを判断しています。

また、観光案内所については、当然、観光案内業務をしている場所でもありますので、直結する狭い箇所に受動喫煙所を設けるとするのは適当でないということを判断したということでもあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 長野市の実情なども併せたご答弁いただきまして、大変理解できました。

しかしながら、イベント時や観光シーズンなどに合わせて、仮設の喫煙所を設けるという対応も一つの手法として考えられるのではないのでしょうか。

令和6年のたばこ税の歳入、約8,100万円、議員控室の書棚を確認したところ、令和5年度では約7,330万円と。これは少なくない額であるとは思いますが。

こうした点も踏まえて、喫煙者の権利というものもございますので、例えば村がプレハブ型の喫煙所を保有して、それを必要に応じて貸し出す運用や、民間事業者及び団体が喫煙所を設置する際の補助制度など、柔軟な支援策を講じることで対応可能な余地もあるかなと考えます。

こうした対応について、今後の検討対象として加えていただくことは可能でしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） たばこ税の活用について、一つの貴重なご意見だというふうに、今、伺って感じました。

特に観光イベントとかであれば、今後導入が予定されている宿泊税といったところも財源の検討対象にはなるかなというふうに思っているところでありますけれども、今、たばこ税という話が出ましたので、そちらも含めまして、訪れる人にとっても、また地域住民にとっても、分煙というところで言うと、住んでいる中での滞在、また住み心地のよさというところにつながる施策だと思いますので、今いただいたご意見を基に検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 仮設喫煙所の設置についてもご検討いただけるとのことで、その真摯な姿勢には感謝をいたします。

一方で、設置そのものが難しい場合であっても、村内や駅周辺における喫煙可能な場所を案内するということは、村としても対応可能かと考えます。

例えば、観光案内所や駅構内への喫煙所の掲示、観光マップや村のウェブサイト上での位置情報の公開など、マナー向上と受動喫煙防止の両立に資する情報提供の取組はご検討いただけないでしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

新マナー条例の施行に伴って、そういったところの周知も重要になってくるかと思えます。できる限りの情報発信の仕方に留意しつつ、検討してまいりたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第2番（太田学君） 現時点での村の対応方針と課題というものは理解できました。

また、今後、駅前再開発の進展によって、周辺環境や土地利用の状況も変わってくる可能性がありますので、そうした変化に応じて臨機応変にご対応いただけることを併せてお願い申し上げます。

引き続き、現場の実情に即した対応を期待し、今回の一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番太田学議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番酒井洋議員の一般質問を許します。第5番酒井洋議員。

第5番（酒井洋君） 第5番酒井洋でございます。

今回の一般質問は、大糸線の利用促進と活性化についてお伺いしたいと思います。

JRは、以前から1日1キロ当たり平均乗客数2,000人未満の路線を公表して、これ以下のところは大量輸送にそぐわないから、いかにも廃線するというような言い方をしております。

また、ただ廃線すぐいってしまうわけではございませんが、まずは鉄道をどうするかというよりも、この地域の将来をどうしたいかというふうに考えるときに、鉄道ってどうなんだろうということから、まず考える必要があるんじゃないかというふうには考えております。

現在、第6次総合計画策定中ではありますが、白馬村のこれからのまちづくりに思いをはせますと、この地域の公共交通どのようにするかということは大変重要な要素となり得ると思います。

また、今年3月には地域公共交通計画を策定されたところでございますけれども、その取組の中に幾つかありますが、今回は特に地域交通の基幹施設として大変重要である大糸線の利用促進と活性化を中心に、各種取組について村長にお伺いしたいと思っております。

最初に、この地域の将来ビジョンに鉄道が必要かどうか、村長の考えをお伺いしたいと思います。

当然、必要というふうにお答えいただくとと思いますが、それは私が直接村長からお伺いしたのは、一昨年の小谷村で開催されました大糸線の応援隊のファンミーティングの席で、村長から生の声として、この地域、大糸線をしっかり守っていく、存続させていくということを生の声で私はお伺いしております。

その後、いろんな機会でそのような発言はされていると思いますが、もう一度その点につきまして、忌憚のない意見を伺い、表明していただきたいと思います。

2年、これでいろんな状況変わってきますので、当然いろんな考え方あるかと思いますが、もう一度一番基本的なところ、この村の将来ビジョンに鉄道・鉄路が必要かということについて、村長にお伺いしたいということでございます。

また、2つ目でございますが、やはり必要ならやる気を見せ、できることをやるべきというふうに考えております。一昨年も前任の議員等が、大糸線関係につきましては質問を行なっておりますが、また若干の提案もあったようでございますが、この2年間で実施された取組、また、それに対する評価についてお伺いしたいというふうに思っております。

3番目でございます。ローカル線、地域の足と言われておりますが、少子高齢化です。特に南小谷から先につきましては、車ではよいのかというふうに思われております。

私も、昨年たまたま仕事の関係で、富山方面に月1回程度出張することがございました。できるだけ鉄道を使おうということで、朝一番の列車に乗り、南小谷で乗り換え、糸魚川で新幹線に乗り換え、富山方面に向かったわけでございますが、正直言って非常に厳しい状況でございました。

特に11月のある日は、神城駅から乗ったところ、私は白馬の駅までたった一人だったというようなどんでもない状況がありましたし、また糸魚川発の最終列車に乗ったときも、平岩から先は私が貸切りだったというような状況も見受けられたところでございます。

例えば、この路線は観光としては非常に有効であるということは、いろんな方から言われております。観光に言えば、これは正直言ってメディアが来て、いっぱい宣伝してくれるわけです。

例えば、10年ぶりに災害から復旧した福島県の只見線という路線がございますけれども、これ私もちょっとは乗ったことあるんです。全線は乗ってないんですけども、田んぼはあって、まあちょっとダム湖があるかなって程度で、私からすれば、大糸線のがよっぽど観光資源としては有益だと思っているんですが、ここの路線、十数年ぶりに復旧いたしました。

そして、いろんなメディアで取り上げております。そうすると、皆さん、ああ只見乗ってみたいなのということで、いろんなお客さん、現在来ているそうでございます。

また、私の夢ではございますが、よくあるスイス、私は外国スイス行ったことはありませんが、赤い登山電車が走っている風景がよく映ります。スイスのベルニナ鉄道というような鉄道でございますが、スイスアルプスを縦断するような、あの登山電車を見てみると、いつか行ってみたいなのというふうに思います。

この路線、観光にぜひ特化して、観光列車を積極的に使うことを検討したらいかがでしょうか。

4番目です。昨年から実施している大きな取組といたしまして、大糸線の増便バスがございます。報道によりますと、2万3,000人の利用実績があり、輸送密度も大幅に増えたという報道もありました。増えたと言いましても、110人が150人になったということで、なかなか1,000人には届かない、2,000人にも届かないという厳しい状況ではございますが、この増便バスの取組について、現時点での評価についてお伺いしたいと思います。

5番目です。鉄道の廃止ありきということが先行しますけれども、鉄道の価値を再評価して存続の可能性を探る場であるローカル線の再構築協議会、国のほうでそれなりの法律をしっかりとつくりてやりましょうというふうに音頭取つとります。

大糸線につきまして、そろそろ待ったなしの状態ではないかなと私は考えております。こういった再構築協議会というようなものを設置するお考えについてお伺いいたします。

6番目でございます。鉄道の支援の方法については、当然幾つか皆さん御存じのとおりとは思いますが、例えば近隣のえちごトキめき鉄道のように、インフラと運行事業を別の主体が行なう、上下分離方式というのがあります。先ほどの只見線も上下分離方式を採用しております。

また、地域によっては助成を出すという形で、みなしの上下分離方式というような方式もございますが、ほかにも多種多様な支援方式、それから、国の補助制度等々もございますが、具体的に検討されているものはございますでしょうか。お伺いいたします。

また、7番目です。いろんな支援方式や転換方式の中に、例えば大きな災害を受けた三陸の気仙沼線とか、最近では九州の日田彦山線のような路線がございまして、これはＪＲとしては鉄路で復旧は困難と判断し、ＢＲＴ方式、バス・ラピッド・トランジット方式というようなのを採用してございます。

この方式は割とバスですので、ある程度自由な走行が可能だと思いますが、この方式についての見解も伺いたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 酒井議員からは、大糸線の利用促進と活性化について、7項目のご質問をいただきましたので、順次お答えしてまいります。

まず、1点目のこの地域の将来ビジョンに鉄道が必要かどうかと、2点目の2年間で実施した取組と評価のご質問については関連がありますので、まとめてお答えします。

白馬村の将来に鉄道が必要かどうかは、住民生活の維持・向上、観光需要や観光地づくりの観点、地域経済の発展及び環境負荷への対策といった視点からも、当然に必要なことは言うまでもありません。

特に観光地でありながら、公共的な移動手段に脆弱な本村を含む北アルプスエリアにとっては、通勤、通学、通院、買物といった生活基盤の根幹での利用が不可欠であり、大量輸送が可能となる移動手段が確保されていることは極めて大切な要素です。

ここ2年間の鉄道に関する取組について、白馬村単独で実施した事業はありませんが、大糸線沿線自治体や観光団体等で組織する同盟会、協議会及び委員会といった各種の組織連携事業において、大糸線と沿線の観光体験や魅力を再発見する事業の展開、生活する潜在利用者への助成事業、人気観光列車の乗り入れ、サイクルトレインの実施、沿線住民のイベント利用促進事業など、様々な形態の事業を展開しています。

一例としては、糸魚川市から大町市までの沿線自治体と、新潟・長野両県及びＪＲ西日本を主な構成団体とする大糸線活性化協議会では、構成自治体内の自治会や学校などを助成対象として、大

糸線の糸魚川駅から南小谷駅間の一部または全部を含む区間の乗車を伴うイベント事業に対し、対象経費の10分の9、上限10万円を交付する事業を実施しており、令和6年度の助成件数は53件、参加者数978人となり、白馬村からも5件の助成実績があります。

それぞれの協議会によって事業成果の濃淡はあるものの、事業実績を踏まえた毎年の効果検証と次なる展開を図るための事業のブラッシュアップを行ないながら、継続的な事業展開が図られていることで、一定程度の魅力増進、利用促進、そして、公共交通として存続するための意識の醸成などに寄与しているものと評価しています。

次に、3点目の観光に特化した観光列車を積極的に使うことを検討したらどうかとのご質問がありますが、現況の生活交通としての実際の利用者数と将来予測、あるいは沿線自治体の人口動態、将来人口予測を踏まえれば、本来の鉄道輸送の目的を達成するという観点では、存続が厳しいという経営見通しは当然の判断とも言えます。

一方で、先ほどの答弁のとおり、北アルプスエリアにとって最も重視すべきは、このエリアに公共交通としての移動手段が確保されている状態を維持することが必須要件だと考えています。

ご指摘の観光列車の運行や訪日客への鉄道アクセスの案内なども、鉄道運送を維持、強化する一つの方策であるとの認識は私も同じであり、可能性を強く感じていますが、今後の方向性については、次年度から新潟・長野両県の交通部局と沿線自治体の首長が参画して、将来的に持続可能な路線について議論する新たな会議体を設置することとされておりますので、その中で、本村としての住民ニーズを踏まえた立場で議論していきたいと考えています。

また、白馬村独自でできる施策として、観光地としての強みを生かして広域周遊観光を促進するための自治体連携協定も検討しています。

次に、4点目の大糸線増便バスの現時点での評価ではありますが、大糸線糸魚川駅から信濃大町駅間の利用促進と沿線地域の活性化を目的に設立された大糸線活性化協議会では、令和6年度からの2年間を、利用促進策を積極的に展開する重点期間として位置づけ、実際の乗り（利用）につながる事業を実施していますが、その事業の一環として、新幹線ダイヤと円滑に接続する大糸線増便バス事業を実施しています。

昨年度は、令和6年6月から令和7年3月まで、各月4日間の40日間、1日4往復便運行し、総利用者数は2万3,317人、1日当たり平均76.7人、1便当たり平均9.6人という結果となりました。

8月と12月から2月までの冬期間の利用者が多い傾向となりましたが、年間を通じた輸送力という観点では、バスで対応可能な利用者数と言えます。

一方で、同期間中の鉄道輸送の利用者数は7,862人、1日当たり平均196.6人、1列車当たり平均9.8人でした。

また、12月から2月までの冬期間は、大雪の影響により鉄道運休が多発したものの、増便バス

は安定輸送を確保しました。利用目的では、9割以上が観光やイベント参加を目的とした拠点間移動としての利用でした。

実績からは、鉄道とバスを合わせても、輸送需要の大幅な改善につながったとは言えない状況ではありますが、観光需要や訪日客への情報の定着と、駅以外の目的地への直接アクセスが可能なルート設定により潜在的需要が確認されたことから、今シーズンは、金沢、京都、大阪方面の西ルートのアクセス手段として利用促進が図られることに期待しています。

次に、5点目の存続の可能性も探る場であるローカル線の再構築協議会を設置する考えはあるかとのご質問であります。改正地域公共交通の活性化再生法に基づきますローカル線再構築協議会は、利用者が極端に少ない地方鉄道路線をどう維持、再編していくかについて、鉄道事業者、沿線自治体、国土交通省などの関係者が、公共交通の持続可能な方策について具体的な方針を決定する法定協議の場です。

大糸線南小谷―糸魚川間は、国が公表した地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に示した設置基準には該当していますが、現段階では、先ほどの答弁のとおり、新潟・長野両県や沿線自治体との利用促進につながる実証事業を重点的に実施している段階であること、あわせて、令和8年度からの将来的に持続可能な路線について議論する新たな会議体を設置することとしていることから、直ちに再構築協議会を設置する考えはございません。

次に、6点目の鉄道事業の支援につきましては、上下分離方式等は存じ上げていますが、先ほどの答弁のとおり、上下分離方式を含め、現段階で具体的に検討を進めているものはありません。

最後に、7点目のバス・ラピッド・トランジット方式の見解であります。BRT——バス・ラピッド・トランジットの特徴としては、鉄道とバスの中間的な存在であることから、優先レーンを走ることによって定時性を確保できることや、鉄道に比べて維持や設備の建設コストが安価であるため、大量輸送が難しい地域の公共交通としての機能が発揮できるといったメリットがある一方、鉄道本来の大量輸送という観点では、観光需要のピークがある場合や通勤時間帯に利用者が集中するといった場面では、輸送力に限界が生じること。大糸線の県境のように、溪谷に隣接する急峻地では道路空間の確保が難しいことなどから考えると、ある意味、課題やデメリットの一つになり得ると考えています。

以上、酒井議員のご質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。酒井議員、質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 答弁ありがとうございました。この地域に鉄道が必要かどうかということ、2年前と同じく必要だという、今、生の声をお聞きして非常に安心しているところでございます。

ただ、必要だと、ただ声高に叫ぶだけでは何も解決いたしません。特にいろんな事業、現在やっぱりJR西日本、結局民間事業になってしまったわけでございます。民間事業ということであれば、やはり収益、経済性というのは、どうしても大切なことになってくるのは、特に村長等は、経済に

精通した村長におかれましては、よく御存じのとおりと思います。

先ほども、大糸線の活性化協議会等を組織して、いろいろな取組を行なっているということでございますが、せんだっての毎日新聞、ヤフーにも記事が載っておりましたけれども、会長さんの糸魚川市長さんのインタビュー記事がございましたが、ご発言が「諦めたら試合終了」というような見出しが、これは新聞の何とも言えない揚げ足取りかなと私は思っているんですが、実際のところ「諦めたら試合終了」って中高生の部活じゃないんだから、そんなことを、すみません、市長さんには言ってほしくなく、やはり具体的な案を出しましょうということで、ただ単にＪＲにやれやれと言ったって、ＪＲだって、先だっての収支の報告書、去年の経営状況に対する情報開示の資料を見ますと、１００円稼ぐのに、例えば大糸の北線って言ったか、南小谷以北なんですけれども、１００円稼ぐのに２，７４７円かかっているということでございます。

実際、小谷からが６６０円、白馬から行っても９９０円の運賃収入しかないわけですから、確かに先ほど村長おっしゃったように、１便当たり１０人程度の乗客では採算取れるわけでございません。

企業としては、これはもう駄目だよねというのが明確なんですけども、そこについてなかなか具体策が出ないというのはどうかと思いますので、先ほど村長から、次年度から持続可能な新しい会議を実施するということでございますので、これについては非常に期待をしたいというところでございます。

先ほど前段で、一昨年、小谷村で大糸線応援隊のファンミーティングというようなイベントがございましたということで、これ私も参加させていただきました。

現在、大糸線応援隊というのは、大体３，８００人くらいの会員がいらっしゃるということで、ここにいらっしゃる、議場にいらっしゃる方も、何人かは既に会員になられているかと思います。私もしっかり非常に早い段階から、大糸線の応援隊のほうに入らせていただきます。

この応援隊のやることは、年会費も無料で、できることは大糸線について情報を発信してください。できることをやりましょうということで、大糸線を自分たちの鉄道、マイレールとして取り組みましょうということでございますので、もしまだ応援隊入会されていない方がいるようでしたら、ぜひその辺には、村長入っていただくのがいいんじゃないかというふうに私は思っているところでございます。

先ほど、関西方面から検索サイトで鉄路を利用したら、大糸線利用して白馬のほうに来れるよというような取組をしたいということでございますが、具体的にはあれですか、検索サイトの上位のほうに入れば、上位のほうに乗っかってくるというような動きを、それぞれの検索サイトに働きかけるということでよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

今年も4月より、大糸線増便バスは運行しています。新幹線つなぎをよくするために、既存路線の補填する格好で1日3往復6便走らせているわけでありますけども、当然、冬の白馬の状況を見ますと、特急あずさに乗って東京方面、あるいは、東京に出てから京都・大阪方面に向かうという外国人や旅行者の方も数多くいるというところの中で、冬のそういった混雑対策に対応するためにも、新幹線に直結する大糸線増便バスを乗りながら、西ルートもあるよという告知については、ようやくこの一、二年の取組で周知をされているところでありますので、こういった情報発信の強化は、引き続きやってまいるというところ。

さらには、直接的に個人の旅行者に働きかけるだけではなくて、白馬の場合には、リピーターとなっている事業者の宿から積極的にお客様にそういった情報を流すというところで、情報発信を心がけていくことを徹底して周知していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 観光課長、ありがとうございます。やはり検索サイトを使って経路検索される方多いと思いますので、そういったサイト事業者にしっかり働きかけて、大糸線の増便バスが使えるんだよということをより一層やっていただきたいと思います。

ちょっと白馬へどういうふうにアクセスするかって私も調べたんですけども、やはり朝、大体首都圏出てくるんだったら、最短はやっぱりあずさですね。8時ちょうどのあずさに乗ると、11時40分には白馬に着いて、8,000円ちょっとで来れるということです。

ちなみに、8時頃の新幹線調べましたら、はくたか553号ですか、これ乗ってくると長野駅でうまく乗り換える、今の夏便のバスタイヤだと、11時半ぐらいには白馬の駅着きます。

ただ、これは今現在は、バスはちょっと値上げになりましたし、今年の冬は長野―白馬線3,500円という、この値段だったら安いバスだったら新宿行けちゃうねみたいな、そんなバスで非常にちょっと高価でありましたけども、インバウンドのお客さんにとっては、便利であれば対価は惜しまないというようなお話も聞いています。

これで行くと、割かし新幹線でも早く来るんですが、実は、このはくたか553号、糸魚川まで乗っていただくと、実は糸魚川から南小谷、南小谷―白馬も割かし接続がいいんですね。

南小谷では40分以上の接続時間あるんですけども、これだと12時40分ぐらいに白馬に着くんです。だから、1時間くらいしか違いません。

あと料金も1万1,500円くらい。実際、長野まで8,300円。それから、バス3,500円とかやると、ほとんど値段的には変わらない。かえって長野駅でバス待って、場合によっては、今年の冬なんかはバスに乗れなかったということで、1便、2便バスを見送ったというインバウンドのお客さんあったというのを、ちょっとこれ宿の方から聞いたんです。

こういった方からすれば、8時ぐらいのはくたか乗ってくると、糸魚川で乗り換えていただけれ

ば、何の問題もなく同じくらいの値段、時間は若干約1時間くらい違いますが、到着することができます。

また、送迎をするのであれば、南小谷駅まで送迎すれば、迎えに行けば、白馬にはもう12時には着くわけです。こういった具体的な例を、ぜひいろんな事業者の方にお披露目いただきたいというふうに思っています。

また、この増便バスも、ちょっと私の提案だと、今現在のところが、もう20分くらい前倒しとかするような工夫もちょっとあるのかなと思いますので、その辺はまた随時担っていただければいいかと思いますので、まず検索サイトの上位に出るという取組についてやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

まさに、そこ課題としてしているところは、沿線自治体も一緒でございますので、冬のダイヤ改正に合わせて新たなダイヤで運行するときには、そういったところも踏まえて調整していくということで検討しています。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうから補足させていただきますけど、検索サイトの上位というと、例えば日本語で言ったら「東京 白馬 アクセス」とかで入れたりとか、英語で言ったら、それを英語にしたような形というところで上位という意味になると思うんですけど、結局その先で出てくるサイトが何かというところになりますので、恐らくJRのサイトであったり、またバス会社のサイトというのが上位に出てくると思うので、そうした会社に、きちんとそのルートがあるという情報を載せていただくというのが、一番やり方としてはいいのかなというふうに思いますので、あとGoogleマップのほう、ちょっと今どういうふうに出るか分かりませんが、そのあたり私たちのほうも実際に検索してみて研究していきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。ぜひ検索サイトにしっかり出るという取組、やっていただきたいなというふうに思っています。

また、検索、地図サイトということでございますけれども、鉄道というのは必ず地図サイトに乗っかってくるんですよね。どんな地図サイトにもまず鉄道、だから白馬方面に行ってみたいなと思ってやると、必ず鉄道が出るわけです。

駅なんか無人駅も全て出てくるというのがあるんですけども、これバス停だと、全然出てこないんですよね。バス停専門の検索サイト行けば出るんですけども、一般の地図検索サイトでは、鉄道、鉄道路線は全部出ます。駅も出ます。だから、位置感覚も、それでつかめるという非常に利点がありますので、ぜひそういった意味でも、鉄道はなくしてほしくないというところでございます。

3番目の質問にちょっと関連するんですが、先ほども持続可能な会議を実施したいということでございますが、ぜひ村長、ここはやはり観光ということに非常に特化した形で強く言っていただきたいと思いますよね。

先ほど、ちょっと只見線というような話したんですけども、只見線って輸送密度79人なんですよ。大糸線よりも明らかに落ちているにもかかわらず、上下分離をするという結論をして、要は福島県が地べたは持ちますよ、運行だけJRさんやってくださいよというような決断をしたおかげで、JRは只見線を復旧させて、只見線、観光として売っていきましょうという結論になったわけです。

実際に乗っている人は、ほとんどいないわけですよ、住民では。会津若松近辺は若干いると思いますけれども、そんな状況の只見線は観光に特化したということで、存続が図られたということでございます。

そういう意味では、やはり観光の価値というのをしっかり再評価していただいてやっていただきたいと思います。観光というと、すぐ観光列車のきらびやかな、例えばえちごトキめき鉄道でしたら、雪月花のような豪華列車も想像しがちでございますが、あれ1車両造るのに何十億もかかっちゃうということになります。普通列車でも、そこにテーブル出して地元の料理出すだけで、お客さん喜ぶんですね。

前の先ほどの鳥塚さん、前えちごトキめき鉄道の講演会の話もありますが、前任のいすみ鉄道は、本当に普通列車に折り畳みのテーブル出してレストラン列車だってやって、地元のいすみ市の大原漁港での特産のイセエビ出したというんですよ。もうそれだけでお客さん山ほど来たということで、鉄道の収入プラス、いすみ市への観光人口、物すごく増えたという状況がございます。

実際の話、将来的には若干の金出して、上限分離に近い形になるかと思いますけれども、たとえば私どもの村で、例えば5,000万とか1億の負担しても、観光列車が走ることで、やはりテレビが取り上げてくれたり、CMで使ってくれたりということが期待できますよね。

私どもの景色って、本当にすばらしいなというふうに思っています。現在もサントリーさんの天然水、白馬だとは出ていません。でも、あの山を見れば、誰が見たってうちの山じゃんというのは分かるんで、あの山どこだろうねと言って、ちょっと牽制すると……。

議長（太田伸子君） 酒井議員、簡潔に質問に入ってください。

第5番（酒井洋君） すみません。ということで、すみませんでした。

観光に特化すること、それによって観光宣伝費ということで元を取るという考え方を強く進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 観光面に関しては、現在ございます各協議会、またJR西日本との会議の中でも、やはり白馬村、相当実績を上げているというところが、報道等を通じて目にも入っている部分もありますし、我々のほうも実際に国際認証を取得したりですとか、ここ20年間で一番の入り

込みがあった、そういうものをPRすることによって、かなり現段階でもアプローチができている状況がございます。

こうした場所なので、ぜひJR西日本さんとしても力を入れていただきたい。もちろん東のほうにも働きかけていますが、東に関しては、ここはかなり実際の動きとして、力を入れていただいているというのが見えているかなというふうに私たちは手応えを感じているんですけども、西のほうにも同様に行なっております。

先ほど上下分離の話が出ましたが、将来的なことを考えていく上で、当然、白馬村の観光での強みというのを生かして、いわゆる民のほうにも働きかけて、一緒にやっていきたいと思いますという言い方はできると思うんですが、実際に、ではそこに行政のほうで財政負担ということになると、やはり現在生じている観光客が増えることによって、かえって負担が増えてしまうという、この財政構造も同時に解決していく必要がありますので、現在、県と一緒に進めております宿泊税、こちらについては、我々独自課税自治体の場合は、独自のものは比較的村内のものに使っていく形になると思いますけれども、県のほうで徴収するものに関しては広域交通、こういったものにも使うという話がありますので、私も今回、自治体のほうとしては、村の自治体では、県の中で白馬村が選ばれましたので、代表として出ておりますので、使途決定機関というところの中で、そうしたところをアピールしていきたいというふうに思いますし、しっかりと財源の確保というところを同時に進める中で、観光地としての強みをしっかりとPRしていくことは、酒井議員おっしゃるとおりだと思いますので、しっかりと力を入れていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいところでございます。

4番目の質問に少し関連いたします。大糸線の増便バス、今も3往復しているわけでございますが、実際の委託先が白馬交通さんと糸魚川交通さんなんですけども、私も二、三回乗させていただいたんですけども、冬の場合は、白馬から行く便はほぼほぼ満席になりました。小谷から乗ってきたとこで、本当に大体36席か42席ですか、観光バスタイプですよ、白馬交通さん使っているのは。白馬―長野線と同じような観光バスタイプです。

お客さん、やっぱりほとんど外国人で、大きなトランクケースを持った方が多うございました。ということで、観光バスタイプは座席の下にトランクルーム、大きいトランクルームがありまして、そこに大きい荷物全部入れて、しっかり収納して運搬できたということで非常に利点があったかなと思うんですが、実は糸魚川交通さんのバスにも、実は糸魚川から帰り、乗ったことあるんですが、これ路線バスタイプだったんですよ、糸魚川交通さん。

路線バスって、そのときは五、六人しか乗ってなかったんで、まあ大丈夫だったんですけども、もし今後、この増便バスをしっかりと観光客としてインバウンドさんに対応していくということにな

ると、ちょっと正直言って路線バスタイプだと、大きなトランクケースを持ったお客さんが30人乗れるかということ、みんな立って乗ってくるようになるんでしょうけども、座席も実際路線バスですから、それほど数ありませんし、シートもそれなりということではありますが、その辺につきましては、今後どのようにお考えか、お考えがございましたら、ちょっとお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

実際のところ、まだそこまで糸魚川からのバスの状況を変えるというところまでの議論にも入っていない状況でありますけれども、そのくらいまで利用者が増えて、そういうニーズに応えられるように路線を走らせるのが一番いいかなと思っておりますので、情報として私のほうで預かって、これからの参考にしていきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） 分かりました。現状では、路線バスでもやむなしということで、しっかり路線バスじゃ、人が乗れなくなるくらいになったら、また次の観光バスタイプとか、トランクルームのあるような大きいバス考えたいというようなことでよろしいですね。ぜひそうなってほしいなということで、皆さんもしっかりPRしていただきたいと思います。

さて、先ほどのローカル線の再構築協議会は、今のところは実施しないということでありますけれども、やはりあの現状の乗車人員見ると、これはいずれやっていかなければいけないのではないかなというふうに思いますので、ある程度準備していただかなければいけないのではないかと思います。

それで、どうも私の感覚からすれば、沿線の新潟県さんと長野県さんの関与が薄いようにふうに感じているんですが、村長、沿線のそれぞれの糸魚川、小谷村、白馬、一生懸命やっていますが、実際のちょっと長野県と新潟県の関与というか、関わりが薄く感じているような私はイメージがあります。村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） それぞれの県で、なかなかどうしてお答えをしていいか分かりませんけれども、長野県に関しては、積極的に関与いただいているというふうに私は認識をしております。

やはり進捗等があるたびに相談に来ていただけますし、実際の今後の在り方というところで、やはり先ほど酒井議員おっしゃるように、白馬という地域を非常に長野県の中では注目をいただいておりますので、その中で県としても、しっかりと存続に向けた取組をしていきたいという意味を強く感じています。

一方、新潟県のほうですけれども、こちらも決して何か薄いということではないと思うんですが、どうしても自治体としては別の自治体になってしまうというところもあるんですけれども、比較的新潟のほうは、妙高のあちらのエリアのほうの広域というような捉え方をされているので、そこか

らのさらに滞在日数の増加というようなところで、大糸線を使った白馬方面へのアクセスといったような認識があるのかなというようなイメージでありますので、薄いというよりは、少し広域に対する捉え方が違うのかなといった感覚であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。酒井議員。

第5番（酒井洋君） ありがとうございます。村長おっしゃるとおり、どうも新潟県からすると、糸魚川は端っこのほうでございまして、なかなか新潟の県庁からは遠いということもありまして、何か取組が薄いような気がします。

特に、山形のほうと結ぶ米坂線なんて線路は、災害復旧で不通になっていますが、まるっきりJRにあれやれって言ったきり、新潟県何するってこと、一つも言っていないという非常にゆゆしき状態にありますので、ぜひ糸魚川の地域振興局等も含めまして、長野県とともに大糸線存続のために頑張ってくださいように、ぜひぜひお願いしたいというふうに思っているところでございます。

それでは、次の7番目の関係ですが、BRTの関係につきましては、なかなか私どものほうでは難しいかなというようなのが村長のお考えかなと思います。

私も若干、帯同輸送にはという話になると、そこは引っかかるかとございますけれども、ただ、いろんな鉄道存続とか路線存続のためには、やっぱりそういった選択肢もいろいろ検討しながらやっていただくようなことになります。

最終的に、我々が身を切る覚悟があるかということに収まるかと思います。

また、鉄道再生協議会の話等々も聞いていますと、国は頑張る地域を応援するんだということを明確におっしゃっています。これは鉄道に限らず、私は砂防事業なんかも関わってきましたけど、国の皆さん、やっぱり頑張っている地域はちゃんと応援するよってしっかり言っていますので、やはりそういった姿勢を見せることが一番大切かと思いますんで、引き続き、皆さんで大糸線は私たちの鉄道であるということを意識しながら取組を進めていければよろしいかと思いますので、ぜひ村長には先頭立って推し進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番酒井洋議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午後 1時00分

副議長（丸山和之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が質問に立ちますので、議長の代わりに副議長の丸山が議事進行を務めます。

第1番丸山宏充議員の一般質問を許します。第1番丸山宏充議員。

第1番（丸山宏充君） 第1番丸山宏充です。非常に緊張しております。不慣れなものですから、

慣れないのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問の方に入りたいと思います。

私は長年、地元の地域クラブの、スキークラブですが、そちらの方に従事しておりました関係で、これから質問する部活の地域展開についてご質問を早速していきたいと思います。

国は、少子化や教員の長時間勤務の是正を背景に、令和7年度から休日の部活動を段階的に地域に移していく方針を示しています。白馬中学校にはスキーをはじめとする特色のある部活動がありますが、少子化や地域的な条件を踏まえると、持続可能な運営体制を整えることが急務となっています。本村でも過日の丸山村長挨拶で、休日の部活動を令和8年度に、平日の部活動を令和9年度を目標に、準備が整い次第展開していくとのことですが、既に一部の競技では地域展開が完了しており、今後の地域展開についてお伺いをします。

まず、部活動の定義と地域展開との違いをどのように整理されているのか。そして、白馬中学校の現状をどう認識しているのか。併せて、村としての基本方針をいつまでに策定して公表するお考えなのかをお聞きします。

また、地域展開に必要な経費、例えば、指導者の謝金や施設利用料、備品購入費など、財源などをどのように確保していくのか、国や県の補助金を活用するのか、それとも村独自の制度を整えるのかをお伺いします。

そして、これが一番肝腎なところですが、人材確保についてです。スキーのように比較的人材が集まりやすい競技であっても指導者確保は容易ではありません。村が主導して外部指導者の登録制度や研修会を設けることで安定的な人材確保と育成を図るお考えがあるのかをお伺いします。

最後に、少子化で部員数が少ない競技について、近隣の小谷村や大町市などと連携して共同クラブをつくる、あるいは地域で活動する可能性についてお聞きします。村としてもモデルケースを示す考えがあるのかも併せてお伺いします。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 丸山宏充議員からは、部活動の地域展開について5項目のご質問をいただきました。私からは、1点目、4点目、5点目について答弁させていただきます。2点目、3点目については村長からお答えさせていただきます。

まず、1点目の部活動の現状認識と方針についてお答えします。

部活動の定義と地域展開との違いについてですが、部活動は学校教育の一環であり、学習指導要領に位置づけられ、学校施設等で教員が顧問として指導しています。一方、地域展開は地域クラブなどが主体となり、学校外で活動することになります。

当初は、学校や教員の関与はなくなることを想定していましたが、今年5月17日の国の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめによれば、学習指導要領に

触れており、地域クラブ活動は学校外の活動であるものの、教育的意義を有する活動であり、地域クラブと学校との連携が大切とされております。

今後は、国の動向も注視し、学校、村、地域が連携して地域展開を進めていく必要があるものと考えております。

次に、白馬中学部の部活動の現状についてですが、運動部が8部、文化部が2部、計10部あり、うち運動部の1つが現在部員がいなため休止となっています。

部活動では、教員による顧問のほか、外部指導員に協力していただき活動を行なっています。特に、スキー部におきましては、全面的に白馬村スキークラブの協力があり、ほぼ地域展開が完了している状況にありますが、他の部活動については、外部指導者の不足、吹奏楽など文化部においては、学校以外での活動場所など、地域展開を進めていく中で難しい課題が出てきております。

最後に、基本方針についてですが、今年度、白馬中学校部活動地域クラブ移行検討協議会を立ち上げ、地域展開について協議していくこととしています。その中で、基本方針についても協議を行ない、今年度中に策定し公表してまいりたいと考えております。

次に、4点目の人材確保と育成についてであります。

議員ご指摘のとおり、どの部活動においても指導者が不足しています。人材の確保と育成には、学校、村と地域が連携し、多様な人材を活用する体制の構築、指導者の負担を軽減する体制の構築が重要であると思います。

例えば、教員の中にも部活動に携わりたいという教員もおりますし、役場の職員の中でも既に指導者として参加している職員もおります。民間に勤められている方も同様であります。指導をしたいという方が参加しやすい環境整備が重要であると考えております。

その法則としては、外部指導者の登録制度、研修会の開催、指導者の謝金、地域全体への認知度など様々な体制整備に取り組む必要があると考えております。

次に、5点目の広域連携と移行モデルについてであります。議員ご指摘のとおり、特に団体競技においては、今後、白馬村単独でチームをつくるのが困難になってくるものと思われます。広域で活動する可能性は大いにあり、近隣の市町村との連携を密にし、広域な地域連携展開を進めていく必要があると考えております。

また、村としてのモデルケースを示す考えはとのことですが、今後、地域展開を進めていく中で、モデルにできそうなケースが出てくればそのようにしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（丸山和之君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからは、残りの2点について答弁させていただきます。

まず、2点目の財源確保と制度整備についてであります。

最初に、国・県の補助金の活用につきましては、部活動指導員の人件費の補助と地域展開に係る

補助の2つがあり、今年度はその2つの補助制度を活用しております。今後、これらの補助制度は、国が目標として示している年までは継続されるものと想定しており、村としてもこの補助制度を活用して地域展開を進めていく方針であります。

また、地域展開後につきましては、その状況にもよりますが、仮に、現在あるスポーツ少年団や競技スポーツ団体のように、白馬村スポーツ協会に加盟する団体になれば、現在と同様に村やスポーツ協会から補助が受けられるものと考えております。

3点目の施設利用と優遇措置についてですが、地域展開後のクラブ活動が単なる部活動の代替ではなく地域の教育資源として根づくためには、自治体・学校・地域団体が連携した多面的な施策が必要です。中でも、施設の優先利用と減免制度は不可欠であると認識しています。

村の所有するスポーツと文化施設の優先利用については、例えば協和ウィング白馬のアリーナについて、毎週月・水・金の夕方は地域クラブへの優先利用を認めたり、大会やイベント開催時の施設の優先予約を実施する。学校で開放している学校施設の利用に優先権を付与するといったことが考えられ、この3点についてはいずれも実施すべきものと考えています。

また、使用料の減免制度につきましては、地域クラブが活動しやすいように公共施設の使用料減免制度を整備する自治体がほとんどです。本村の現状においても、白馬村公の施設等の使用料減免取扱規則により減免の取扱いを定めており、多くの団体に一定の条件のもと、50%もしくは100%の減免を行なっています。地域展開後のクラブ活動を実施する団体に対してもこの規則を整備して減免を適用することが、地域クラブが持続的に活動できる環境づくりに直結する重要な事項であると認識しています。

以上、丸山宏充議員への答弁といたします。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 根本的なところからちょっとお伺いをいたしますが、先ほど、教育長のほうから、今10部で、休部中、男子バレーボールですか。休部中あるんですが、先ほどお伺いしたスキーを除くと7つ、スポーツと文化系があるんですが、これ地域移行をした後というのは受皿というのは今現在あるんでしょうか、お伺いします。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） お答えします。

現在、特にどこという受皿は決めておりません。今後、協議会がこれから始まりますので、その中で、どういう形がいいのかというところを皆さんで協議しながら最終的に決めていくというような状況でございます。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） まだこれ何にも決まっていないということですけども、令和8年から始

めるに当たって、これやっぱりいつ決めるのかというのははっきりしたほうがいいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

副議長（丸山和之君） 下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 確かに白馬村の場合はちょっと出だしが遅くて、ほかの市町村に比べるとかなり遅くなっているんですけど、それがちょっとデメリットではあるんですが、メリットのところ、結構先行している事例が多数あるということで、いろんなところを参考にできるという状況です。一応今年も先行している自治体、町村レベルなんですけれども、幾つか視察をさせていただきました。その中で、やはり白馬村に合いそうなもの、ちょっとこれは難しいなという事例がございますので、一応それも含めた形でやっていければと思うんですが、やはり令和8年度に、この全部の部を休日に移行するということはまず難しいと思っております。ですので、できるところから順次移行していくということを考えておりますので、まず休日のところになりますけれども、できることを各部とヒアリングをしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） まだ何も決まっていない状況ですので仕方がないと思いますけれども、これは子供たちにとって大事なことで、ぜひ早急に決めていただきたいと思います。

では、次の質問に移ってきたいと思います。

これも根本的なことなんですが、これ地域移行した場合に、どこが責任をとるのでしょうか。事故があった場合とかそういう場合にはどこが責任をとるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） これも地域移行後の状況にもよるんですけども、仮に、今の現状でスポーツ少年団とか競技団体のほうに、スポーツ協会の傘下になるような形になれば、その団体が責任を持ってやるような形になりますし、そうじゃなくて総合型みたいな形でまとまるようなことになれば、今度そのまとめたところが窓口になるような形もありますので、ちょっとそこについては今後のまた協議会の中でのお話になってくるというふうに考えております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これも何も決まっていないということなんですが、これは細かいところなんですが、傷害保険とかいろいろ保険があるんですが、そういうことも地域展開した後は地域クラブさんがしっかり入っていただくということなんでしょうか、お伺いいたします。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。鈴木生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（鈴木広章君） お答えします。

事故が発生した場合となれば、現状であると、学校の災害共済給付金というものがございす。そちらで対応していると思います。

今後、地域移行が仮にされた場合にどういったことが考えられるかといいますと、文部科学省、またスポーツ庁のガイドラインによりますと、スポーツ安全協会が運用するスポーツ安全保険の加入を進めておるところでございす。加入対象も地域クラブに参加する生徒、指導者、また保障内容も現在加入している災害共済と同程度となっておりますので、こういった保険に加入することは想定されるところでございす。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 分かりました。では、次のご質問に移りたいと思います。

これ地域展開とか部活動に欠かせないのは中体連という組織があると思うんですが、これは大会に参加する参加しないということなんですが、先ほど教育長の答弁からちょっと中体連のお話がなかったものですから、その辺の兼ね合いといいますか、関係性についてちょっとご説明をしていただければありがたいです。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） お答えします。

一応国からは中体連の関係はまだ詳細は示されておられません。ただ、5月17日の会議の中で、大会運営とかそういう交通の移動手段とか、そういうものは、こういうものがあるんじゃないかということで示されておまして、基本、今の部活動でいきますと、中体連主催の大会であれば、当然、中体連の役員さん、それから学校の顧問の先生が運営に入るんですけれども、一応国の方で考えられるその示されているものを見れば、一応中体連の役員はそうなんですけれども、地域クラブ、それから保護者の協力が必要だというふうに示されております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 保護者もそうなんですけれども、今現状で中体連主催になると、学校から部活動から外れると大会に参加ができないという話も聞いておりますが、その辺はいかがでしょうか、ご説明をお願いします。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 現在、中体連主催の大会であれば、一応地域クラブ、認定された地域クラブになりますけれども、一応そちらのほうは参加できるような形で通達がされているところですが、一応それ以外の大会については、国の方ではそういうふうに言っておりますけれども、まだ細かいところまで周知されているかどうかというのは、こちらの方ではちょっと分からないという状況です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これ私が調べたところでは、中体連というのは学校に設置された部活動を前提としていますということになっているわけですね。これは、中体連自体がだんだん縮小してきてしまっただけなんですけれども、中学の部活というのは中体連と本当に切っても切れなくて、一番大きい大会は全国中学校大会というのを、それを目指してみんな練習をするわけなんですけれども、今、令和9年度から全国中学校スキー大会というのがだんだん縮小されるということになってきていますよね。特に、スキーもそれに含まれるんですが、令和9年度以降、今、全中は野沢温泉村で開催されているんですが、10年、これでスキーも令和9年以降は全国中学校スキー大会がなくなってしまうと。地域移行して、これ全国中学校大会とかもなくなってくるようでは、どこを目指して地域展開をして部活動をやっていくのかという目標はないと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 議員ご指摘のとおり、中学校の大会、全国大会へつながるような種目については随分限定をされているのが現実でございます。スキーだけではなく、競技団体ごとにブロック大会で終わるとかあるいは県大会で終わるといったような競技も出てきているような話を聞いております。

ただ、子供たちのモチベーション、やる気というか目標を定めるためには、代替になるような大会を運営したいというのがそれぞれの競技団体の目標であります。まだ具体的には定まっておりますけれども、競技団体ごとにそういった子供たちのためにモチベーションを上げる、そういった大会をやっていききたいという要望は聞いております。今のところ、以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これも中体連とかのいろいろ話をするとややこしい話がいろいろありますが、特にスキーなんかは上部団体で長野県スキー連盟、それから全日本スキー連盟があるわけですが、そちらにも登録しなきゃいけない。それから、中体連にも登録しなきゃいけない。これ二重登録をするわけなんですけれども、それによって中体連に登録していなければ全中なり県大会に出れないという建付けになっているわけですね。どこの種目も一緒だと思いますけれども、これ地域展開したらそれが片方なくなってしまうわけで、先ほどから言っているように、大会がなくなる。上部団体の方で大会を考えるということなんですけれども、選手を育成しているのに当たって、それがいいのか悪いのかちょっとまたあれなんですけれども、その辺のお考えはどうか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 確かに、子供たちのやる気、目標、それを促すためにも上部大会あるいは全国大会へつながるようなことは大切だというふうに思います。ですが、今回の地域移行の大きな役割として、やはり教員の働き方改革でありますとか保護者負担の軽減とか、社会情勢の変化に伴

う形で、文科省、スポーツ省が先に立って改革を進めている現状です。

そういう改革を進めている中で、改悪にならないような、子供たちのため、子供たちを中心にした考え方は忘れずに、何らかの形で継続したいというのがやはり多くの指導者から聞いておりますので、私たち地域、村としても、そういった大会に派遣できるようなシステムづくりも今回の協議会の中で検討していきたいと思います。

それにつきましても、保護者負担とかが多くならないような、そんな方策も考えていかなければいけない課題だというふうに考えております。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 答弁ありがとうございました。

それに関連しまして、当村でそういう代替の大会をやるということがあれば村長からお伺いしたいんですが。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 移行までには少しまだ年数が、期間は短いですがある状態ですので、すぐこの冬という話ではないかと思えますけれども、今丸山議員おっしゃるとおり、今後に関してなかなか児童生徒たちが目指すようなものがなくなってくるようなことが本当にあるようであれば、特にスキーに関してはやはりこの村の一番の魅力的なスポーツだというふうに私自身感じておりますので、やはりそれを打ち出している村としては何かしら考えていかなくはいけないというふうに思いますので、もちろん財源等の話がありますけれども、一としてはしっかりとスキー選手が育成していける環境を村が責任を持って整えていく必要があるというふうに感じております。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） ただいま村長から、大変頼もしい答弁をいただきましたので、スキークラブというのも、私、スキークラブってあんまり言っちゃいけないんですけども、関係団体ともまた話して進めてまいりたいと思います。

この質問は以上にしまして、またちょっと根本的なご質問をするんですが、地域展開をして保護者の負担というのはどのくらい増える・減るというのを考えてしょうか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 正直なところ、また見えないところがあるんですけども、多分、保護者の負担は大きくなると思われます。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） ちょっと質問、前後してしまっただんですが、今、部活動で月謝というのはどのくらい取られているんでしょうか。月謝というのがちょっと正しいかどうか分からないですけども、外部コーチが入っている部活も幾つかあると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） ちょっと具体的な資料は今手元にございませんで、課長からまた答えさせていただきますけれども、例えばサッカー、スイミング、それから柔・剣道というような競技団体は、学校の部活ではなく地域クラブみたいな形で部費というか月謝を払って活動しております。その金額をざっと聞きますと、本当5,000円から1万円くらいの月謝の中で、外部コーチの謝金であるとかグラウンドの費用とかそういう負担をしている話は聞いております。

ただ、やはり種目ごと、団体ごとによって組織も異なりますし、予算も異なりますので、はっきり今言えませんが、部活についてはまた課長の方からお答えさせていただきます。

副議長（丸山和之君） 下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 部活動につきましては、一応月謝はないということで聞いてございます。ただ、消耗品につきましては、皆さんがお金出し合って買っているような状況だと思います。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 分かりました。じゃ、またいろいろ分かり次第また教えていただければありがたいと思います。

一番肝腎な人材確保についてちょっとお伺いしますが、先ほどの答弁だとちょっと曖昧なところがありましたので、本当にどのようにこの人材というのを確保していくのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 先ほどの答弁の中でも言いましたけれども、人材確保というのが大きな課題であることは間違いないです。競技団体にそれぞれコーチ資格を持った方あるいは審判資格を持った方がおります。そういった競技団体を通じまして、子供たちの指導をやっていただだけませんかというような問合せを今しているような状況です。

団体によっては、比較的仕事の融通が利く方がやってくれるような活動もあるというふうに聞いております。取りあえず、休日、土日、どちらかの形をできるような形ですが、平日放課後といいますと4時、6時ぐらいの間、出てきて子供たちの指導をするというのがなかなか現実的には難しい状況でありますので、先ほど言った協議会の中でそういったことをどうするか、謝金も含めて検討するような運びになっております。今のところ以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） 私も数十年前、二十五、六年前ですか、コーチをやっていた経験があるんですが、その当時は村の景気もよくて、うちの旅館もお客さん入っていたので、私1人、1年中抜けていても大丈夫な状況だったんですが、今、スキーに関してでも、宿をやっているコーチをやっているという人が多いんですが、それでも今インバウンドが増えているんですが、宿をお手伝いしてくれる人がいないということで、なかなか平日、休日出してくれる人が少ないのが現状です。これ

は本当に、スキーでさえ本当に集まらない状況で、これに部活であるバレーボールとかバスケットボールとか、そんなに村の中に人材がいるのかなとちょっと疑問視もあるんですが、その辺、本当に大変だと思うんですが、これから高齢化社会に向かって若い人がまたなかなかいなくなって、これどこも同じだと思うんですが、そういうときに、これ外部から、村外から呼ぶのか県外から呼ぶのか、いろいろあると思うんですが、そういうこともお考えでしょうか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 各市町村の教育委員会では、やはり特に隣接した市町村につきましては、一緒に部活というような地域展開を予定しておりますので、その中で指導者がいればやっていただければという話をしています。具体的には小谷村とか大町市の体育協会あるいは教育委員会と、指導者部分についての情報交換は現在もしております。そんな状況です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これからお子さんが減ってくるので部活も減ってくる可能性があるんですが、これ部活が増えたらどうするんでしょうか。これ、今ほかにやりたいというお子さんが出たら、ほかにも部活を増やして、やれる余裕が今この村にあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 今、中学校の部活動の方針でいきますと、これ以上部活の種類を増やす予定はございません。やはり、今後地域展開、地域クラブに移行しなければいけないので、これ以上種類といいますか、増やしてしまうとそちらの方の移行が結構また遅くなってしまうというところもありますし、今の部活の種類だけでもちょっと手いっぱいという状況でございます。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これ一番大変なところですので、柔軟に対応していただいて、子供たちのためですのでやっていただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。これ広域連携についてなんですが、今スキーでもジャンプなんかは四、五人しか選手はいないんです。現状は、小谷村のジャンプの選手とやっている現状があるんですが、具体的にこれから地域展開をしていく中で、そういう計画はございますでしょうか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 教育長の答弁のところと同じなんですけれども、やはり団体種目においては白馬村で単独でチームを出すということが今後かなり厳しくなってくると思います。今、団体スポーツでできたとしても、今後はやはりそこに入ってくれるお子さんといいますか、生徒・児童がいなくなる可能性が大きいので、やはりそこら辺も見据えて、近隣の市町村と連携を取って、広域連携みたいな形でやる必要があると思いますし、また地域クラブに移行した後であったとしてもやはり広域で行なうような形になってくるかと思っていますので、そこら辺も視野に入れて

今後連携を取れていけたらなというふうに思っております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これから本当に子供さん少なくなっていくしますので、これ近隣との連携というのは本当に重要だと思いますので、こちらも慎重に子供たちのために進めていっていただきたいと思います。

既に、地域展開が済んでいるサッカーですとか水泳だとか、それからスキーなんかの運営事例がありますので、そういうところを模範として、モデルのような、つくっていくような考えはありますでしょうか、伺います。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。下川教育課長。

教育課長（下川浩毅君） 既に地域展開が済んでいる地域クラブの状況もぜひお聞きしまして、そこを参考にしていきたいというふうに考えております。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山宏充君） これで質問のほうを終わらせていただきますが、本当に子供たちのためですので、本当にしゃくし定規で考えないでいただいて、本当に柔軟にこれから考えて、やっていっていただいてというのをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（丸山和之君） 質問がありませんので、第1番丸山宏充議員の一般質問を終結いたします。ただいまから1時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時50分

副議長（丸山和之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番太田伸子議員の一般質問を許します。第11番太田伸子議員。

第11番（太田伸子君） 第11番太田伸子でございます。この定例会の最後の一般質問であります。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

村では、今後10年間のまちづくりの指針となる、白馬村第6次総合計画・総合戦略を策定しています。白馬村の土地価格の上昇率が話題になり、他地域の方々から白馬は好景気と言われることも多々あります。しかし、実際に村民の皆様にはその実感があるのでしょうか。移住・定住施策においても、行政も悩ましいところもあると思います。最近、村民の皆様から住みにくくなったな、特に高齢の方からはそういう声をよく聞きます。そこで、高齢社会を迎える白馬村の住みやすく優しい村民サービスについて、伺います。

1点目、昨年からはまった新たな交通システム、白馬デマンドタクシーふれAⅠ号の実績と課題、昨年度からはまっておりますので、今年度から改善した点、また現在、自宅前での乗降を希望されている方の数を伺います。

2点目、今年の冬の白馬の降雪は、これまでの雪の降り方とは違う、集中した重い雪でありました。また、大風も吹き、建物も相当な被害がありました。この夏は猛暑による熱中症対策を、防災無線でも呼びかけているところでもあります。冬は雪が多く、夏は熱く、高齢者の方々の外出の機会が減り、人との触れ合いが少なくなってきました。人と会話することということは、認知症予防にもつながると聞いています。各家庭でエアコンなどを使用して各家で閉じこもるよりも、空調を整えた広い空間で、高齢者だけでなく、村民誰もが集まれる、集える環境の場を提供するというようなことのお考えはないか、伺います。

3番目に、村内温浴施設の入浴料助成金というか、補助金の制度があるということを聞きました。今年度の助成申請の方法、また利用券交付対象者、昨年度の交付実績、利用実績を伺います。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太田議長からは、住みやすく優しい村づくりについて、3項目のご質問を頂きましたので、順次お答えしてまいります。

まず1点目の、白馬デマンドタクシーふれA I号についてのご質問にお答えします。

初めに、令和6年度の運行実績における主要な数値についてご説明しますが、毎回議会において関心が高い質問項目となっていますので、実績については少し長い説明になりますが、ご了承ください。昨年度中の白馬デマンドタクシー全体のアプリ登録者数の合計は9,530人、登録者の約46%が外国人登録者で、これはナイトデマンドタクシーも含むものになります。

次に、昼間のふれA I号の乗車予約が完了した件数は1万3,664件、乗車人数は1万7,504人です。また、別予約と同一車内で同乗した相乗り率は約45%、1日当たりにすると、平均乗車予約完了件数は36件、平均乗車人数は47人です。また、予約件数と完了人数が最も多かった日は12月29日水曜日で、予約件数64件、乗車人数123人でした。

次に、ふれA I号の予約状況の詳細について見てみますと、いずれも1日当たりの平均値で、移動完了件数が37件、配車不成立件数が52件、乗車キャンセル件数が32件、乗車不在が2件という実績です。また特筆すべきは、12月上旬までの配車不成立はほとんどない状況でありましたが、12月中旬以降の利用者の増加に伴い、配車不成立件数が急増したことが明らかとなっています。参考までに、ナイトデマンドの同様の実績値は移動完了件数59件、配車不成立件数201件、乗車キャンセル件数115件、乗車不在5件でありました。

次に、時間帯別の配車不成立について見てみますと、16時台、これは16時から15時までを指しますが、他の時間帯に比べ、突出して多いことが分かりました。移動時間については、平均移動時間は10.3分、移動時間の最長は17.5分、最短は4.9分でした。待ち時間については、平均待ち時間は5.7分、待ち時間の最長は23.4分、待ち時間が発生しなかったケースもありました。

最後に、その他の実績としまして、デジタル定期券とサービス満足度について触れておきます。

ふれA I 号には、1日乗り放題券、価格1,000円と、1か月定期券、価格5,000円の2種類があり、合計44人がこれらを購入、内1か月定期券を購入した方は33人、1日乗り放題券は11人でした。

サービス満足度については、ふれA I 号、ナイトデマンドを問わず、アプリ予約者からは1乗車ごとにデマンドタクシーの満足度調査を実施していますが、調査項目は待ち時間、配車時間、移動時間、乗車時間、時間どおりの運転など、11項目を設定し、星一つから五つで評価していただきました。回答があった150件の全体項目を踏まえた総合評価では、星5つの最高評価が80%でございました。昨年度の運行実績については、以上であります。

次に、1年間の実績データから見えてきた課題感や解決策等について、お答えします。

ふれA I 号では自宅前乗降の申請登録、いわゆるドア・ツー・ドアを可能にしたことで、これまでの旧ふれA I 号を利用していた方からの問合せやクレームといったことはほぼなくなりましたが、料金メリットや予約運行システムの効率化を図るための専用アプリを使用するという、目指すべきオンデマンド交通への移行という面で、あるべき姿が実現されていないことは大きな課題の一つといえます。

この点について、情報通信技術を利用できる人とできない人との間に生じる情報格差や、情報技術を役立てるための方策の検討と、施策の展開が必要だと考えています。なお、8月末時点の自宅前乗降車の登録者は、244名です。また、乗車需要と予約関係の状況から見ると、冬のハイシーズン突入前の期間需要にはほぼ対応できているものの、12月中旬以降は観光客の増加に伴い、ふれA I 号全体の利用者数が増加し、予約が困難、あるいは配車不成立が多発しています。

一方で、現状の運行体系から見ると、確保できる車両台数やドライバー数には限界があります。こうした状況を踏まえつつ、この10月から、平日のふれA I 号には住民電話予約受付車専用車両を確保するためのシステム改修を行なうことで、この冬からの課題軽減を図りたいと考えており、本定例会の補正予算案にも関連予算を計上してありますので、ご審議をお願いします。

また、16時台の配車不成立が多いことへの対策については、運行委託事業者へドライバーの運転シフトを変更、調整することの依頼を実施済みですので、こちらは今後の実績データを検証いたします。ナイトデマンド関係については、先ほど答弁したアプリ予約者からの満足度調査結果のとおり、交通システム全体について、ある程度の好評価を頂いておりますが、引き続き、通年型マウンテンリゾートにふさわしい村内の移動交通手段の整備、拡充に取り組んでまいります。

次に、2点目の、村民誰もが集える環境の場を提供する考えはないかとのことご質問ですが、空調設備を整えた村民誰もが集える環境の場といたしましては、一昨日の招集の挨拶でも申し上げましたとおり、この夏、村内4か所をクーリングシェルターとして指定し、ご活用いただいております。また、保健福祉ふれあいセンターにつきましても、全館の空調設備工事が完了したことから、今後は村民の皆様の交流場としての活用方法を検討してまいりたいと考えております。

さらに、現在建設を進めております新子育て支援施設につきましては、子どもや子育て世帯に限らず、地域の幅広い世代の方々が気軽に集い、交流できるコミュニティースペースとなるよう、実施設設計を進めております。具体的には、実習や交流など、多様な用途に活用できるフリースペースや多目的室を設け、世代を超えた触れ合いを育む場とする予定であります。加えて、雄大な北アルプスの山岳景観を生かした配置計画により、村民の皆様が心地よくくつろげる空間作りとなるよう、作業を進めております。この新施設が他世代の交流と支え合いの拠点として機能することにより、太田議長がお示しの村民誰もが集える環境の場の実現に、大きく寄与するものと考えております。

最後に3点目の、村内温浴施設の入浴料金助成に関するご質問にお答えします。

まずこの助成に関しては、白馬村温浴施設利用高齢者等助成事業実施要綱として規定しており、今年度の申請方法につきましては、住所・氏名・生年月日をご記入いただいた申請書を健康福祉課窓口にご提出いただくか、郵送による申請を受け付けております。併せて、今年度からは、白馬村公式LINEによる申請も可能といたしました。

次に、利用助成券の交付対象者につきましては、白馬村に住民票を有する満65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方、独り親家庭の小学生以下の方であり、これらの方が属する世帯において、村税や上下水道料金等の滞納がないことを条件としており、白馬村温浴施設利用助成券を交付するものです。なお、利用券の交付枚数は、1人1年度につき12枚とし、年度途中での申請があったときは、申請した月を含め申請年度の残りの月数に1枚の割合で交付することとしています。また、昨年度の交付実績と利用状況でございますが、829名の助成対象者に対し、9,728枚の利用助成券を交付し、そのうち4,133枚が実際に利用されました。

以上、太田議長のご質問への答弁といたします。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） まず初めに、ふれAI号のほうから伺っていきたいと思います。ホームページを見させていただいて、ふれAI号の運行時間とかの運行状況というものをプリントアウトさせていただきました。それがね、これすごい小さい字なんですよね。画面で見るとすれば、画面を大きくすればいいでしょうけれども、高齢者が一番使う公共交通だと、私は認識しています。

今の村長の答弁の中でも、夏場というか12月以降に不成立が多いというのは、外国の方が見えたり、それからスキー観光客の方の増えている頃に、デマンドのこのふれAI号を使っているんで、成立しにくくなっている。平常時というか、普段はそんなに不成立にならずに、使用していただいているというところがあります。

ですので、私はこの自宅での乗降をご希望されている方のことに関して、伺いたいと思います。お聞きしますと、電話で申し込まなければ自宅前の方は来ていただけない。それはしょうがないと思うんですけども、その方々は270円という割引、これ65歳の方とかってありますけれども、1回券、回数券が10枚セットで270円で、2,700円っていうところ、普通、回数券って

10枚つづりというか、10枚買うと11枚ついていたりとかというところがあると思うんですけども、これは全く割引がなく、10枚で2,700円というところのお考えを伺いたいと思います。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 今ご質問がありました回数券について、お答えいたします。

昨年までのふれA I号については、回数券、乗車券が1回300円で、回数券は11枚セットで、3,000円で販売をさせていただいて、1回分の乗車分がお得になるという形で行なっておりました。今回につきましては、もう既に高齢者であるというところで、通常300円の乗車券が270円という形で販売されておりますので、回数券につきましても割引という形ではなく、通常どおりの10回で2,700円という形で販売をさせていただいております、去年と割引率というところでは同じような状況になっているかと思います。

基本的には、そのアプリをできるだけご利用いただきたいというところがありますので、アプリで乗っていただく方には、高齢者の割引プラスアプリの割引という形で、さらに割引ができるような形になっておりますが、通常の乗車券につきましては、10回で2,700円という形で販売をさせていただいております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうから考え方の補足というところで、割引の金額に関しては、今、課長から申し上げたとおりですが、この回数券に関しましては、やはり当初現金のみという形で、非常にそれが不便だという声がありましたので、そうしたところのお声に対応して、回数券で1回ずつもいで使えるような形のほうが、手間が省けるというところのご意見がありましたので、それを反映したというところになります。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今、村長がおっしゃったように、今まで65歳以上で自宅前の方が1回利用するのに、現金で、65歳以上の方ってやっぱり私たちもそうですけれども、手も痛かったりなんかして、270円握っていて、さて乗るかっていったら落としてしまったとかいろんなこと、また冬っていうか寒くなれば、お金も冷たかったりとかっていう、いろんなことも伺いました。ですので、270円の回数券を10枚買っておけば、すごくいい考え方だな、考えていただいたなっていうところまではいいんですけども。

先ほどおっしゃったように、アプリを推奨したいというところもあるというところですが、自宅前の方は、アプリは使わないんですよ。電話でしか予約ができない。電話の人は、アプリ決済はできなくて、現金決済であるというところで、すごく矛盾があって、そこへ持ってきて270円の回数券を印刷で作るのであれば、アプリの1か月5,000円という定期制度みたいなものをで

きるのであれば、270円の回数券を作るのともう一つ、私は3,000円なり5,000円なりの回数、ごめんなさい、定期券を作っていただいて、電話の方も自分たちの使われる鞆にどっかにこう引っ付けておけば、運転手さんなりが見ていただいて、そうすれば1か月細かいお金を用意しなくても、回数券を用意しなくても利用していただけるのではないかな。

これは昨年度の12月の、私は一般質問でも提案させていただいて、ご検討いただきたいという願いをしたんです。その後に回数券ができたっていうところ、その辺の考え方をお伺いいたします。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 議長から、12月のところでいわゆるデジタルではない方たちにも定期券というお話、ご意見を頂いたことは、私たちも承知しており、現在もそれに関しては検討をしているところでございます。

今回のこのデマンドタクシーなんですけれども、一つ前の丸山議員の質問の中にもありましたけれども、これから人口減少社会が到来する中で、なかなか運転手確保も難しくなっていく中で、できるだけちゃんと今の運行体系を存続していくためにも、どうしてもある程度デジタルに頼っていかなくちゃいけないことがある中でも、ちゃんとデジタルに対応ができない人たちへの配慮を忘れないように運行していくというところを、今、私たちも模索しているところなんですけれども。

この定期券に関しましても、まずは一旦回数券が欲しいという需要を今回、何とか満たすことができましたので、一番今この中で課題になっているのが、観光客の多い時期になると、いわゆる普段電話で予約している方たちがなかなか使えなくなる、まずこれを最優先で解決したいということで、この10月から電話予約の方たちと切り分ける形を取りたいと思います。

その先に、今議長のおっしゃったこの定期券については、ぜひ実現していきたいと思いますので、どうしてもこうデジタルのシステムを改修する中で、いろいろ相手とのやり取りがある中で順序というか、一度に全部進められない部分もあったり、少し試行錯誤しながら、実際にそれでドライバーさんが対応できるのかなっていったところを、様子を見なくてはいけないところもありますので、頂いた、おっしゃっている意見はもうそのとおりでと思いますので、私たちも一日も早く、そうした定期券にもデジタルでない形で対応できるように、取り組んでいきたいと思います。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ぜひお願いしたいと思います。回数券を作るより、私は定期券を作るほうが楽だと思いますし、また一つ一つの業務が大変滞るようなことのないように、ぜひお願いしたいと思います。

先ほど8月に、自宅前の乗降希望を希望されている方が、村内で244名の方がいらっしゃるところです。それでこの補正が認められれば、10月以降、この電話予約の方専用のデマンド

タクシーが1台できるということは、冬の間もそのように考えてよろしいのでしょうか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

現在のところ、電話予約のほうをむしろ2台というような考えでおります。というのが、これまで1年半実際に運行をする中で、2台あれば電話予約の方に対応できるであろうというところが見えてまいりましたので、2と1に分けるような方法で考えております。ただ、これも今度、いわゆるアプリ予約のほうで1になった場合に、そちらが足りないというようなことも出てくるといいますけれども、まずは私たちとしてはこの電話予約をして、普段からご利用いただいている方たちが、間違いなく乗れる体制というのを作りたいと思っていますので、今のところ2台というような予定で考えております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 現在、このデマンドタクシーは村内3台で運行されていたと思うんですけども、そうすると10月以降は4台で運行されるというところでしょうか。確認します。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。山岸観光課長。

観光課長（山岸大祐君） お答えします。

ふれAI号については、年間3台運行で運行しますので、台数が増えるということではありません。ただし、平日の予約については、今3台運行している分のうちの2台を電話予約者専用の車両として運行するということで、2台と1台に分けて運行すると、これを通年間やっていく。これは10月から始めたいというふうに考えています。

以上です。

副議長（丸山和之君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 補足します。週末は3台全部がアプリも対応するというのは、システムが取れないかということです。というのが、平日ご利用されている方たちは、週末にはほぼ利用していないという実態が見えておりますので、ただ土日でも利用されている方は電話で予約を金曜日のうちに、数日前から予約可能ですけど、しといていただいて、その3台が今度の一つの、今までどおりのAIが計算するような中で、土日祝日に関しては動くようなことを今考えておりますので。

特にグリーンシーズンに関しては、現在も週末にお客さんが多く集中するという傾向があるので、これでいけるかなと思っているんですが、おそらくですけども、12月に入るとその1台のほうだけでは、いわゆる観光需要には追いつかないかなというふうには思っております。これに関しては、どういう対策をしていくかというのはこれからなんですけれども、やはり財源のことを考えた場合には、観光客の方が利用するのに、住民の皆さんから頂いているものをどんどんそっちにつけて、増やしていった方がいいのかというところは、やはり私もそうすべきでないかと今考えておりますの

で、今後、宿泊税等の導入が始まって、財源が確保できていくことになれば、そういったところをさらに増やしていくことも可能ですし、もし予算措置がうまくできれば、少しその宿泊税の、前借りという言い方おかしいかもしれないですけど、いわゆるオーバーツーリズムみたいなことが生じないように、少し前倒しでその部分に財源を充てるといったことも、今後は考えられると思います。一旦は今3台の中で、平日2台、週末は3台が今までどおりのシステムというようなところで、検討をしております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ぜひ、このふれAI号の話なんですけれども、そもそもが観光のナイトデマンドタクシーと昼間のデマンドタクシーというんですか、村民が使っていたのを一緒にして、夜のナイトデマンドタクシーがあるところからの発想で、観光課の皆さんにお世話を頂きながら、平日の村民も使えるAI号、これどちらがどちらっていうのは言えないと思うんです。ただ、365日運行をしますという、この触れ込みからいくと、365日住んでいるのは村民ですので、まずは村民目線を考えていただきたい。

それから12月以降にいろんな方がお見えになったときに、やはり高齢者の方はなるべく私は運転するのをしていただきたくないと思うのは、皆さんの運転マナーがどういうものなのか。皆さんがいけないとは言わないですけども、やっぱり荒い運転手の方が。それから右側通行、左側通行、それが国によって違うところからの交通事故とかも冬は多いですので、そういうときには、村民の皆さんがこういうふれAI号で移動でき、でもどっちにしてもアプリを利用できない方は5時までしか使えませんので、その方を優先して、外に出られることが支障のないように、ぜひお願いしたいと思います。

次に、先ほど村長の答弁の中でありました、皆さんが集える場所というところに移っていきたいと思います。これは、やはりこの7月の広報はくばに載っていたんですけども、このときは3か所、クーリングシェルターが認定しましたというのが出ているんです。3か所というのがふれあいセンターと、それからデリシアとAコープです。ごめんなさい、ふれあいセンターじゃなくて図書館です、3か所。そこにビッグが加わって4か所、クーリングシェルター。

ちょっと意味が分からなくて考えてみたら、あんまり暑いから涼みに行こうっていう感じでお買物に出たり、図書館に行ったり。でもこういうところって、くつろげないですね。私の言う皆さんが集えるところっていうのは、涼しくしておいて、みんなで何か持ち寄ったりして、話をしたりして、安らぎを4時ぐらいまでっていうところでもあります。村長は、私たちも子育て支援センターに作っていただける、皆さん、それは教育長からも計画も入れていますというところも聞いています。ただ、それは来年の話であって、もう少し身近に、また冬も少し暖かくしたような場所っていうところのお考えはないでしょうか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おっしゃるとおり、いわゆる新子育て支援施設でありますと、もう少し先になってしまいますので、当面のところというところで言いますと、既にこの夏も相当暑かったですし、また冬も寒くなることが予想されますので、先ほど課長答弁で申しましたとおり、ふれあいセンター、今回、皆様にご予算を認めいただいて冷房施設完備できましたので、ちょっとこれで子育て支援ルームのお引越しみたいなところもありますので、使い方に関しては担当課ともう少し精査はしたいと思いますけれども、取り急ぎという言い方をしてしまうと良くないかもしれませんが、まずはそこで議長のおっしゃるような機能が果たせないかというところをしっかりと研究して、一日も早く実行に移していければというふうに思います。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ずれるっていうことはないと思うんですけども、私は先ほどから教育長なり、子育て支援センターの話については、今、壊してもらっている、壊してもらっているという言い方はおかしい、壊し始めた、やはり前の建物でしたので、アスベストがあつて、費用もかかってきた。私たちはあそこに、私たちの前の議会では、あそこが最適ではないか。そこにぜひ早く作ってもらって、特に子育て支援センターはもう建物の老朽化も来ているし、早くというふうにして決めたわけです。

だからそういうところには、今呼んでいるのが「新子育て支援センター」ですけども、また呼び方を変えていただくか、また子育て支援センターでもいいんですけども、その村民が何かしら集えるような考え方の場所というところを考えていただきたいと思うんです。本日のように、外が雨降っていたり、曇ってきたり、今、白馬は朝夕涼しくなってきたんですけども、これまた晴れたらもうクラクラするような暑さなんです。

私や村長もご一緒させていただくときに、冬から春になってマレットゴルフとか、皆さん高齢の方がお集まりになるときに、4月より5月、5月より6月、みんなやっぱりと対話をするというところが、すごく元気が出てきます。また皆さんも、そういう方たちも、どこかで話をしたいというふう考えているんです。ですので、ぜひそういうところの考え方をしていただきたい。そうすると、子育てと一緒にその高齢者が交わるというところも、若い英気を養うというところがあると思うんですけども、教育長、その辺のところ皆さんどんなふうにお考えになっていますか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 先ほどの村長の答弁にもございましたけれども、新子育て施設の中には多目的スペースとしまして、多くの世代、多世代が集まるようなコミュニティースペースを用意する準備をしております。設計業者ともその辺を細かく打ち合わせする中で、景観であるとか環境、それから子育て施設と併設しながらも、老人の方々も一緒になってできるような、そんな理想的なスペースを考えていますので、また皆さんから多々意見をもらう中で決めていきたいというふうに考

えております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第 11 番（太田伸子君） ぜひ、くれぐれもデザインに走ることなく、機能的に広く、使いやすいものにしていただきたいなと思います。外観とかそういうのは特にシンプルに、また雪のことも考えたデザインというか、建築にして、後々のメンテナンスのないようなものをお願いしたいと思います。

私が今回議長になっているにもかかわらず、なって2回目に一般質問をさせていただいたのは、この次の温泉施設の利用券のことであります。ぜひよろしくをお願いしたいと思います。65歳以上、先ほどの村長の答弁の中でもありましたが、高齢者の方々は温浴に伴う外出機会を増やすことで介護予防につなげ、在宅福祉の充実を図るため、温浴施設の利用料金に対して助成を行なっていますという助成であります。とてもありがたいことです。

これ前からあったそうなんですけれども、議会に出ているながら、あることは分かっていたんですけれども、私はまだ若いつもりで申請していませんでした。しっかりと資格はあったんですけれども、不覚でした。今回、いろんな方からちょっとお話を聞いて、じゃあ私も申請してみようと思いました。それで、私は5月1日に申請させていただきました。5月1日に申請して、申請すれば先ほど来、滞納がないとか、水道料のこととかも審査していただいて、送ってきていただいたら、私は5月の申請でしたので、送ってきたのが11枚なんです。ここにも書いてあります。年度中の場合は、申請した月も含め、残りの月数に1枚の割合で交付します。これ1枚400円なんです。送ってきたら11枚、これ5月に申請して11枚、どうしてこの月数で12枚というふうになっているのでしょうか。伺います。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 温泉券について、お答えします。

今現在は、太田議員が申しましたように、月1枚を12か月という形で、お1人年度初めに申請をさせていただいた方については12枚、申し込んだ月によって月1枚という計算でさせていただいております。実際には、昨年827名の方、お申し込みを今年度していただいているわけですが、4月中までにお申し込みを頂いているのが766名ということで、92%の方は4月ぐらいまでにお申し込みを頂いています。

そのほか、12枚丸々お渡しができない、現在していない方につきましては、太田議員さんが申しましたように、年度途中のという方で転入された方もいますし、その時期になってお申し込みをされたという方で、その方が大体8%ぐらいという形になっております。基本的には、そういう形の計算方法でやらせていただいておりますが、今後ちょっと年度途中でお申し込みをされた方にも、12枚の利用券をお渡しする形にしたほうがいいのかどうかという点については、検討させていた

だけたらというふうに思っております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 工藤課長にいろいろ言うの、私は本当に心苦しくて、あまり申し訳ないと思うんです。今の誰が決めたのかとかね、いろんなことを、これ前からそうだと思うんです。私も意地が悪いので、5月1日、わざと4月に知ったんですけれども、5月1日に申し込んでみました。そうすると、こういうかわいい券が送られてきたんです。

もう1枚、これ6枚ですからね、これもう1枚こうあったんで、ちょっとみんなに見せてばらばらになっちゃったんだけど、こういうふうになって。ここ1枚削ってあったんです。それはそうです。4月ではなく5月に申し込んでいますから。でも、これって役場の、これ複写できないいい紙を使っていたいて、もちろんそうです。その人だけのために、私の名前も入れていただき。

でも、これ課長に言っているんじゃないんです。こちらの方々に言うんですけど、8月31日まで有効期限があるんです。それなら何も1か月1枚の考え方はいいですけれども、3月まであるなら別に1枚わざわざ、申し訳ないけど、言葉悪いんですけど、ちぎって送ってこられた。これが7月ならば、これ何枚か切るわけです。この紙はどうしたんですか、捨てるんですよ。捨てるなら渡してくれても別にいいのではないかと思うんですけれども、村長、お考え伺います。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） すみません。今、太田議員のほうから、太田議員もこの制度は知りながら、初めてお使いになられたという話を聞いたんですが、私もすみません。この件に関しては、今回、太田議員からこうして一般質問があるまでは、詳細は把握しておりませんでした。申し訳ありません。

今回いい機会でご質問いただきましたので、私のほうでも過去の経緯等を調べさせていただいて、月にしたのはそれなりの理由があったりですとか、印刷のほうも少し予算の関係を見ると、確かに皆さん、使用のほうを見ると、実は4月に申し込んでいて、そのまま使用していない方が32%いらっしゃるというような結果も出ていますので、そうした中で印刷のことを考えて、今後12つてやると、ちょっと今よりは予算的にもかかってしまうようなところが見えてきているところもあるんですけれども。

ただそうやっても議長おっしゃるように、やはりそうしたニーズがあるといったところ、またこれは高齢者に限った件ではありませんけれども、今回、高齢者の福祉がというところをテーマにされておりまして、やはり社会の大切な一部を担っていただいて、地域にとっても文化の継承等にも非常に重要な、高齢者の皆様の健康増進というところは、村としても今後しっかり考えていかなくてはいけないところでございますので、ご意見としてしっかり承って、今後の在り方というか、方策を考えたいと思います。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君） 嫌味で言ったりしているわけではないんです。それで村長さっきおっしゃったんですけれども、４月に申し込む、もちろん制度を知っているのに、４月に申し込まれていない方でもこの１２枚使い切っていない方が３０％ほどいらっしゃる。これね１２枚あって、考え方として月に１回温泉に入っていて、痛いところを治していただければ、癒してもらえばっていう、村のとっても私はいい助成だと思うんです。

ただ、先ほどデマンドでもありましたけれども、１２月以降に村の温泉施設に、なかなか村の中の高齢者の方が行こうという気にはならないと思うんです。ただこれ１か月に１回しか使えないわけではなく、３月３１日までならこれ何回も、何回もというか１枚ですけれども、５日間毎日通ってもいいようになっている券じゃないですか。それであれば、もうぜひ１２枚出していただきたいっていうので、もう１点甘えてお願いがしたいのは、高齢者がこの券を使っていきたいんですけれども、１人で行ける高齢者だけではないと思うんです。お友達と行ける、それからこの利用できる場所に私の名前が書いてあります、これは。

でも私がお友達と、じゃあ今日温泉に行こうじゃないかと、私、この助成券持っているから、これで私の分と一緒に行きましょうよって誘っても、私は個人に特定しなくても１２枚使ってしまうと、もう私はこの券を利用できないんですから、先ほど村長がおっしゃった４月に１２枚全部出しても、３０％の方が全部利用できていないっていうのであれば、ぜひそういう使い方もできるようにしていただきたいと思うんですけれども、どうお考えになりますか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太田議員おっしゃるとおり、より多くの方に使っていただけるという視点は、おっしゃるとおりだというふうに思っております。一方で、先ほど答弁の中でも申し上げたとおり、発行にも要件がどうしてもあるというところがありますので、そこを皆さんが満たしていればいいのかないところもあるんですけれども。公平性の観点といったところも、一方で必要になるかなというふうに思いますので、今頂いたご意見を参考にしながら、その公平性との兼ね合いというところを勘案しながら、検討していきたいというふうに思います。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第１１番（太田伸子君） 村長のおっしゃっているその要件を満たしている人っていうのは、これを送ってきた人間は満たしているんです。村長がおっしゃるのは、一緒に行った人が満たしていない人がこの券を使うっていうところが、いかがなものかという多分考え方だと思うんですけれども。これも、こういう言い方はいけないですけど、１か月１枚の４００円の券を村民同士の中で友達同士で使いたいっていう、もう少し寛大な心を持った利用の仕方ができるように、ぜひお願いしたいと思います。

これは高齢者の方、また障がいのある方、また独り親家庭の小学生の方、ほぼこれ高齢者なんで

すよね。高齢者にいろんな要件を満たさないと出ない、この利用券1人12枚ってことは、4,800円です。それぐらいの助成っていうのは、ぜひ子どもにも今優しい村になっています。村としても高齢者にも35%以上になってきたという、65歳以上が35%以上っていうところを考えていただければ、今回、村長が今まで知らなかった、そうです、村長、お若いですから、こんな制度は分からないでしょうけれども、ぜひもうちょっと考えていただきたいんですけども、どのようにお考えになりますか。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） これから、いわゆる今回の一般質問の趣旨であります、高齢社会を迎えるということは、もうそのとおりでありますし、高齢者の皆さんが健康で生き生きと暮らせる村づくりというのは、非常に重要な、私たちにとっても地域が存続していく、また持続可能な社会を作り上げる上で大切な項目だと思っておりますので、今いただいたご意見はしっかりと受け止めて、できる対応を考えていきたいというふうに思います。

前回も議長の一般質問では、高齢者に優しい村づくりをというところで、私も本当に若い若い言われますけれども、長野県内では今私の下に7人ぐらい首長もいたりして、自分自身ももちろん若くないのも承知してますし、年々体力の衰えも感じておりますので、そうしたところをしっかりと寄り添える村づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、しっかりと頂いたご意見を反映できるよう努力してまいります。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 私が高齢になってきたから、高齢者のことばかりを言うのではないんです。高齢者の方が元気であれば、孫たちの面倒も見られる。面倒を見れば、その孫のお父さん、お母さん、子どもたちですけれども、しっかりと働ける。村の中でというところでもあります。

私たち今回一般質問させていただきましたけれども、この4月に改選があつて、11名という、いろんなところで言われる、村始まって以来の欠員が出たという議会であります。そこはしっかりと議員の中も自覚を持って、何を言われても、私たちが自信を持って議会を運営しているんだというふうに、私は進めていきたいなというふうに思っているところです。ただ村だけが頑張っても駄目ですし、それから今国がどんどん新しいことがいっぱい出てきています。

私たちも3月に聞いたことが、今ここで違う話になっていたり、また農業者の方々のいろんな話を聞きましても、この気候変動で変わってきている。もう村の中どこ見たって、いろんなことが今までどおりに考えたとおりに行くってことがないんです。だから、私たちはしっかりと行政と議会と反発する、同じ方向を向く、それはいろんな話合いの中で作っていかなければいけないというふうに思っているんです。

村長は、今おっしゃいましたが、村長も大分年齢重ねてきたとおっしゃいますが、これから高齢

者に向かってどういうふうな村づくりをしていきたいか。これは一般質問から沿ってないと言われるかもしれませんが、やはり住みやすい優しい村にしていきたいというところについての相対的な考えを伺います。

副議長（丸山和之君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） すごく相対的というところというと、漠然とした表現になってしまうので、先ほども言ったようないつまでも元気で生き生きと、生きがいを持って住み続けられる地域づくりという言い方になってしまいますけれども、それだとあまりに漠然としておりますので、いわゆる生き生きとという健康というところでいったら健康増進、または介護医療の充実、こうしたところが一つ重要なポイントですし、さらに言うと温泉券もそうだったり、先ほどゲートボール、マレットゴルフの話も出ましたが、なかなか介護人材が不足している中では、介護予防というところもより力を入れていく必要がありますし。

そうした予防をしていく上では、皆さんが出歩いていけるような環境を整えるというところで言いますと、今回テーマになっておりますデマンドタクシーをより住民の方が便利に使える状況、またそうした人たちが集まれる場所というところを作っていくことが必要だというふうに考えておりますので、まさに今日頂いたテーマのところを重点的に施策として進める中で、全体的に皆さんがいつまでも心地よく安心して住み続けられる村づくり、いくつになっても生き生きと暮らせる村を作り上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（丸山和之君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第 11 番（太田伸子君） いろんなところから高齢者の方が土地を売って村を出ていっているとかという話も聞きます。しかし一旦出て行っても、やっぱり白馬が良かったなと思って、帰りたいな、また帰ってきていただけるような村づくりを一緒に歩んでいきたいと思っております。

ここで一般質問を終わります。

副議長（丸山和之君） 工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 太田議員、ありがとうございます。

すいません。先ほど申しあげました温泉施設利用者数に、村長の答弁のほうと私が申しあげました人数にちょっと違いがございまして、誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

正確には、村長の最初の答弁のほうにありましたように、令和 6 年の温泉施設の利用券について申請をされた方の人数は 829 名、それからそのうち 12 枚申請をされた方が 766 名、11 枚以下の申請者の方は 63 名、この数字が正確なものとなりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

副議長（丸山和之君） 質問がありませんので、第 11 番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

す。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から9月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり各委員会、議会全員協議会を行ない、9月18日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（丸山和之君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、9月18日午前10時から本会議を行なうことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時49分

令和7年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和7年9月18日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

令和7年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和7年9月18日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

日程第 3 同意第 4号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 議案第55号 工事請負契約の締結について

日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 7 議員派遣について

令和7年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和7年9月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山宏充	第7番	切久保達也
第2番	太田学	第8番	伊藤まゆみ
第3番	鈴木均	第9番	松本喜美人
第4番	永井勝則	第10番	丸山和之
第5番	酒井洋	第11番	太田伸子
第6番	内川史朗		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
税 務 課 長	太田雄介	住 民 課 長	堤 則 昭
健康福祉課長	工藤弘美	教 育 課 長	下川浩毅
子育て支援課長	中村由加	会計管理者会計室長	松澤孝行
生涯学習スポーツ課長	鈴木広章	観 光 課 長	山岸大祐
農 政 課 長	田中洋介	参事兼建設課長	矢口俊樹
上下水道課長	廣瀬昭彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田俊祉

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

同意第4号（村長提出議案）説明、採決

議案第55号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

6) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について
2. 議案第55号 工事請負契約の締結について

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１１名です。

会議に先立ちまして、皆様にお知らせいたします。

過去議長を務められ、我々議会議員の先輩でもあります前村長の下川正剛さんが昨晚お亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。亡き前村長、下川村長を悼み、黙祷をささげたいと存じますので、恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いいたします。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 黙祷。

（黙 祷）

議長（太田伸子君） お直りください。ありがとうございました。ご着席ください。

これより、令和７年第３回白馬村議会定例会第４日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第４８号 令和７年度白馬村一般会計補正予算（第２号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第４８号 令和７年度白馬村一般会計補正予算（第２号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第７番切久保達也総務社会委員長。

総務社会委員長（切久保達也君） ７番切久保達也です。総務社会委員会の審査報告をいたします。

令和７年第３回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案３件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第４８号 令和７年度白馬村一般会計補正予算（第２号）所管事項。

歳入歳出それぞれ１億７，４８８万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の予算総額を７４億６，４７１万５，０００円とするもの。

総務課関係。

財産管理事業105万4,000円の増額は、県から譲り受けた砂防見張り小屋の水道設備修繕費によるもの。移住・定住・集落支援事業、商標登録手数料12万8,000円増額は、地域通貨「アルプス페이」の名称とロゴを第三者に登録され、使用できなくなるのを防ぐための商標登録手数料によるもの。デジタル地域通貨運用支援業務委託料400万円の増額は、地域通貨アプリ普及のため、マイナンバーカード認証を行なった村民に2,000ポイントを付与するキャンペーンを実施するためのもので、物価高騰対応地方創生臨時交付金と小谷村から3分の1負担金を充当するもの。電算事業費、電算総合行政システム業務委託料127万1,000円増額は、八十二銀行と長野銀行の合併に伴い、各システムで統合を行なうためのシステム改修費によるものです。

質疑、意見としまして、電算総合行政システム業務委託料について、八十二銀行と長野銀行両者の都合で合併をするのに、なぜ村で経費負担をしてシステム改修を行なうのか。助成はあるのかの問いに、両者の責任分については、村はお金を一切支払わないが、白馬村が口座振替でお願いをしている税金や水道料金、職員の給与振込口座について、現在、長野銀行に登録しているデータを八十二銀行の新しい口座に移す作業が必要となるため、その部分の委託費用ということになるとの答えです。

税務課関係。

物価高騰対応重点交付金事業、定額減税調整給付金5,100万円の増額は、令和6年度に実施した定額減税の調整給付の額に不足が生じた納税者に追加で給付を行なうもの。賦課徴収事業29万1,000円増額は、宿泊税導入準備のため、消耗品や通知用封筒、印刷製本費などによるものです。

質疑、意見としまして、定額減税の不足分給付で5,000万円が見込まれているが、昨年度3万円の定額減税分を引くことができなかった方に対して還付するということでよいのかとの問いに、昨年実施された定額減税で減税し切れなかった分を後から補うために支給される給付金であり、納税義務者本人と扶養親族1人当たり3万円分を減額するというものである。令和6年度の所得が確定するまでは仮計算の所得で算出するが、確定金額とその計算に差額が生じた方に対して1万円単位で支給していくものになるとの答えです。

これだけ白馬村の住民に対して減税し切れなかったということなのかとの問いに、補正予算については、おおよその上限額を見込んで計上しているが、その後、確定した所得情報をしっかり計算したところでは、見込額を超すことはない想定しているとの答えです。

住民課関係。

公衆トイレ管理事業30万6,000円増額は、本年の大雪により破損した屋根の修繕をするもの。塵芥処理事業2,377万3,000円の増額は、北アルプス広域連合の補正予算で令和6年の可燃ごみ量割が適用されたことによるもの。し尿処理事業277万1,000円増額は、白馬山麓

事務組合のし尿処理費増額に伴う白馬村負担分です。

質疑、意見としまして、公衆トイレ管理事業の修繕費について、どこの公衆トイレになるのかの問いに、南神城の公衆トイレと木流川公園の公衆トイレで、南神城の公衆トイレは、屋根の上にできた大きな雪の塊が落ちた際に電線を引っ張り、屋根の引込みごと破損してしまった。木流川の公衆トイレについては、経年劣化したポーチの部分の柱が大雪の重みによって破損したとの答えです。

健康福祉課関係。

乗り合いタクシー運行事業250万円増額は、現在のデマンドタクシーや福祉輸送サービスでは、要介護や車椅子使用状況によって利用できない方のために、会計年度任用職員2名を乗車させて支援するものです。保健予防費257万8,000円の主なものは、带状疱疹予防接種実績による増額や令和6年度分の国庫補助金負担金等の実績による返還金によるものです。

質疑、意見としまして、昨年度に带状疱疹ワクチンを2回接種した場合で、今年度ワクチン接種の案内が手元に届いた場合は既に2回接種済みなので、打つ必要はないのかとの問いに、国の方針で、接種済みの方は対象外となり、副反応のリスクもあるため、医師からもあまり勧められていませんとの答えです。

保健予防費の自殺対策緊急強化事業補助金については、今回の補正のどこにあてがわれているのかの問いに、当初は補助対象外と考えていましたが、実際には一部減額の上、対象となるとの県回答を受け、新たに歳入に計上しましたとの答えです。

教育課関係。

事務局費、委員報酬12万4,000円は、部活動地域移行に係る協議会設置によるもの。学校環境整備事業126万円増額は、北小学校体育館西側の壁面と北小学校の漏水の修繕費によるもの。北小学校管理事業、光熱水費63万円減額は、漏水工事完了に伴い、水道使用量の一部を工事費分として減額したものです。

質疑、意見としまして、北小学校管理事業について、63万円がマイナスとなっているが、漏水工事が完了した後の差額ということかの問いに、かなり漏水があり、上下水道料金が伸びていたが、工事は完了し、精算の段階となっている。補正予算計上時はその段階までいっておらず、基本的には漏水のため還付にはなるが、金額が決まっていないため、総務課と協議をし、今回は修繕費に係る分だけの光熱水費分を減額させていただいたとの答えです。

子育て支援課関係。

子育て支援事業、通信運搬費8万2,000円増額は、保育園の業務連絡クラウド導入と保育士1人1台パソコン配備に伴い、管理用としてふれあいセンターに光回線を敷設するものです。子育て支援施設建設事業、設計管理委託料220万円増額は、解体工事の施工管理委託料によるもの。工事請負費2,097万9,000円増額は、施設のアスベスト調査を行ない、新たに検出されたことによる増額分によるもの。

質疑、意見としまして、以前アスベストが問題になったときに点検をしたかと思うが、点検済みで問題がない状態であっても、除去にこれだけの金額が要するというところの問いに、平成20年の前だったと思うが、公共施設のアスベスト調査を行なっている。そのときに調査したのは飛散するアスベストのみであり、飛散するおそれがないものについては調査をしていないため、施設ごとで調査をする必要がある。そのため、検査をした結果、昨年解体工事を行なった教員住宅のようにアスベストが発見されたという状況であるとの答えです。

生涯学習スポーツ課関係。

スポーツ振興事業、白馬村スキースポーツ強化事業補助金250万円増額は、予算要求後に250万円の寄附を頂き、寄附者の意向に基づき本事業に充当されるものです。図書館事業、土地購入費2,692万円増額は、将来の図書館建設を見据え、現在の子育て支援ルーム隣接地、約4,200平方メートルを購入するためのもの。保健体育事業189万2,000円の主なものは、ジャンプ競技場で行なわれたウォータースポーツフェスティバルやこの冬予定のノルディックスキーこどもの日の開催に係る経費によるもの。

質疑、意見としまして、図書館事業について、図書館用地を購入するなら、道路拡幅も必要になるのではないか、その費用を含めると、全体でどのくらいかかるのかの問いに、これまでの経過を含めて用地を取得し、将来的に図書館を建設していきたいということであり、図書館の事業費をどれくらい見込んでいるかという部分については実施自体も完全に確定しているわけではなく、資材も高騰しているため、優先すべきは子育て支援施設ということになるとの答えです。

環境防災ツーリズム委託料について、環境防災ツーリズムという言葉の意味を教えてくださいとの問いに、具体的には、中学校と信州大学が連携し、防災をテーマに、自分や地域を守る方法、観光地での防災の在り方などを考え、アイデアをマップにまとめて観光客の案内にも活用する取組を進めているとの答えです。

全体としての討論。

図書館の用地買収については、まだ時期早々だと思うため、この補正予算に反対するとの討論です。

採決したところ、議案第48号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第49号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出それぞれ603万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億4,113万4,000円とするもの。

特定健康診査等事業21万6,000円の増額は、健康カルテ改訂版対応のための電算委託料です。

保険給付費負担金等償還金447万8,000円の増額は、還付金の支出時の財源が長野県から

交付された普通交付金であることから、還付された金額を長野県に返還するため、当初予算計上額に不足する額を増額するものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第49号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,359万8,000円とするもの。

過年度還付金49万8,000円増額は、令和5年発生 of 黒豆沢土砂災害の被災者に対する保険料の減免額確定により、長野県後期高齢者医療広域連合から認定された保険料の還付によるものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第50号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号 令和7年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号 令和7年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第10番丸山和之産業経済委員長。

産業経済委員長（丸山和之君） 10番丸山和之です。12日に開催されました産業経済委員会の審査等の報告をさせていただきます。

令和7年第3回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案5件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第46号 村道路線の廃止について。

議案第47号 村道路線の認定について。

村道3079号線、村道3083号線の路線を廃止し、村道3157号線、村道3158号線の路線を認定するもの。

関連するため、一括審査とした。

質疑、意見に入りまして、ゴンドラのほうの道の付け替えについて、その部分はもともと村の土地で道になっていたのかの問いに、起点から田に沿って西側に延びているものが既存の農道であり、そこから南側に折れていく道については民地となっていて、これについては村が頂戴し、村に帰属する予定である。

討論はなく、採決したところ、議案第46号及び議案第47号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）所管事項。

人事異動に伴う人件費補正については報告を省略いたします。

農政課関係。

農業振興費725万円の増額は、白馬農業再生協議会を通じて農業者を支援するための産地づくり対策負担金によるもの。農地費900万円の増額は、神城の沢渡揚水機の老朽化に伴う修繕による白馬村土地改良区負担金。林業振興費250万円の増額は、所有者等が適正に樹木等を管理するための支障木・森林病虫害防除等補助金によるもの。

質疑、意見に入りまして、産地づくり対策事業の肥料高騰化対策については、7年度も単価が上がっている中で、雪害や強風による被害が今シーズンは多かったと思うが、被害のあった建物等の補助金の創設についての意見はなかったのかの問いに、今回の交付金の活用に当たっては原資が限られているため、幾つかの候補の中から絞り込みをしているが、リフォーム的なものについては担当課から話はなかったとの答え。

意見として、産地づくりの負担金については、早く言えば元に戻してもらえたと感じているが、荒廃した農地を手放したいという方の話も聞くため、幾らかでもこのように配慮をしていただきたい。

土地改良区の負担金について、沢渡のポンプに900万円とのことだが、土地改良区の総事業費はどのくらいかの問いに、この事業全体では6,000万円の事業費がかかっている。国の長寿命

化・防災減災事業という補助事業を活用しているが、負担割合として国が５５％、県が１４％、事業主である土地改良区が３１％で、白馬村土地改良区の方の負担金は１，８６０万円となっているとの答え。

林業振興費の支障木で２５０万円を計上しているが、今定例会で同僚議員が一般質問の中で、申請件数が２９件あり当初予算を全て使い切ったとの村長答弁があったが、今の段階でそれ以外の申請件数はの問いに、問合せ件数は８月以降、１日３件ほどで、単純計算で約９０人の問合せがあったとの答え。

支障木の伐採については申請順で受け付けているのか。また、今回の補正で足りない場合はまた補正するのかの問いに、申請順で行なっていたが、今回についてはナラ枯れのスピードが速く広がっているため、事務の速さで申請が決まってしまうことを避けるため、予算承認後は抽選方式を取りたいと考えている。降雪した際は、新年度で予算計上を行ない、同じような事業展開を考えているとの答え。

観光課関係。

デマンドタクシー運行事業２７５万円の増額は、予約混雑の解消とサービス向上するためのシステム改修等委託料によるもの。山岳観光施設維持補修事業５７８万円の増額は、雪害による修繕と工事請負費によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

建設課関係。

都市計画総務費１３万９，０００円の増額は、堀之内地区の太陽光パネル事業の雪害によるパネル破損の影響による有害物質の流入がないか調査するための水質検査委託料。過年発生公共土木施設災害復旧事業１，２００万円の増額は、花園地区の災害復旧工事費によるもの。

質疑、意見に入りまして、事業者は太陽光パネル破損に伴う水質検査の費用を出さないのかの問いに、本来は事業者が行なうことが大前提だが、法的に義務を課せられることができなかった。しかし、周辺住民の不安や仮に被害が出ることも考えて村で検査を行なった。被害が出た場合は、業者に損害賠償請求をする旨は伝えたが、結果的に被害はなく、住民の方には安心していただくことができたとの答え。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、採決したところ、議案第４８号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第５１号 令和７年度白馬村水道事業会計補正予算（第１号）。

収益的収入に１２万円を増額し、収益的収入総額を３億９，４２８万３，０００円とし、収益的支出に３６１万１，０００円を減額し、収益的支出総額を３億２，０４０万９，０００円とするもの。予算第４条本文括弧書の「不足する額１億７，０５８万７，０００円」を「不足する額１億７，９８０万１，０００円」に改め、資本的支出を９２１万４，０００円増額し、資本的支出総額を

1億8,832万円とするもの。

資本的収入及び支出の主な増額は、倉下低区配水池の機器故障等に伴う工事請負費によるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第51号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第52号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）。

収益的収入に32万8,000円を増額し、収益的収入総額を4億9,161万7,000円とし、収益的支出に375万5,000円を増額し、収益的支出総額を4億8,316万円とするもの。予算第4条本文括弧書の「不足する額7,601万1,000円」を「不足する額1億1,463万2,000円」に改め、資本的支出を3,862万1,000円増額し、資本的支出総額を5億7,425万3,000円とするもの。

資本的収入及び支出の主な増額は、浄化センター曝気装置故障に伴う工事請負費によるもの。

質疑、意見に入りまして、今回の修繕対象となっている曝気装置は一番新しいものと思うが、ほかの古いほうの曝気装置の修繕についてはどのように考えているのかの問いに、ストックマネジメントの中で国費を使いながら今後直していく予定が、新しいものが先に壊れてしまった。これをストックマネジメントに組み込めないか問合せをしたが、健全度でいえば25年ほどしか経過していないため、入れることができなかった。どうしても現在は2系統が必要であり、予備がないため、補正をして工場製作から取付けまで行ないたいとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第52号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号 村道路線の廃止については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「議長」の声あり）

議長（太田伸子君） 51号ですが。

（「すみません。48号」の声あり）

議長（太田伸子君） 今のは取消しでよろしいですか。

（「すみません」の声あり）

議長（太田伸子君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号 令和7年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号 令和7年度白馬村下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。第8番伊藤まゆみ議員。反対ですか、賛成ですか。

第8番（伊藤まゆみ君） 反対です。

議長（太田伸子君） はい。

第8番（伊藤まゆみ君） 議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）に反対の

立場で討論をいたします。

反対理由は、この補正予算に計上されている図書館事業の土地購入費2,692万円であります。昨日の信濃毎日新聞トップ1面に、県内の地価上昇の記事、また3面には、県内3町村物件争奪との見出しで、白馬村の会社で働く30代男性が村内のアパート暮らしを諦め、隣の大町市から職場に通う状況やアパートに空きが出て1LDKで月10万円と負担が大きいこと、若者に人気なのに若者にとって住みにくいとありました。

また、法人による取引が地価上昇を引っ張っているため、建築資材も高騰し、子育て世代には村内一戸建ては高根の花との記述や、近隣の大町市や松川村では、肌感覚だが、白馬村から移住する人が増えているとの担当者のコメントまで載っていました。

今回の決算審査では、当村の日本人の数はきれいに減ってきているとの報告があり、地価高騰による固定資産税の増加が見込まれる中、村民がここにある資産を売却し、離村する状況がさらに続くのではないかと懸念するのは私だけではないはずです。

この村の住民が求める住みよい環境は破壊されつつあり、若者は増えない、古い住民は離れていくというのが、これだけの投資があり、反映しているかのごとく見える裏で、着実に起きている現象に見えます。

このように当村は、海外投資による不動産バブルで、国の政策も相まって物価は高騰、加えて前日のような住宅不足や固定資産税の増で、住民は外に追いやられている状況にもかかわらず、そこをどう改善するか税金を投入するのではなく、子育て支援センター、八方池山荘に加えて、今回の図書館建設に向けた土地購入費用、こんな昭和の経済成長期のような感覚、姿勢に村民目線ではないと、声なき声の人々は、ここを見限り、人口減が加速する気がしてなりません。

よって、村民の総意とは思えないこの図書館建設に向けた補正予算に反対いたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。第9番松本議員。賛成ですか、反対ですか。

第9番（松本喜美人君） 賛成です。

議長（太田伸子君） はい。

第9番（松本喜美人君） 9番松本喜美人です。私は、賛成の立場から討論いたします。

議案第48号は、令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の9款4項3目16節公有財産購入費は、図書館事業の土地購入費で2,692万円を計上している。

この用地取得は、前の議会において、村内の土地価格が急騰している現状を踏まえて、先行取得を提言し、令和6年第2回白馬村議会定例会にて、一般会計補正予算（第1号）で当該物件の不動産鑑定委託料等44万円を可決後に、土地評価額並びに価格査定を経て、今回の予算計上に至る経過であります。

さらに、今回の補正予算には、4月に実施された職員の人事異動に伴う人件費負担額が全課に関

わり補正されており、行政運営の根幹をなす一つと認識しています。

予算書における賛同しかねる項目がある場合は、議案全てを否定するのではなく、少数意見の留保、あるいは予算の減額修正案を提出すべきでありと述べて、私の賛成討論といたします。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を採決いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号 令和7年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

決算特別委員長より報告を求めます。第8番伊藤まゆみ決算特別委員長。

決算特別委員長（伊藤まゆみ君） 8番伊藤まゆみです。令和7年第3回白馬村議会定例会決算特別委員会審査報告をいたします。

本定例会において、決算特別委員会は5日間にわたり、認定第1号から認定第5号までの決算認定案件5件と決算に付随する議案第53号及び議案第54号を審査しましたので、その概要と結果を報告いたします。

なお、決算認定においては、1,000円以下を切り捨てて報告いたします。

議案第53号 令和6年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

水道事業会計の決算に関わる議案で、未処分利益剰余金1億8,997万494円のうち8,200万円を建設改良積立金として、9,953万4,000円を資本金へ組み入れるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第53号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第54号 令和6年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

下水道事業会計の決算に関わる議案で、未処分利益剰余金2,883万6,964円のうち2,000万円を建設改良積立金、106万7,612円を減債積立金へ積み立てるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第54号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 令和6年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額が78億9,825万円、歳出総額が77億2,699万円で、繰越財源を差し引いた実質収支は1億3,819万円。

現年調定済額は、全ての税目において前年度実績を上回り1億214万円余り増額の16億6,401万円。農地転用による土地の固定資産評価額の上昇、観光需要の高まりによる法人村民税、入湯税の増額によるものです。

村税の現年度分徴収率は、前年度比0.6%増の99.2%で、滞納繰越分を含む合計徴収率が91.2%と、平成6年度決算以来の90%台となりました。滞納整理マニュアルに基づいた滞納処分の実施、経済活動の回復、不動産取引の活発化による不動産売買代金による滞納案件が解消されたケースなどが徴収率増加に大きく影響いたしました。

財政調整基金は5,500万円積み立てし、残高は13億9,742万円、減債基金は繰上償還1億6,246万円を繰り入れ、8,010万円の積み立てし、残高2億7,641万円です。

人件費、公債費など毎年必ずかかる経常的な支出に対して、村税や地方交付税などの毎年必ず入ってくる経常的な収入がどの程度使われているかを示す比率の経常収支比率は、残念ながら昨年度より2.8ポイント減の77.3%となり、令和6年度の財政は僅かに硬直した形となりました。

村債残高は、前年度比9.4%に当たる5億4,566万円減の52億8,486万円です。

3か年平均の実質公債費比率は16.2%、昨年度は15.6%です。自治体が将来的に返済・支払いする必要のある実質的な負債額が財政規模に占める割合である将来負担比率はゼロ%、これは地方債現在高の減、控除する充当可能基金の増によるものです。

次に、審査に出された質疑、意見の主なものを課ごとに報告いたします。

総務課関係では、デジタル化による経費削減の具体的な数字は示せるのか、またデジタル化を進めることで逆に大変になったとの話も聞くがとの問いに、実際にデジタル化業務に従事している職員は、移行期間中は作業が増えるため大変ではあるが、紙の購入費が令和5年度と比較して令和6年度のほうが少ないため、効果は出てきている。移行が進めば手間暇が削減され、負担減につながると考えるとの回答。また、令和6年度は前年より残業が増えているが、勤怠管理システムほかのシステムを導入したためで、これからその効果が出てくると考えるとの回答でした。

デジタル化は一般財源の負担だけでもかなりの額であり、成果につながっている部分もあるが、投資に対して効果が少ないように感じる。「書かせない窓口」についても村民の利用が少ないことが予想されるが、投資をする必要があるのかとの問いに、「書かせない窓口」は住民が申請書を書かなくてよいというメリットがあり、かつ国は人口減少・高齢化社会が進む中でこのシステムが一般的になると予測し、有利な交付金も出している。将来的に職員負担の軽減と住民の利便性が高まることを理想とし、周知やフォローをして利用の拡大に努めるとの答えでした。

公債元金事業では、村の繰上償還の判断基準について教えてほしいとの問いに対して、繰上償還をした理由の一つが実質公債費比率であり、18%を超えると、地方債歳入のハードルが高くなっ

てしまう。今後の事業実施を考慮して、スムーズな借入れのために地方債の残高を減らしたということであるとの回答でした。

続きまして、税務課関係です。

長野県地方税滞納整理機構の負担金は、何件か滞納処理をしてもらったということかの問いに、令和6年の移管件数は13件で、徴収済額は4,085万5,028円との回答でした。

続きまして、観光課関係です。

ふれA I 号の運行に満足されていない方に対して不満内容のアンケート調査を行ない、内容を把握しているのかに対し、実際に乗車してもらった方に満足度を5段階で評価してはもらっているが、不満の内容までは追えていないとの回答で、不満内容を把握することは満足度を上げるためのヒントになるため、何らかの形で把握して、サービスの向上を目指すべきではないかとの意見に、不満内容を把握できるような仕組みは大切だと思うので、今後対応を検討したいとの回答でありました。

また、不満改善のために記述形式の設問や、デマンドの利用が困難な方の声を集約する方策を考えていただきたい。さらに、デマンドタクシーの車体にゆるキャラを活用するなど、分かりやすく、かつ宣伝効果のあるデザインにしてほしいとの要望があり、別途、違う形でアンケートを取ることと考え、ゆるキャラの活用も来年度予算の範囲内で考えていきたいとの回答でした。

DMOの各団体はおのおのがプロモーションを行っており、住民から見れば各団体の違いが分かりにくい。今後、統合の予定はに対して、令和8年6月から宿泊税の徴収が始まるため、行政、白馬村観光局、白馬ツーリズム、白馬商工会を含めて、今年度に観光連絡調整会議を開催し、それぞれ担っている組織の経営改善のための役割や法律的な根拠による事業の方針、将来のあるべき姿も含め、改めて調整し、役割分担をはっきりさせたいと考えているとの回答でした。

レストランの予約システムに300万円近くを投入しているが、12万人ぐらいの予約件数で、登録店舗も42であるため、もっと普及すべきと考える。日本人よりも外国人の利用が多いと思われるが、その点はどうなのかに対して、オーバーツーリズムで飲食店の予約が取りにくいという背景で、海外のお客様を中心に予約をしたい旨の要望が寄せられたため、まずはインバウンドのお客様を対象としてスタートした。この店舗側のシステム導入は、補助が1年目だけで、2年目以降は補助がないが、令和6年度も、令和5年度から引き続き継続利用している店舗もあることから、利便性は高いと考えられる。今後テーブルチェックだけでいいのか、日本人も巻き込んで検討していく余地があるとの答えでした。

続いて、住民課関係であります。

保険基盤安定繰出金が前年度より多くなっているのは、所得が少ない外国人が多く転入するためなのかの問いに、転入する外国人は、1月1日時点で日本にいない場合も多く、所得金額が少ない外国人が多い分、低所得者数に応じた財政支援として繰り出す分が多くなってしまうとの回答でした。

外国人の住民数は年末になるとかなり増えて、翌年の5月頃にはかなり転出するイメージがあるが、相対的に外国人の数は増えているのかの問いに、外国人を含めた全体の人口は僅かに減少している。外国人の数は僅かに伸びてはいるが、1世帯当たり大体2名に満たない状態のため、今後の白馬村の住民増には期待できないと考えるとの回答でした。

白馬村のごみ処理事業の場合、個人よりも事業系からのごみが多いと言われているが、どうなのかの問いに、焼却ごみの受入れ実績として、事業系と生活系を分けた場合は、事業系は2,394トン、生活系は990トンになるとの回答でした。

続いて、農政課関係です。

非農地証明願は、農地の所有者が届出をするのか、行政がチェックして変更していくのかに対して、耕作放棄地は、秋に全村農地のパトロールにより農業委員が把握している。その中で、非農地と判断される土地を農業委員会事務局でピックアップし、該当地区の農業委員と現地確認して非農地と判断する取組を実施しているとの回答でした。

また、耕作している農地面積は減少してきているのかの問いには、毎年統計では、白馬の農地は約700ヘクタールとなっている一方、農振農用地としては八方の牧野なども入るので約900ヘクタールで、統計との乖離があるため、総合的な見直しで改善していきたいとの回答でした。

青年就農給付金は、就農したい若者が移住した場合に限定されるのか、村在住者が新規で就農したい場合も対象になるのかの問いに、給付金は、認定新規就農者は49歳までという国の条件があるため、比較的若い方が対象になるが、住所要件はないので、村外でも村内でも認定取得することは可能との回答でした。

物価高騰地方創生臨時交付金事業644万円の支出について、対象者に一定規模以上の条件をつけたが、その理由は問いに、条件の変更には苦慮したが、対象の見直しをした。令和7年度にはその辺を手厚く対応すべく、補正を検討するとの回答でした。農業再生会議では、「交付金の目的を明確に、しっかり農業を考えている対象者に補助すべき」という意見があった。令和6年度は知らないうちに、「一定規模以上の農家への補助」と要綱が変わってしまった。今年は、産業経済委員会で審査する形にしてほしいとの要望が出されました。

有害鳥獣被害対策事業で、猿のGPS首輪を購入しているが、猿の群れ情報を公式LINE等でお知らせすることができれば、個人や、特に高齢者で農業をされている方が対策を考えるのに助かると思うかの問いに、試験的に被害地域の区長宛てにGPSのサイト「アニマルマップ」をお知らせしているが、LINEの情報発信は検討したいとの回答でした。

続きまして、上下水道課関係です。

合併浄化槽の補助金は浄化槽の新設に対する補助なのか、それとも改修分も対象に含むのかの問いに、全てが対象になるが、営業用途や合併浄化槽から合併浄化槽への更新などは国庫補助の対象

外になる。国の補助がなくても県・村の補助はあるのかの問いには、区域内では下水道の接続が前提で、区域外の補助は行なうとの回答でした。

続いて、健康福祉課関係であります。

成果説明書の実績・成果には、鹿島荘の記載があるが、ひだまりの家や虹の家の記載がない。全て管轄は北アルプス広域連合だが、どういうくくりになるかに対して、鹿島荘は、経済的理由で一人暮らしができない方が中心となって入所する施設であり、高齢者サービスの一環となる。ひだまりの家は、認知症の方のグループホームで、虹の家と同様に、介護保険サービスのくくりとなるとの回答でした。

心身障害者福祉事業の共同生活援助に、なないろが対象になっていると思うが、令和6年度の給付額はの問いに、令和6年度は997万3,200円となっているとの回答。また、就労支援もできるような話をしているが、その後の経過を聞いていないため、総務社会委員会で報告していただきたいとの意見がありました。

地域生活支援事業の日中一時支援事業について、実績回数から1年に1回以上行なわれていると推察できるが、地区や場所が分からない。また、障がいを持った子供が放課後に過ごす場所にもなるのかの問いに、村内に登録をしている事業者が障がい者と障がい児の方を一時的にお預かりする事業で、放課後デイとは違う。また、場所については、基本的にはお預かりをする方の自宅で、温泉への同行や外出の支援をしてもらっているとの回答でした。

広域連合で、虹の家の閉鎖、福祉事業協会では、白嶺のデイサービスを閉鎖したいという話も出てきている。白馬村としては、2つとも閉鎖になるのはとても困る事業なので、ぜひ存続していただきたいとの要望に、現在、広域連合と各市町村、虹の家の運営を委託している大町病院が検討委員会をつくり、閉鎖という選択肢も含めて、どの形がよいのか模索している状況との説明がありました。

続いて、教育課関係であります。

義務教育施設整備基金の内容に関する質問に、学校整備のための基金であり、令和6年度は1億円を積み立て、決算残高は約4億円との回答。また、この基金の積立ては、小学校の統廃合を見据えているのかの問いには、統廃合を見据えているというわけではない。南小学校の本校舎、南校舎と、北小学校の北校舎が耐用年数を過ぎて老朽化しているため、当然建て替えが必要となってきているが、一方で、少子化による児童数が減少しているため、今後議論を重ねて最終的に決めていきたい。村の個別施設計画では、令和13年度に実施設計を行なう予定なので、それまでに結論を出したいとの回答でありました。

続きまして、子育て支援課関係であります。

オープンしたばかりの第三の居場所は、様々な課題を持った子供の居場所としてこれから定着していくと期待しているが、運営費の今後の見通しはの質問に、B&Gから運営費の補助は3年間で、

月12万円、年1,440万円の交付金を想定。B&Gはスタートアップの3年間で事業を完成させて、4年目以降は自立してほしいと考えている。B&Gに代わる国庫補助制度もあるので、今後の会計状況も見ながら検討していきたいとの回答でありました。

白馬村の障がい児放課後ケアについての取組は、また療育が必要な子供は増えているのかの質問に、療育という意味では、第三の居場所の運営を委託しているNPOの小谷村の施設と連携し運用している。ケアの必要な子供は増えてきているという感覚はあるとの回答でした。

続きまして、生涯学習スポーツ課関係であります。

白馬の大事な観光名所であるジャンプ台に大量の猿が出没しているが、認識をしているかの問いに、猿の状況は担当も把握しており、対処方法に悩んでいる。さらに、猿は観客席だけでなく、ラージヒルのランディングバンにも入ってきており、農政課と情報共有をしているが、現状での対策は難しい状況との回答でした。

スノーハープの冬季利用者数は外国人の利用者が前年比で2,000人くらいの増加に対して、ジャンプ台のほうは減っている。外国人は、ジャンプ台にはあまり行かないのか。アピールして寄ってもらうことは検討しないのかの問いに対して、スノーハープはクロスカントリー競技場としてクロスをする人の利用が多いが、ジャンプ台は競技者しか入れず上には行けないといった認識があるようだ。うまく広報をして誘客につなげたいとの回答でした。

氷河は学術的に認定されたが、今後は観光とドッキングした事業を考え、大胆に呼び込むことを考えていただきたいとの意見に、教育委員会としては、学術的な部分までとなってしまう。ただ、観光との連携は村としても大きな課題であり、岩岳から見える氷河、駅から見える氷河というようにPRを考えていきたいとの回答で、近くまで行ってみることができるようなことも観光課や観光局とも検討していただきたい旨の要望がありました。

重要伝統的建造物群保存地区保存活用計画策定委託料の中の青鬼神社の修繕が大変難しいと聞いたが、その見通しはの問いに、地区の氏子の方々が施主で、そこに村が補助をし、さらに村に対して国や県から補助が入るという立てつけになっており、施主の意向や懐事情を鑑みて進めなければならない。この工事は、大がかりで、かつ重機を入れることができない場所であるため、話が進んでいなかったが、神社の脇で行なわれている砂防工事を使っている道を使わせてもらうことが可能となったので、4月初旬に文化庁と協議をして、現在、設計を組んでいるとの回答でした。

続きまして、建設課関係であります。

橋梁点検業務は5年に1回行なっていると思うが、結果はどうであったか。例えば、レベル3の早期措置段階にあるようなものはあったのかの問いに、橋梁点検は5年かけて107橋の点検を行なった。

1回目、2回目の点検で橋梁修繕をかなり進めている。非常に危険度の高いレベル3、4という判定基準があるが、白馬村では、レベル4はなく、レベル3は4橋くらい残っている。令和6年度

の点検では、レベル3はなく、健全度1と2がほぼ全てである。今後も道路メンテナンス事業補助金を用いて事業を進めていくとの回答でした。

令和6年度は豪雪で、除雪作業の稼働時間が大幅に増加しているのは納得するが、除雪オペレーターから、みそら野・エコーランドでは雪押し場を造れないので、今までと比べて3から4倍の時間がかかり、除雪時間が伸びたとのこと。雪押し場用の空き地を確保すべきと考えるがとの問いに、除雪稼働時間の件はそのとおりで、雪押し場の確保は大きな課題と捉えている。家屋の建築件数も増えており、今まで使っていたところが使えなくなってきたため、この冬の課題を踏まえて地域の皆さんに協力をお願いしながら、雪押し場の確保に努めていくとの回答でありました。

景観計画区域内の行為で、令和5年度は違反件数が3件、令和6年度は景観パトロールでの異常報告件数が14件あったとのことだが、違反件数は何件かの質問に、一番多かったのは無届けであり、最終的にそのうち5件が不適合となった。また、異常報告を受けたが、現地では異常ではないと判断した件数も2から3件あったとの回答で、ガイドライン策定の効果はあったのかの質問には、景観パトロールやそれに伴う事前勉強会などで、村内業者の景観ガイドライン遵守の意識向上の効果はあったと感じている。住民に対してもパトロールの実施、事前届出が必須であることを周知していきたいとの回答でした。

課ごとの討論はなく、全体討論では、賛成討論があり、採決の結果、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は10億6,934万円で、前年比2,043万円の減、現年課税分の収納額は2億1,307万円で、徴収率は96.7%、滞納繰越分合算では93.0%です。

歳出決算額は10億6,652万円で、前年比1,506万円の減。保険給付費が前年度比で3,953万円の減となり、基金繰入れはなく、令和6年度の国民健康保険財政調整基金末残高は1億7,718万円。

国保世帯数は2,211世帯、加入率は46.7%で、前年度比0.8ポイント増。

被保険者数は3,109人、加入率は34.9%で、0.4ポイント増。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は1億3,693万円で、うち保険料は1億660万円、現年度賦課分調定額は1億658万円で、前年比1,591万円増、徴収率は99.7%。主な歳出は、長野県後期高齢者医療広域連合負担金で1億3,455万円、前年比1,995万円の増です。被保険者数は1,553人で、前年比69人の増。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和6年度白馬村水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収入は、事業収益が3億8,342万円、営業収益が3億4,434万円。給水口数は前年比77口増の5,893口。有収水量は前年比約6万3,000立方メートル増の約134万立方メートルであります。

有収率は2.68ポイント増の48.99%。

収益的支出は2億8,821万円、営業費用は2億7,513万円。

資本的収入は1億595万円、資本的支出は2億7,083万円。収支不足額の補填財源は従来どおりであります。

質疑、意見では、投資の項目で、投資して利益が出ているのかに対し、有価証券の保有により収益が出ている。水道会計は、投資有価証券を購入。貸付けのようなもので、資金を運用するという考えで、投資先を東京電力パワーグリッドに決めたのは送電を扱っている会社のため、送電事業がなくなることはなく安定しているという理由からとのことでした。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 令和6年度白馬村下水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収入は、事業収益が5億635万円、営業収益が2億848万円。

年間有収水量は82万1,000立方メートルで、前年度比3万7,000立方メートルの増。営業外収益は2億9,787万円。

収益的支出は、事業費用が4億7,799万円。営業費用が4億2,759万円。営業外費用は4,860万円です。

資本的収入は3億6,217万円。内訳は、企業債1億1,000万円と補助金2億3,490万円が主なもの。

資本的支出は4億2,414万円、企業債償還金約3億9,000万円が主なもので、収支不足額の補填財源は従来どおりであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わりといたします。

(発言する声あり)

決算特別委員長（伊藤まゆみ君） 大変失礼いたしました。子育て支援課関係で、第三の居場所のところで数字に間違いがありましたので、訂正させていただきます。B&Gからの運営費の補助の関係ですが、3年間で、月120万円、年1,440万円の交付金ということです。多分「12万

円」と言ったかと思いますが、「１２０万円」に訂正いたします。申し訳ありませんでした。

（発言する声あり）

決算特別委員長（伊藤まゆみ君） 大変失礼いたしました。あと２点ほど数字の言い間違いがあったようであります。

認定第４号の令和６年度白馬村水道事業会計決算認定であります。

収益的収入は１億５９５万円、資本的支出は２億７,２８３万円であります。こちらにあります資料は合っていますが、私のスピーチが違っていたようであります。

それと、その下の認定第５号 令和６年度白馬村下水道事業会計決算認定であります。資本的収入は３億６,２１７万円。その内訳ですが、企業債１億１,０００万円と補助金２億３,４９９万円であります。こちらの数字のほうは、皆さんにお配りしてある報告書のほうは合っておりますが、私のほうで言い間違えたと思います。大変失礼いたしました。おわび申し上げます。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

決算特別委員会に付託されました議案第５３号及び議案第５４号並びに認定第１号から認定第５号までの採決の方法は起立により行ないますので、あらかじめ申し上げます。

なお、未処分利益剰余金の処分に係る案件は、決算認定に付随する案件ですので、先に認定案件を審議いたします。

認定第１号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第１号 令和６年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、認定第１号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第２号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第２号 令和６年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、認定第２号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第３号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第3号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第4号 令和6年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第5号 令和6年度白馬村下水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第53号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号 令和6年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号 令和6年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立

を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、議案の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第4号から日程第4 議案第55号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第3 同意第4号から日程第4 議案第55号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、日程第3 同意第4号から日程第4 議案第55号までは、委員会付託を省略することは可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第3 同意第4号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。同意第4号は質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第4号は質疑、討論を省略し、採決することは可決されました。

△日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命について

議長（太田伸子君） 日程第3 同意第4号 白馬村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第４号 教育委員会委員の任命について。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。

住所、北安曇郡白馬村大字神城１１１６番地４、氏名、松沢亨、生年月日、昭和３２年９月２４日。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第４号 白馬村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第５５条の規定により、１議員１議題につき３回まで、また、会議規則第５４条第３項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第４ 議案第５５号 工事請負契約の締結について

議長（太田伸子君） 日程第４ 議案第５５号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村子育て支援課長。

子育て支援課長（中村由加君） 議案第５５号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本議案は、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、５，０００万円以上の工事請負契約を締結したいものであり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和７年度白馬村子育て支援ルーム（旧保育室ほか）解体等工事です。契約金額は７，７００万円。契約の相手方は、長野県北安曇郡白馬村大字神城２３２８７番地、株式会社宮尾建設、代表取締役宮尾英明でございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第55号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議員派遣について

議長(太田伸子君) 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和7年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

初めに、昨日ご逝去されました元白馬村議会議長でもあります前白馬村長、故下川正剛様に対しまして謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、村民を代表し、ご遺族の皆様へ謹んでお悔やみを申し上げます。

前白馬村長下川様は、就任1期目には神城断層地震、2期目には新型コロナウイルス感染症というかつてない困難が立ちまわり、そうした中、強力なリーダーシップを発揮し、本村を牽引いただき、困難を乗り越えてまいりました。その多大なるご功績とご労苦に対しまして深く敬意を表し、感謝申し上げますとともに、変化が目まぐるしく先行きが見通しづらいこの時代においても、議会の皆様、そして村民の皆様と力を合わせ、村政を前に進め、下川様がつかないでいただいた白馬村のたすきを未来へとつないでいくことをお約束させていただきます。大変ありがとうございました。

さて、議員の皆様には、今月2日に開会し、本日まで17日間にわたりご参集賜り、提出しました全ての案件につき原案のとおりお認めを頂き、厚く御礼申し上げます。

特に、令和6年度各会計の決算につきましては、本会議並びに決算特別委員会を通じて熱心にご審議賜り、貴重なご意見、ご提言を賜りました。頂きました意見は真摯に受け止め、その在り方に十分留意し、今後の適正な行財政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

さて、白馬村の子育て支援施設の拠点として長年親しまれてきました子育て支援ルームは、本年度で建設から50年を迎えます。これまで多くの子供たちとご家族を見守ってきた施設も老朽化が進んでおり、この節目の年に解体し、同じ場所に新たな施設を整備する運びとなりました。

この建物は、昭和50年に中部保育所として誕生しました。当時のスキープームにより、ペンションやロッジの建設が相次ぎ、村外からの転入者も多く、園児数が急増しておりました。定員を超える園児を受け入れるため、玄関横に保育室を増築したというお話もお聞きます。村の未来を担う子供たちの笑い声が響き渡り、地域全体が成長の息吹に満ちていた時代でございました。

その後、平成12年には、国の臨時特例交付金を活用し、保育園に隣接して子育て支援ルームが整備されました。保護者の方々が子供を連れて気軽に訪れ、同じ立場の仲間と出会い、子育ての喜びや悩みを分かち合い、励まし合うことのできる場として機能してまいりました。

特に、どんな小さなことでも一人で抱え込まずに相談してほしいという願いを込めた運営方針は、多くの親子に安心感をもたらし、地域の子育てを支える心のよりどころともなっていました。

さらに、保育園の統合後も地域の子育て支援拠点として、世代を超えた親子を受け入れ、子供たちが初めて社会と触れ合う大切な場であり続けました。まさに村の歩みとともに、歴史を刻んできた施設であったと申せます。

新たに建設する施設におきましても、その理念を引き継ぎつつ、一時預かり機能に加え、他世代が気軽に集い、交流できる場を設け、子育てにとどまらず、地域福祉全体を支える拠点として整備を進めてまいります。ここに至るまで長きにわたりご尽力を頂いた関係者の皆様、そしてご利用くださった村民の皆様に深く感謝を申し上げます。

今議会が終わりますと、令和7年度も折り返しとなります。今年度の事業の進捗状況を確認しつつ、課題を整理し、来年度以降の事業展望を検討しているところでございます。議員各位におかれましても、お気づきの点があれば、ぜひご提言賜りますようお願い申し上げます。

朝夕はようやく涼しさを覚える季節となり、昼夜の寒暖差が大きくなってまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、引き続き本村の発展と住民福祉の向上のためにご尽力くださいますよう祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和7年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時40分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 9月18日

白馬村議会議長

白馬村議会副議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員